

# 相関社会科学

## 第 34 号

### 《一般論文》

- 人工知能に経済は設計できるか？  
 ——21世紀のサイバー・コミュニズムとその不可能性…… 山根 晴貴 (3)  
 デモクラシーは支配する…… 小林 卓人 (25)  
 高島政治学における「近代化」概念をめぐる総合的研究  
 ——革新国民運動論、メキシコ論、地方政治論を端緒として…… 田中 駿介 (45)

### 《書評論文》

- 福祉国家の成立・変遷における家族の位置付け…… 高崎 千実 (65)  
 政治的正統性は何に基礎付けられるのか  
 ——ファビエンヌ・ピーター『政治的正統性の基礎』の批判的検討…… 福島 弦 (71)  
 ケア責任の三つの側面と非自発的責任の理論  
 ——トロント『ケアリング・デモクラシー』の責任観をめぐって…… 金子 健 (79)  
 どのような正義概念を用いるべきか  
 ——『正義の概念的探究』の批判的検討…… 鷺田 樹音 (87)  
 英文要約 …… (95)

# 序

## 『相関社会科学』編集委員会

本誌『相関社会科学』は、東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻（相関社会科学コース）が中心となって発刊している学術誌である。学際的・総合的な社会科学研究の創造と進展を目的とし、1990年の創刊から今回で第34号を迎える。

本号の構成はつぎの通りである。まず本号の中心となる論文3編は、一般公募によるものである。一般公募には6編の応募があった。例年と同じく、すべての論文にかんして匿名の複数のレフェリーによる厳正な審査がおこなわれ、この3編が掲載されることとなった。惜しくも掲載に至らなかった論文もふくめ、投稿していただいた方々、レフェリーの方々、そのほか本号の作成にご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げたい。

公募論文に続いて、書評論文を4編掲載した。相関社会科学コースの日常的な関心を知っていただく一助になれば幸いである。



# 人工知能に経済は設計できるか？

## —21世紀のサイバー・コミュニズムとその不可能性

山根 晴貴

### 1. はじめに

情報技術が社会・経済のあり方を急速に変革させている。今や世界の経済はコンピュータ技術やビッグデータ、そして人工知能(AI)技術等のテクノロジーなしには決して成立し得ないと言えるほどにまで高度に情報化した。このような技術の革新とその急速な社会への実装は、過去の経済学的論争の現代的な形態での復活をもたらしている。経済資源の最適な配分を代数的に計算することで計画経済を実現することが可能であるとする社会主義者と、人為的に設計された経済的秩序に対する市場メカニズムの優越性を主張するオーストリア学派との間で繰り返された「社会主義計算論争」である。

社会主義計算論争が繰り返された20世紀において、社会主義陣営の論者たちの間で「計算」の主体として暗黙に想定されていたのは中央集権的な政府およびそれを構成する官僚たちであった。そんな彼らの議論には必然的に、そのような計算の実現可能性、すなわち人間の計算能力の限界という明白な壁が常に立ちわだかまっていた。

情報技術革命を迎えた今日の社会主義者、すなわち「サイバー・コミュニスト」たちは、膨大な情報を瞬時に処理することを可能にするテクノロジーの登場により、今や計算能力の限界による実現不可能性という計画経済にとっての障壁は解決されたと主張する。一方、過去に社会主義に立ち向かった者たちの思想を踏襲する現代オーストリア学派の論者たちは、たとえ革

新的な情報技術が登場した現代においても、人為的設計が市場制度を代替することは原理的に不可能であると強硬に反論している。

本稿は社会主義陣営の構想を集権的な市場社会主義と非集権的な民主社会主義とに分類したうえで、両者の構想にはそれぞれに異なる原理的困難が存在することを主張する。本稿の背後で一貫した主題となっているのは、現代社会における経済的な「計算可能性」である。過去の論者が主張した計算の不可能性は、単に計算能力の欠如に帰することができる種類のものなのであろうか。もしそうであるのならば、たしかに情報技術の進化によって、その不可能性は除去されうるだろう。だが、本稿の答えは否である——過去の論争において主張された経済計算の「不可能性」は、単なる計算技術の向上によっては、決して克服され得ない。

以下ではまず、バローネ、テイラー、ランゲら市場社会主義者とミーゼス、ハイエクらオーストリア学派の主張を整理し、オリジナルの社会主義計算論争を概観する(II)。

その後、現代の計算論争<sup>(1)</sup>(「サイバー・コミュニズム」論争)を市場社会主義者、民主社会主義者の異なる議論ごとに紹介する。これまで多くの批判者によって、前者のモデルはハイエクの「知識問題」に回答できていないという点が指摘されてきた(III)。本稿はそれに加え、論争におけるAI技術への言及に論点を絞り、中央集権的サイバー・コミュニストがAI技術について言及する際にその技術の機能や性質を

具体的に把握していないことを指摘する。ここでは、深層学習に立脚する現代のAIの特性を説明した上で、経済計算をはじめとするトップダウン型の経済政策の議論において、AIを重要かつ高度な意思決定の代替者として想定することの問題を明らかにする。これにより、少なくとも現代のAIは、中央集権的なサイバー・コミュニズムを実現する現代技術としては据えられないものであるという議論は一層補強されることとなる(IV)。

最後に、市場社会主義とは異なる非集権的な計画経済のモデルである民主社会主義を検討する。本稿では過去の民主社会主義者としてノイラートを取り上げ、その後、彼との類似性が見られる現代のリバタリアン社会主義者たちの議論を紹介する。彼らの主張は、その重要性に比してサイバー・コミュニズム論争のなかで言及されることが少なく、未だ多くの検討の余地を残している。本稿は、民主社会主義的なサイバー・コミュニズムのモデルはハイエクの知識問題には応答できていることを確認した上で、その限界を認識するためにはミーゼスによる批判が重要となるということを指摘する。すなわち、生産財と消費財を統一する量的単位としての貨幣が存在しない彼らの構想は、過去にミーゼスが提起した「生産財の価格づけの不可能性」という批判に対し十分な応答を提示できず、従って社会主義的計算の原理的不可能性と計画経済の必然的な非効率性というテーゼは依然として否定されない(V)。

## II. 社会主義計算論争

### II.1. 市場社会主義

20世紀前半に繰り広げられた社会主義計算論争において、経済計算による効率的な社会主義経済の運営が可能であるという発想の根底を形成したのはローザンヌ学派のエンリコ・バローネ(Barone [1908=1935])の議論である。彼はこ

の論文で、レオン・ワルラスの一般均衡理論を用いながら社会における最も効率的な資源配分が政府によって計算可能であることを数学的に証明し、計画経済が理論上は実現可能であることを示している。すなわち、当該の社会における各財の「需要、供給、生産費」(Barone [1908=1935: 246])を集計することができれば、政府の中央計画当局がワルラス的一般均衡の体系における連立方程式を解くことで各財の均衡価格を導出し最適な資源配分を社会にもたらしことが可能である。

バローネはこのように、政府が市場メカニズムの「見えざる手」の代わりとなることで、生産手段の共有という社会主義的なレジームを保ちながらも効率的な資源配分を実現することは可能であると論じた。しかも、そのような制度は不完全競争や外部性などの市場の失敗に悩まされることもない。各生産主体が提示された生産計画に対し生産コストを最小化するようにさえすれば、効率的な経済運営が可能である。

だが、バローネの時点では、彼のモデルを社会に実装する現実的なビジョンについては曖昧であった。バローネが示唆した論理的可能性に基づきより具体的な計画経済のメカニズムを構想したのが、フレッド・テイラー(Taylor [1929])やオスカー・ランゲ(Lange [1936], Lange [1937])である。

テイラーやランゲは、政府が「試行錯誤の手続き(trial and error procedure)」を通じ、消費の自由を有した市民がどのような選好を有しているかに関する知識をアップデートしながら、需要関数の正確な予測へと近似していくという計画プロセスを描写した。これは、ワルラスのいう市場の「タトヌマン(模索過程)」を政府が「競売人」となって代替することで、計画を形成・修正していくというモデルである。ランゲは「(1)選択行為をもたらし選好のスケール (2)『代替的生産手段が提供される条件』に関する

知識 (3)利用可能な資源の総量」(Lange [1936: 54])という3つのデータさえ手に入れば、このような試行錯誤の手続きによって政府は市場均衡を計算によって導出し効率的な資源配分を社会主義的に実現可能であると説明している<sup>(2)</sup>。

新古典派経済学的な市場像がもつ資源配分における本源的な効率性を認めつつ、政府や中央計画当局の計算によっても同程度あるいはそれ以上の効率性が実現可能であるとするバローネ、テイラー、ランゲに代表される主張は、サイバー・コミュニズムの可能性を主張する現代の論者と密接に関係している。このような立場を本稿では以後、市場社会主義と呼ぶこととする。

## II.2. オーストリア学派

オーストリア学派のフォン・ミーゼスは、市場社会主義の理論、そして当時成立していたソ連の計画経済体制に対し強く批判の論陣を張った代表的人物のひとりである。カール・メンガーの商品貨幣説を継承するミーゼスは、市場において交換を媒介する一つの商品として貨幣を捉える。「市場は、あらゆる商品を貨幣に、貨幣をあらゆる商品に変えることを可能にするので、客観的な交換価値は貨幣で表現される」。そのため、貨幣は「経済計算を行うにあたって人智がもはやそれを欠くことのできない補助器具」である(Mises [1912=1980: 24]、一部改訳)。

ところが、生産財が私的所有に基づく市場交換ではなく社会的な共有によって配置される社会主義経済においては、生産財の配分は市場の均衡プロセスではなく社会内部での単なる財の移動である。諸個人の主観的価値評価を客観的に表現し交換を媒介するのが貨幣の本質であるのならば、市場での交換があって初めて貨幣が生じるのであり、そして、貨幣があって初めて鉄鋼や機械のような生産財は量的に——すなわち「計算」に耐えうる形で——表現される<sup>(3)</sup>。したがって、生産財の私的所有が存在しない社

会主義経済においては、合理的な経済計算を行うことは論理的に不可能である。中央当局は消費財の疑似的な均衡価格を決定することはできても、「あらゆる生産財は交換の対象とならないので、その貨幣価値を決定することは不可能である。貨幣は、競争的社会では生産財の価値を決定する役割を果たすが、社会主義国家ではその役割を果たすことはできない。貨幣による計算は、ここでは不可能だ」(Mises [1920=1935: 92])。

言い換えれば、このミーゼスの指摘は、ランゲの提示した3条件でいう「(2)『代替的生産手段が提供される条件』に関する知識」を社会主義経済においては獲得できない、というものである。しかしながら、この反論は市場社会主義陣営によってすぐに論駁された: ある経済の全体をワルラス連立方程式として記述するのならば、適切な統計的システムさえ確立すれば生産要素についても立式をすることが可能であり、ミーゼスのいう理論的不可能性は生じない(Dickinson [1933])。加えて、「『代替的生産手段が提供される条件』は究極的にはある財を他の財へと変換することの技術的可能性、すなわち生産関数によって決定される」(Lange [1936: 55])のだから、生産財間の限界代替率さえ既知であるのならば、疑似的な均衡価格を知るために生産財の交換がなされる市場があたかも存在すると想定する必要もない。

こうして、オーストリア学派はミーゼスの理論的不可能性という論点からフリードリヒ・ハイエク(Hayek [1935])やライオネル・ロビンズ(Robbins [1934])による現実的不可能性の指摘という「第二防衛線」(Lange [1936: 56])へと後退を余儀なくされた<sup>(4)</sup>。ここでの主張は、市場社会主義は理論上可能であるものの、実際には処理しなければならぬデータと方程式が膨大すぎて一定規模の国家においてそれを実現することは不可能である、というものである。

本稿において重要なのは、サイバー・コミュニティの主張はこの「第二防衛線」を突破する(あるいは少なくとも緩和する)ように思われるということであろう。今後の議論のためにはハイエクのその後の研究、すなわち知識問題(Knowledge Problem)への発展を追う必要がある。

知識問題は、「社会における知識の利用」(Hayek [1945])において明確に提示されたハイエクの市場観と密接に結びついている。

合理的な経済秩序の問題が有する特異的な性格は、ある状況に対して我々が利用しなければならない知識が、集中的あるいは統合された形では決して存在せず、全ての独立した個人が持っている不完全でしばしば矛盾する知識の分散した断片という形態でのみ存在するという事実によって論じることができる。したがって、社会における経済問題は、単に「所与の」資源——「所与の」というのが、経済的「データ」によって設定された問題を意識的に解決するという単一の思考に対して所与であるという意味であるとするならば——をどのように配分するかという問題ではない。むしろ、社会の構成員の誰もが知っている資源を、これらの個人だけがその相対的な重要性を知っている目的のために、どのように最良に利用するかという問題なのである。あるいは、簡潔に言えば、誰にとってもその全体像は所与ではないような知識の活用についての問題なのである。(Hayek [1945: 519-520])

ハイエクがここで「知識」と呼ぶ概念は、生産量や消費量のような明示的な(「所与の」)情報にとどまらない、暗黙・文脈的・局所的な知識も含んでいる。経済を実際に構成しているのはこのような分散した知識であるとハイエクは考

え、単一の主体が経済計算のために必要な知識を全て把握することは不可能であると主張した。一方資本主義経済においては、自由市場メカニズムが分散した主観的知識を集約し伝達する効果的な手段として機能し、個々の主体間の調整を促進している。このプロセスにより、価格は無数の市場参加者の局所的かつ文脈的な知識を反映し、個々の主観的選好と均衡価格に基づいた配分という自生的秩序が生じるのである。さらに、競争と、「情動的」役割をもった価格という参照点が存在することで企業家は新規市場の開拓のためのインセンティブと最善の行動を知るための情報を得ることができ、彼らのイノベーションによって経済は駆動する<sup>(5)</sup>。

ハイエクの「知識問題」には複数の重要な観点が含まれている。ここでは後の議論のために以下の点を摘出しておきたい。

第一に、ハイエクが「分散した知識(dispersed knowledge)」と呼んだものの中には、単なる暗黙知<sup>(6)</sup>のみならず、決して自然言語や数字のような記号によって表現され得ない——客観的な情報という形式に変換され得ない——ように思われるという性質を有したものも含まれているという点である。例えばある文脈・環境におけるある消費者の「気分」や、ある熟練した生産者が身体で覚えている「コツ」ないし「カン」のようなものが挙げられるだろう。このような知識を本稿では「記号化不可能な知識」と呼ぶこととする<sup>(7)</sup>。

第二に、ハイエクが市場を動的な知識獲得のプロセスとして描写しているという点である。これは、需要や供給を所与の数量として扱い静学的に均衡分析を行うことを前提としているランゲラ<sup>(8)</sup>(ひいては一般均衡理論全体)に対するハイエクの挑戦と言える。人々は当初から合理的で、自身の選好や他の市場参加者の行動を熟知しているわけではない。経済主体は市場プロセスに参加しその経過の中に身を置くことで初

めて、ローカルな知識を獲得してゆく。自身の選好や、ある財の生産コストのような知識も、そのプロセスの中で発見されるのである。リン・キースリングは具体例を用いて、このような市場と知識の関係を描写している:「突然、LaCroix社のスパークリングウォーター……への選好/支払い意思額を尋ねたら、あなたはどうか答えるだろうか?……おそらく、答えられないだろう。なぜなら、そのような知識は私たちが選択を迫られている状況でしか生まれえないからだ。空港にいて、給水機で水筒に無料で水を汲むか1.99ドルのLaCroixの缶を買うか、どちらかが選べる。あるいは、シカゴの湖畔を5マイル歩きゴルフ練習場のカフェに立ち寄って、外は華氏80度のなか、1.49ドルのLaCroixの缶を買うか尋ねられる。その知識は、私の置かれた状況とその状況における私の好みという極めて個人的でローカルな文脈の中でしか生まれえない」(Kiesling [2023])。このような文脈に埋め込まれた知識を、キースリングにならい「文脈的知識」と呼ぶこととする。

第三に、ハイエクは分散した知識を表出・集約するメカニズムとしての市場の効率性を主張し政府がそれを代替することは不可能であるとは述べているものの、社会においてそのような役割を果たすメカニズムが自由市場のみであると述べていない。そして、例えば現代においては商品のレビューサイトやソーシャル・ネットワークによって主観的な知識が集約され価格以外の形式で諸個人に参照・利用されていることを鑑みれば、情報技術やアルゴリズムのような非市場的メカニズムを用いた「社会における知識の利用」の可能性は開かれていると言って良い。問題は、経済全体を社会主義的に運営する際に、そのような技術によって知識問題に対し市場と価格が果たしている「情報的」機能とインセンティブの提供という役割を完全に代替できるか、という点にある。

### III. サイバー・コミュニズム論争

#### III.1. 市場社会主義と知識問題

晩年におけるランゲの研究関心は、経済計算に関する彼の理論を当時登場しつつあったコンピュータ技術と結びつけることであった(Lange [1967])。人間よりもはるかに効率的かつ正確に論理的計算を実行することができるコンピュータならば、ハイエクやロビンズが張った現実的不可能性という「第二防衛線」をも突破することが可能であると考えたためである。

現代の一部の社会主義者(Cockshot & Cottrell [1993]、Bălăţescu & Prisecaru [2009]、Nieto & Mateo [2020])も、ランゲの方針を受け継いでいる。彼らの構想のベースラインは、コンピュータや遠隔通信、ビッグデータ、さらにはAIといった現代の高度情報技術を用いればバローネ-ランゲ、そしてソ連式の中央集権的計画経済がより精緻に実現可能であるというものである。そしてこのような主張に対しては、現代オーストリア学派を中心に様々な批判が寄せられている(Phelan & Wenzel [2023]、Lambert & Fegley [2023]、Boettke & Candela [2023]、Davidson [2024])。

サイバー・コミュニストたちの論点が基本的にはバローネやランゲの構想に現代の技術を加えたものであると同様に、批判者たちが挙げる論点も、過去の論者によってすでに浮き彫りにされていた問題点の再参照であることが多い。例えば、情報技術をもってしても、均衡価格と資源配分の計算は静的な条件下でのみ機能する以上変化や不確実性を考慮できないことや、諸主体に対し適切なインセンティブを提供することができないこと等が、ミーゼス、ハイエクらの古典を引き合いに指摘されている。

このような批判の中で特に繰り返し強調されており、かつサイバー・コミュニストたちが応答することに失敗していると思われるのがハイエクの知識問題である。ハイエクが経済を真に

構成していると考えた知識は、情報とは異なる。「情報は既存の知識のストックのことを指すのに対し、知識は知の領域が新たに拡大し続ける運動のことを指す」(Boettke [2002: 266])というハイエクの動的な知識拡大のビジョンに則れば、コンピュータ技術であれ、ビッグデータであれ、そしてAIであれ、それらが扱うことができるのは既知の、しかも記号化されたデータという情報のみである。したがって、情報技術で武装したいかなる中央計画者(あるいは「スーパーコンピュータか、中央人工知能」(Nieto [2023: 249]))でも、ローカルな暗黙知も含むあらゆる知識を汲み上げ動的かつ柔軟に自生的秩序を再編成してゆく市場メカニズムには敵わない。計画経済における知識の利用の問題は、中央当局の計画者が計算を行うために必要な情報が所与ではあるものの膨大すぎて計算できないということではなく、経済を実際に構成している知識が市場プロセスのなかで諸主体によって発見されるものであるということにある。情報技術による計画経済は、必然的に「発見なき計算」(Boettke & Candela [2023: 50])なのだ。

このような批判に対し、サイバー・コミュニストは応答できるだろうか。コックショットとコットレルは、現代の情報技術は知識問題を克服できると主張している(Cockshott & Cottrell [1996], Cockshott [2019])。すなわち、現代のコンピュータは大量のデータを迅速かつ正確に処理する能力を持ち、さらに情報通信技術によってハイエクのいうローカルな「知識の分散した断片」を瞬時に集約することも可能となった。これにより、いまや中央計画当局が必要とする情報を効率的に集めて計算することも可能である。

しかし、この応答はハイエクの主張を十全に汲み取っていない。先述の通り、ハイエクのポイントは単に知識が社会において分散した・ローカルなものであることだけでなく、記号化不

可能であったり、文脈的であったりするということであった。情報技術によって知識を中央に集約させることができるという反論は、知識問題の解決としては不十分である。

より近年の論者であるニエトとマテオはどうであろうか。彼らはコックショットとコットレルのものに近い主張に加え、以下の点も指摘している。まず、現代においては生産のロボット化や自動化の進展によって暗黙の知識や主観的知識の要素が排除され、全ての人間の知識を産業設計やソフトウェアに組み込む傾向が生じている(「スマート工場」)。また、生産技術の進化にもかかわらず残る暗黙の知識(技能、直感、習慣など)は社会主義化された経済においても、労働者が計画のための意思決定に積極的に参加することによって動員されうる(Nieto & Mateo [2020: 51])。

暗黙知の領域の縮小という前半の主張は現代社会の変化を適切に捉えているものの、生産側のみの論理であることが問題となる(この点は、前節で登場したスパークリングウォーターの例が需要側のエピソードであったことを想起させる)。中央計画者は、社会にどのような需要がどれほど存在するか(そのため何をどれほど生産すべきか)を知らなければ適切な計算を行うことができない。しかし、消費者が自身の選好を形成する「プロセス」が暗黙、主観的ないし文脈的なものであるのならば、やはり知識問題は依然として残る。そして、このような最もミクロな知識獲得のプロセスは、社会のオートメーション化によっても決して記号化され得ない。

後半の主張は、ニエトとマテオが中央集権的な計画経済を補強する形で、非集権的な意思決定の要素をその社会主義の構想の中に組み込んでいることに由来する。両者は民主的に選出された投資協議会(Investment Councils)を生産部門ごとに設置し、中央政府から割り当てられた

予算をどの企業家のプロジェクトに投資するか  
の決定について責任を負わせるという具体的な  
システムを提示している。投資協議会の存在が、  
物質的ニーズに背中を押された企業家が実際に  
イノベーションを起こすインセンティブを確保  
すると同時に、労働者も投資協議会に積極的に  
参与することで知識問題を回避できると両者は  
考えている。

このような構想それ自体の妥当性、例えば中  
央政府がどの投資協議会にどの程度の予算を配  
分するかをいかにして決定するかという問題や、  
労働者の「積極的な参与」による彼らの記号化  
不可能な暗黙知の集約には限度があるように思  
われるといった問題も重要であるが、より示唆  
的なのは以下の点であろう：ニエトとマテオにも見られるように、知識問題の解決のために、サイバー・コミュニストは非集権的なシステムを構想せざるを得ないように思われるということである。

この時点で、バローネ-ランゲさらにはコック  
ショットらの政府が市場を代替するという中央  
集権的計画経済の構想は、情報技術の助けを  
得ても知識問題の根本的な解決を見られない。  
さらなる分析のためには、サイバー・コミュニ  
ストのもう一つの派閥——民主社会主義——を  
第V章において検討する必要がある。

しかしその前に一点、本稿からサイバー・コ  
ミュニズム論争に対する独自の指摘として、用  
いられる技術のビジョンが(論争の参加者の多く  
が情報工学に関する非専門家であることもあり)  
曖昧であることが多いという点を論じておきたい。  
これは、情報技術を半ば「デウス・エクス・マキナ  
機械仕掛けの神」的に用い中央計画者として据える市場社会主義  
的な論者と、時にはその批判者にも見られがちな  
問題点である。次章では特に人工知能(AI)技  
術に焦点を当て、経済におけるその位置付けに  
関する議論を喚起する。

## IV. 社会における人工知能の利用

### IV.1. 現代の人工知能の特徴<sup>9)</sup>

AIに対する素朴なイメージは、事前にイン  
プットされた計算規則に基づき膨大な量のデー  
タを高速で処理することで、眼前の問題に対す  
る答えを導き出すことができるアルゴリズムと  
いうものである。このようなモデルは、あるイン  
プットに対しルールに則って決まったアウト  
プットを正確に出すことができるという意味で、  
ルールベースのAIあるいは決定論的  
AI(deterministic AI)と呼ばれる。このような  
記号処理的なAI像は、20世紀後半に興った第  
1次・第2次人工知能ブームの時代のものとし  
て、「古典的人工知能」と呼ばれている。その  
ようなAIの開発に重くのしかかった困難は、  
単純なゲームのような問題に対しては計算が可  
能でも、天文学的な組み合わせ計算を要求され  
る囲碁のような複雑なゲームや、問題領域のフ  
レームそのものが不明瞭な現実世界の課題に対  
しての拡張性がないというものであった。

現代(第3次人工知能ブーム以後)のAIを古典  
的人工知能から隔てたブレイクスルーは、機械  
学習とニューラルネットワーク、そして両者を  
組み合わせた深層学習という手法である。深層  
学習を用いたAIには、訓練データとして入出力  
の組だけが与えられれば、中間の推論過程を  
明示的なルールとして入力される必要なしに自  
ら学習によって構築するという性質がある。例  
えばChatGPT等で知られる大規模言語モデル  
(LLM)は、膨大な文書データから語同士の関係、  
具体的には「ある語の後にはこの語が出現する  
確率が高い」といった統計的パターンを学習す  
る。これにより、文法規則を事前にインプット  
したり、関連キーワードなどの特徴量を人間  
(開発者)が設計したりすることなく、質問応答、  
翻訳、プログラミングなど多様な課題をこなす  
ことができるのである。「AIと機械学習は、驚  
くべき精度でパターンを認識するための強力な

ツールである。……根本的なレベルでは、ここには『知的』なものは何もない: そこにあるのは膨大なデータのフィッティングの実践だ」(Fernández-Villaverde [2021])。

確率モデルに基づいて学習と推論を行う現代のAIは、非決定論的AI(non-deterministic AI)と呼ばれる。これは、同じ入力に対して常に同じ出力を返すとは限らず、「設計者が意図しない仕方で深層ニューラルネットワークが働く可能性は、常に存在すると考えておく必要がある」(鈴木[2024: 195])という性質に由来する呼称である。特に深層学習モデルはその複雑さゆえに、どのようにして特定の結論に至ったのかを人間が理解できる形で説明することが極めて困難である(説明不可能性<sup>10)</sup>)。また、モデルが学習データに含まれる社会的偏見や差別的な傾向を含めて学習する問題<sup>11)</sup>も指摘されている。

これは、AIは「間違えない」という像——例えば「理論的には、AIはデータに基づく客観的な分析と意思決定を提供することで、人間のバイアスを克服するのに有効だろう」(Davidson [2024: 4])といった見解——が必ずしも現代のAIには当てはまらないことを意味している。また、現代のAIは膨大な学習データを用いたパターンの抽出というタスクに極めて優れている一方で、因果推論や抽象的思考には課題が残されている。このような現代のAIの特性と課題は、責任ある開発と利用のために考慮されるべき重要な点である。

## IV.2. サイバー・コミュニズム論争における人工知能

現代のAIが有する上記の特徴を考慮することで、膨大な量のデータを処理し経済計算を行う中央計画者としてAIを想定する(先のニエトの表現では「中央人工知能」)ことは本質的に困難であることがわかる。第一に、ワルラス連立方程式というトップダウンのルールを決定論

的に解く作業は現代のAIのメカニズムに沿っておらず、大規模な数値計算に特化した従来型の計算システムの方が適している。仮にそのような用途ではなく「学習を行う」というAIの特徴を活かす場合、アウトプットに対するフィードバックをもとに自律的に再学習を行う強化学習モデルのようなものが想定されるだろう。すると第二に、そのようなモデルは人間によるフィードバック、すなわちどのような配分が好ましかったか否かに応じて報酬関数を設定するという作業を経る必要があり、結局は動態的な経済の中でいかにして諸個人の主観的な嗜好・知識を集約し「望ましい配分」を知ることができるかという従来の知識問題に回帰する<sup>12)</sup>。第三に、説明不可能性等の問題によって倫理的・規範的な問題が生じる: どのような推論によって導出されたのかが誰にとっても不明な配分ルールに基づいて計画経済を運営することが、人間の経済の「正当な」あり方と言えるだろうか<sup>13)</sup>?

AI技術の具体的な性質と特徴を考慮した議論は、サイバー・コミュニズム論争において少ない。サイバー・コミュニストはAIをコンピュータやビッグデータと並列に「現代の情報技術」としてひとまとめにすることが多く、また、時に古典的人工知能と現代のAI技術とを混同しているように思われる記述も現れる<sup>14)</sup>。

一方で、サイバー・コミュニズムの批判者がAIを利用した計画経済の不可能性に言及する際の典型的な主張は、AIが知識問題に苦しむというものである。

AIを中心に扱っている現代オーストリア学派の論者として、デイヴィドソン(Davidson [2024])が挙げられる。デイヴィドソンが「AIは計画経済の問題を克服できるか?」という問題提起に対し否定的に答えるのは、「なぜなら単純に、AIは……知識問題を解決できないため」である(Davidson [2024: 1])。ここで彼は、

経済学者ハーバート・サイモンと心理学者ゲルト・ギーゲレンツァーによる「限定合理性 (bounded rationality; Simon [1992]、Gigerenzer [2017])」概念の重要性を主張し、ハイエクの議論と結びつけている。サイモンやギーゲレンツァーの限定合理性の発想は、人間は認知資源や意思決定のための時間が限定された環境に適応するように、認知能力を進化させてきたというものである。例えば、我々が日常的な経済的意思決定を高速かつ儉約的に行うことを可能にする種々のヒューリスティック<sup>15)</sup>は限定合理性を有した主観的知識であり、市場プロセスのような経験の中で発見されるものである。AIは「現実世界の経験(real-world experience)」を通じて限定合理性を獲得することができない。このような観点からデイヴィドソンは、AIは既存のデータを学習することはできても、暗黙の・記号化不可能な・文脈的な知識を集約することはできないという意味で知識問題に苦しむだろうと主張している。

同様の主張は他の論者にも見られる。フィーランとウェンゼルは、計画経済問題をAIで解決するには「既成概念にとらわれない思考」ができる機械が必要だが、AIは「箱の外で考える」ことができないと述べる(Phelan & Wenzel [2023: 178])。ランバートとフェグレイもビッグデータは全て「完全に過去のもの」であることを指摘している(Lambert & Fegley [2023: 246])。

本稿は、AIは知識問題を解決せず、従って中央集権的計画者としてAIをデザインすることは適切でないという上記の主張のラインは妥当であると考えられる。しかしながら、AIはヒューリスティックを用いることはできず、限定合理性を有し得ないというデイヴィドソンの議論の一部には同意しない。予め定められたルールに基づいて膨大な情報を正確に処理する高性能な計算機械としてのAI像は古典的人工知能のものであり、深層学習を用いる現代のAIはむ

しろ経験を通じて、人間のように独自の主観的情報処理体系を構築するというモデルであるためだ。

本稿はデイヴィドソンと正反対の方向から、同じ結論を提示する。すなわち、現代のAIはある種の限定合理性を有しているものの、そして有しているからこそ、知識問題を解決しないのである。

まず、トップダウンな論理規則に基づいた決定論的な演算を行うのではなく、経験や学習を通じて暗黙的・主観的な認知体系を構築するという点で深層学習に基づくAIはサイモンが描いた限定合理的主体に近い<sup>16)</sup>。しかしながら、統計的なパターン認識を行うAIと、記号と概念を対応させ意味理解を行う人間との間では、その「経験」の内容や学習プロセス、学習の結果身につけた推論様式には大きな違いがある。そして、AIの認知体系はしばしばその大部分がブラックボックスである。そのため、例えばAIを用いたシミュレーションによって人間が特定の環境や文脈に対しどのような限定合理性を獲得するかを予想したり、人々の限定合理性を集約したりすることに利用できるとは考えにくい。

さらに上記のような説明は、非決定論的AIはむしろ主観的・文脈的知識の領域を増加させる新たな主体であるということの意味する。つまり、AIの社会・経済への実装はその内部における暗黙知を増加させる。中央計画者にとって、AIは知識問題を解決するどころか、助長するのである。

サイバー・コミュニズム論争のような社会経済的議論においては、AIをはじめとするテクノロジーについて、その実態(どのような仕組みであり、どのような特徴を有しており、どのような種類のタスクを得意・苦手とするか)を可能な限り理解した上で具体的な議論を進めて行くことが重要となる。

少なくとも今日のAIは、SF映画『2001年宇宙の旅』に登場する「一度も間違いを犯したことがない」HAL-9000のような決定論的AI、あるいはラプラスの悪魔のような「超知能」ではない。その性質を考察することなしに、AIを膨大な計算を処理しユートピア的経済制度を地上に創ること可能とする「賢い機械」<sup>スマート・マシン</sup>として扱うことはできない(Davidson [2024: 7])。そして現代のAIは、社会・経済制度をサイバー・コミュニズムへと一足跳びに変革させることを可能にするようなものであるとは思われない。どのような技術が社会にどのような変化や制度の実現を可能にするかという問いは、情報工学の専門家や経済学者等、多角的な論者が参画して学際的に取り組まれる必要のあるオープン・クエスチョンである。

## V. サイバー・コミュニズムの非集権的構想

### V.1. ノイラートの現物計算と民主社会主義

過去の社会主義計算論争に参加した論者の中には、バローネ-ランゲ流の市場社会主義の道を拒みつつ、社会主義の構想を描いたカール・ポランニーやオットー・ノイラートのような者もいた。そして、ソ連経済の失敗、特に中央集権的な官僚制が腐敗や汚職、飢餓、さらに恐怖政治的な独裁を産んだという歴史の教訓は、現代の社会主義者たちをより民主的な社会主義のビジョンへと後押しする。本稿ではこのような構想を「民主社会主義」と呼び、市場社会主義とは区別して考察する。本章では非集権的なサイバー・コミュニズムとその問題点を分析するため、ノイラートおよび彼の体系を継ぐ現代の論者を取り上げる<sup>(17)</sup>。

ノイラート(Neurath [1916=2004])は第一次大戦中にイギリスが組織した戦時経済に着目し、同様の試みを平時においても実行することで効率的に必要な物資の生産を確保でき、かつ景気変

動に影響されることのない社会主義経済を構築することができる」と説明している。

ノイラートの構想において重要なのは、彼が他の論者とは異なり、計算のための共通単位(市場社会主義者やミーゼスにおいては貨幣、他のマルクス主義者においては投下労働時間)を想定しない現物計算(*calculation in natura*)にこだわっているという点である。その基礎には、価値の共約不可能性(*incommensurability*)という問題提起が存在する。ノイラートによれば、生活に幸福をもたらす諸価値、例えば衣食、教育、さらには友情や市民的自由は単一の尺度に還元することができない多元的なものである。したがって、社会主義的経済においても、諸価値の配分を決定するための計算は、各価値の意味を捨象した貨幣による計算ではなく現物計算としてなされなければならない<sup>(18)</sup>。

後年のノイラート(Neurath [1942=1973])は、民主社会主義の一形態といえる独自の構想を描写している。彼の社会では「社会設計者(Social Engineer)」の役割は、中央集権的に計算を行いトップダウンに市民を生産ラインへと配置する官僚的計画者としてではなく、社会に暮らす人々の「幸福条件(happiness condition)」を調べ、時に相競合する諸条件をいかに調停すべきかの協議を市民に促すコミュニケーターとして描かれる。共約不可能な諸価値をどのようにバランスさせるかという問題の解は決して一意には決定され得ず<sup>(19)</sup>、民主的に決定されなければならない。社会設計者は、あくまでそのような民主的プロセスの促進と調停を担う存在である。

本稿ではノイラートの構想の詳細を検討することはせず、社会主義陣営におけるノイラートの特異性は、第一に貨幣(およびそれに類する統一的計算単位)を用いない現物計算という立場をとっていること、第二に非中央集権的な(分権的な)社会として計画経済を描写していることの二つにあるという点を述べるにとどめて

おく。なぜならば、ここでの目的はサイバー・コミュニズム論争においてもこれらの特徴を継承した一陣営が存在するという事実を、過去の社会主義計算論争におけるノイラートという論者と接続させることにあるためである。

## V.2. リバタリアン社会主義とミーゼス批判

現代の社会主義者の中には、ノイラートの民主社会主義と類似した、非集権的な計画経済を描いている者たちがいる。そのような構想のなかでも特に多くの関心を集めているのは、マイケル・アルバートとロビン・ハーネルが理論化した参与型経済(participatory economics; parecon)のモデルである (Albert & Hahnel [1992, 2002], Devine [2002])。このモデルでは、経済を計画・設計する単一の中央政府は存在せず、全ての市民が民主的に参画する労働者・消費者の評議会が個々の部門ごとに設置され市場経済の代替的機能を果たすとされている。このような民主的であるだけでなく完全に非集権的な経済の構想は、「リバタリアン社会主義」と称され民主社会主義と区別されることもある (Hahnel [2008])。

情報技術の社会主義への応用を検討する論者たちのなかにも、このリバタリアン社会主義モデルに強い影響を受けた主張が見られる (Saros [2014], Morozov [2019], Laibman [2020])。本節ではその主張を検討する。

エフゲニー・モロゾフは、アマゾンやウォルマートのような近年最も成功している資本主義的企業がビッグデータを駆使し需要予測とそれに基づいた仕入れ量・価格の計画・調整を行っていることを指摘している<sup>20</sup>。「資本家が計画を立てられるのなら、なぜ社会主義者には立てられないと言えるのか」 (Morozov [2019: 35]) ? しかも、ビッグデータが経済を駆動しターゲット広告やレビューサイトのような非価格・非市場的な情報が消費者の選好形成に作用

する現代の「データ・リッチ」な社会では、もはや価格システムの情動的効率性と貨幣の本質的重要性というオーストリア学派のテーゼは成立しない。

モロゾフはデータ・リッチな資本主義社会において、ビッグデータが一部の大企業によって独占され、そのような企業の利潤最大化のために用いられているという歪みを問題視する。それゆえに、彼の描く「デジタル・ソーシャリズム」の構想はデジタル技術の公共性とデータの民主化という主張から始まる。デジタル技術の成果は公共の利益として扱われるべきであり、インターネットやデジタルプラットフォームは公共インフラストラクチャとして再考されるべきである。そして、そのためには現在の市場主導のアプローチから脱却する必要がある。

モロゾフはそこで、そのようなデジタル技術による恩恵の公共的分配を可能にするのは、生産手段が私的にではなく社会的に所有され公共的に管理される社会主義経済であると主張する。また、市民の行動によって生み出されているビッグデータの所有権と管理を公共の手に戻すこと、すなわちデータの民主化も重要である。

彼の構想は、ハイエクの「知識問題」批判に対し極めて周到に対処している。まず、市場は単なる競争の舞台ではなく、諸個人の主観的な知識発見と社会の知識の発展・蓄積のプロセスでもあるというハイエクの市場観に対しては、社会のニーズを発見する「問題発見者」的市民とそれを解決しうる可能性が高い「問題解決者」的市民を結びつけるようなマッチング・アルゴリズムを設計することで、新結合の誕生を可能にするという「連帯ベースの発見手続き (solidarity-based discovery procedures)」を提案している。また、サイバネティクスによって包摂された経済では、社会における非市場的な自生的秩序(例えば公教育や教会制度、NGOなど)の効率性を説明できないというハイエクの

残した課題も克服されるとさえ論じている<sup>(2)</sup>。

モロゾフはコックショットら市場社会主義的サイバー・コミュニストを批判し、非集権的な計画というビジョンを明確にしている。彼は、ダニエル・サロス(Saros [2014])の「ニーズ・ベース社会主義(needs-based socialism)」構想に依拠しその具体的なビジョンを提示する。

もっと分散化され自動化された非官僚的な代替案がデジタルフィードバックインフラを活用することで実現可能かもしれないのに、なぜ中央計画を主張するのか？そのような代替案がどのようなものかを最も野心的に描いたのは、アメリカの急進派経済学者ダニエル・サロスである。彼はその厳密かつ明快な、そして不当に見過ごされている『情報技術と社会主義建設』でこれを行った。

……サロスの優雅な解決策は、社会的調整のための価格システムの多くの利用方法を分解し、一部は保持し、他は「フィードバックインフラ」自体で置き換えるものである。彼のシステムの中心には、AmazonとGoogleを混ぜたような総合カタログがある。ここでは、労働者によって運営されるギルドのような「労働者評議会」(労働者が運営するスタートアップ企業と考えてみてほしい)が……自分たちの製品やサービスを一覧にする。消費者は一人一つのデジタルIDカードを持ち、各生産サイクルの初めに設定される「ニーズ登録期間」にカタログにアクセスして自分のニーズを登録し、次のサイクルに欲しい製品を量とともにランク付けする。……生産者(その製品がAmazonのように総合カタログでランク付けされ、評価が労働者のボーナスに影響する)は予想生産数を計算し、カタログに必要な入力を登録する。生産者はビッグデ

ータによって分析された消費パターンや、消費者が事前に示したニーズを用いて生産数を微調整することができる。(Morozov [2019: 63-64]、強調は原文)

モロゾフおよびサロスのこのような構想の現実的な可能性については、経済的・非経済的を問わずさまざまな観点から議論が必要となるだろう。非経済的な論点としては、例えばデータの民主化によるプライバシー保護の問題等が挙げられるが、本稿では経済的問題のみを指摘する。

サロスの構想に対する第一の疑問は、「ニーズ登録期間」において自身の将来の需要を予測できる財はごく僅かであるように思われるという点である。例えば医薬品は、自分が将来いつ・どのような傷病に罹るかを知り得ない都合上、個人が事前に消費量を予測することができない。そして、これは医薬品のような一部の例外にとどまらない。日常生活を想起すれば、例えば夕飯に突然何かを食べたい気分になることや、新作の小説を購入する(当然、それが生産されて世に出るまで自分はその小説の存在を知らないのだから、自分がその小説を需要することも知り得ない)ことなど、事前に「登録」が可能なニーズが少数なことに気が付くだろう。

第二の疑問点は、需要超過な財に対しいかなる配分規則が用いられるかというものである。例えば、ある農作物が気候や伝染病等の不確実な原因によって不作となり「ニーズ登録」をしている消費者全員に希望数を配分することが不可能になったとしよう。市場メカニズムであれば、このような外生的ショックは均衡価格の上昇——供給関数の上方シフト——として速やかに反映され、需要超過の状態は次第に需給均衡の状態へと戻る。一方でサロスの構想は、事前のニーズ登録に基づいた硬直的な配分規則しか参照することができず、外生的ショックがもた

らされた後の需要量と適正な配分を知ることができない。第一と第二の点をまとめて端的に言えば、モロゾフやサロスの構想は不確実性に対しどの程度対処できるか——外生的ショックによる需要や供給の変化に即時的に反応し、利潤を追求する生産主体によって対処される市場メカニズムと同等の柔軟性を有しているか——についての説得力を有していないように思われる。

第三の、そして最も重要と思われる点は、市場社会主義者にとっては問題とならなかった「生産財の配分決定の不可能性」というミーゼスの批判が非集権的な社会主義においては致命傷となるということである。価格が存在せず生産部門が公共化された経済では、計画者は生産のための資源をどのように配置するかを決定することができない。生産財・消費財を包括した経済全体をワルラス連立方程式の体系に組み込み、中央計画当局があたかも市場があるかのごとく貨幣的計算を行うことで配分を決定する市場社会主義のモデルにとっては、この批判は理論上反駁しうるものであった。しかし、全ての生産部門を束ねる中央集権的なユニットも、生産財・消費財を同一に統制する貨幣という量的単位も存在しない民主的な社会主義のモデルについては、ミーゼス批判は息を吹き返す。

モロゾフが例として挙げたアマゾンとウォルマートがどちらも小売を中心とする企業であるという事実も、この問題を間接的に浮き彫りにするだろう。アマゾンやウォルマートが「計画」しているのは、どの財をどれほど購入し自社の倉庫にストックするかであって、どの財をどれほど生産するかではない。ミーゼスも認めているように、市民の需要さえ知ることができれば、消費財(すなわち「総合カタログ」上で消費者に提示される財/最終財)の効率的配分を計算によって導出することは市場社会主義であっても民主社会主義であっても(そしてアマゾンやウォルマートにも)可能であろう。問題は、

稀少性を有した生産手段(生産財/中間財つまり土地や労働力、生産機械のような資本)をどのように配分するかである。生産が分権的な労働者評議会によって委ねられ、それらを束ねる中央計画者も存在しない社会において、どの生産部門(評議会)に生産要素をどれほど配分するかはいかにして決定されるだろうか。加えて、一部の財(例えば電力)は社会において生産手段としても最終財としても用いられる。そのような財については、他の最終財の生産手段としてはどれほど、単純に消費される財としてはどれほど用いられるべきかという二階の配分問題も生じる。貨幣が全ての生産財・消費財の交換を媒介し、共通の価値表現として配分を統制する単一の客観的単位として機能する市場メカニズムにおいては、このような二階の配分問題の均衡解も自生的に実現する。

サロスは、非集権的な構想が抱えているミーゼス批判への脆弱性を認識しているようにも見受けられる。

……第5章では、非集権的な社会主義に関するさまざまな提案を検証する。……これらの提案は、社会主義者が経済計算の方法を欠いているというミーゼスの批判に十分に答えていないことが大きな理由で、社会主義変革の要件を満たしていないとここでは論じられる。したがって、これらの提案は、人々のニーズに基づく社会主義的な経済計算方法を特定し、生産様式の中で中心的な位置を割り当てることに失敗している。そのような計算方法なしには、社会主義も共産主義も不可能である。(Saros [2014: 4])

その上でサロスが訴えるのは、マルクス主義に対するミーゼス批判の不当性である。

……ここでミーゼスの立場の問題が明らか

になる。ミーゼスは社会主義的計算方法の論理的不可能性を主張した。しかし、彼の主張は歴史的に限られた文脈に基づいていることに気づかなかつた。マルクスが社会主義の組織に関して沈黙していた……理由は、マルクスの生存期間中には社会の生産力が十分に発展しておらず、社会主義の可能性を許容しなかつたことにある。……ミーゼスが社会主義的経済計算の論理的不可能性を主張した一方で、マルクスはそのような計算が社会の生産力の発展に依存していることを漠然と認識する先見の明を有していた。十分に発展した生産力がなければ、社会主義は単に不可能であった。多くの社会主義者は、社会的生産力の十分な発展とは、社会が必要な物資の豊富な生産能力を持つことであると長い間主張してきた。だがここでの主張は、社会主義社会において人間のニーズに関する経済的コミュニケーションが果たす中心的役割を社会主義者は認識できていなかったが、それが最近発展した情報技術によって可能になったということである。(Saros [2014: 4-5])

しかし、ここでのサロスの主張はミーゼスの批判を正確に受け取っていない。ミーゼスが指摘したのは貨幣の不在による生産財の配分決定の理論的不可能性であり、のちのハイエクやロビンズが提起した技術の制約による実践的不可能性とは異なるためだ。サロスはこちらで、ミーゼスの批判は当時の技術的文脈に依存していると、「最近発展した情報技術によって」もはやミーゼス批判は克服されたと片付けている。しかし、サロスは議論を「ニーズを経済的に伝達」することができる消費財のみに絞っている点に注意が必要である。これは多くのサイバー・コミュニストが行ってきた議論と同様、生産財の配分問題に対する十全な回答とは言えない<sup>22</sup>。

### V.3. サイバー・コミュニズム——まとめと提言

本稿の主張は、サイバー・コミュニズムには二つの類型——パローネランゲの系譜にある市場社会主義と、ノイラートの民主社会主義的構想をさらに深化させたリバタリアン社会主義——が存在すること、そして前者に対してはハイエクの、後者に対してはミーゼスの過去の指摘が依然として有効であるというものであった。現代オーストリア学派が「サイバー・コミュニスト」として批判の俎上に載せる対象は前者であることが多く、時に後者が前者と同一視されることもある<sup>23</sup>一方で、ニエトとマテオにも見られるように、サイバー・コミュニストの主張は程度の差こそあれ非集権的なモデルへと寄っているように見える。

批判者の多くは市場社会主義者のみを暗に仮想敵として取り上げ、ハイエクの知識問題を特に強調することで自生的秩序としての市場が有する情報の効率性と配分メカニズムとしての妥当性を主張している。

それに対し本稿は、市場社会主義とリバタリアン社会主義というサイバー・コミュニズムにおける異なる二つの主張を取り上げ、前者に対しては知識問題に加え、情報技術に対する理解の曖昧さを特にAI技術に絞って指摘した。情報技術を社会や経済を構成する制度そのものに応用するような議論においては、その利便性や革新性だけでなく、技術的な特性や限界にも目を向けることが重要である。計画経済のモデルについて論じるうえでも、現代のAIがもつ非決定論的性質や説明不可能性のような特性は考慮されるべきである。本稿ではAIのみを取り上げたが、ビッグデータやスーパーコンピュータのようなサイバー・コミュニストおよびその批判者が取り上げる他の技術についても、類似した指摘と深化が可能であろう。

そして後者に対しては、過去にすでに論駁されたものであるために比較的言及されることの

少ないミーゼスの批判が重要となることを指摘した。「経済学は、代替用途を持つ稀少な手段と、目的との間にある関係性としての人間行動を研究する科学である」(Robbins [1932=2016: 17])という著名な定義にも現れている経済問題における重要な問いは、稀少性を有する諸手段としての生産要素を種々の代替的選択肢に対しどのように配分するかというものである——孤島のロビンソン・クルーソーが難破船から持ち出した木材を住居制作に用いるか農具制作に用いるかを思案したように。情報技術をもってしても、貨幣と価格による自生的配分秩序を用いずに生産財の価値をいかに決定するかという問題に対し、民主的社会主義者が解決策を提示できるかは定かではない。

ただしこの指摘は、社会全体における経済的配分を計算によって決定するという社会主義計算論争の文脈での、非集権的な構想へと向けら

れたものである。まさにアマゾンやウォルマートが行っているように、よりミクロな経済活動を情報技術やアルゴリズムを用いて「アップデート」したり、大枠では市場的配分メカニズムを維持しつつ参与型経済モデルを組み込むことによって環境問題や経済的平等のような諸論点に対処したりといった、「完全に自由放任な市場か、完全に設計主義的な経済か」という二元論にとらわれない折衷的な議論の余地は十分に残されているという点は、最後に強調しておきたい<sup>24</sup>。マッチング・アルゴリズムを利用したマーケット・デザインなど、過去の二元論的、イデオロギー的「論争」の渦中においては想像もし得なかった新たな可能性やそれらが抱えている問題点については、情報技術の特徴についての多角的かつ分野横断的な議論も含め、今後ますます重要な論点となってくるであろう。

## 謝辞

本論文に対し重要な指摘とご助言をいただいた東京大学の斎藤幸平氏、東洋大学の太子堂正称氏および匿名の査読者2名に深謝の意を表す。また、草稿に対し多数の有益なコメントを私的にいただいた吉田真大氏、六川雅英氏に感謝を申し上げる。無論、残された過誤は全て筆者に帰するものである。

## 註

1. 「現代の社会主義計算論争」として言及される議論として、このサイバー・コミュニズム論争だけではなく、ナッジ政策の正当性をめぐるキャス・サンスティーンらリバタリアン・パターナリストと現代オーストリア学派の対立も挙げられる(Devereaux [2019])。二つの議論はハイエクの「知識問題」の重要性や政府によるビッグデータの利用などパラレルな論点や議論構造を有しているものの、かたや経済計算の(不)可能性の議論、かたや政府によるナッジの(不)可能性に関する議論と地平が異なっている点(そして後者の方がオリジナルの「計算論争」からは軸が離れている点)に注意が必要である。
2. 無数の連立方程式による均衡価格の計算というバローネランゲの方針は、レオニード・カントロヴィッチの線型計画法という形でソ連において実現されることとなった。
3. 貨幣の本質に関するミーゼスのこのような理論的立場に対しては、数多くの異論も存在する。例えばPolanyi [1968=2003]は経済人類学・歴史学的視点から、貨幣、交換、市場は全て別個の起源と機能を有していることを主張している。

4. ただし、生産財の価格付けの理論的不可能性を指摘するミーゼス批判はランゲらによって論破されたという通説的な社会主義計算論争の解釈は、シュンペーターらによるミーゼスの論考の誤読によって創造されたものにすぎないとする見解もある(Hayek [1945: 528-529]、吉田[1991: 58-59])。例えばLavoie [1981]は、ミーゼス批判は(のちのハイエクらと同様に)動態的な経済における計算を当初から問題としており、静学的な均衡モデルを前提とするランゲの理論は反論を提供していないと分析する。また、Horwitz [1998]はMises [1912=1980]における彼の貨幣理論と社会主義計算論争での主張(Mises [1920=1935])を連続的に捉えることで、貨幣的計算の重要性を指摘するミーゼス批判は、やはり経済の動態的なプロセスを問題としたものであったと論じている。
5. 「企業家的」主体と経済に関する研究は、以後の後期オーストリア学派、特にイズライール・カーズナー(Kirzner [1973])によって発展した。
6. ハイエクの「分散した知識」は、『暗黙知の次元』(Polanyi [1966=2003])の著者として知られる科学哲学者マイケル・ポランニーの影響を受けたものとして知られている。一方で、「暗黙の知識」に対する考えは彼の思想の深化とともに変遷しており、暗黙知は明文化可能かという点などについてはポランニーと意見が異なっていることなどから、その受容は限定的なものであったという指摘も存在する(Oğuz [2010])。
7. ハイエクの思想体系において、このような身体的な知も含めた人間の認知像は「感覚秩序(Sensory Order)」という独自の進化心理学的概念として提示されている(Hayek [1952b]、Vanberg [2017])。
8. 正確に言えば、「試行錯誤の手続き」を提唱しているテイラー、ランゲは時間の経過をモデルに組み込んでいる。ただし、ここで動的に扱われているのは試行錯誤を行う計画者の予測であり、近似を試みられる需要関数は所与として扱われていることが肝要となる。
9. 本節の内容については、鈴木[2024]を中心に参照した。
10. 深層学習モデルのこのような問題に対しては、説明可能なAI(explainable AI、XAI)の開発という研究が近年活発になされている(大坪ら[2021])。併せて、深層学習を用いたAIがなぜ「うまくいく」のかという原理に関しても未だ謎が多く、膨大な研究と仮説が累積されている最中であるという点も重要である(今泉[2021])。
11. 例えば2018年には、アマゾンが採用活動に使用していたAIツールが女性候補者よりも男性候補者を優遇するように学習していたことが報告された(Manyika et al. [2019])。
12. 他の技術的指摘として、公共政策の領域においては、そもそも先例のなさ・少なさによる学習データの質・量の確保の問題やパンデミックのような過去に起こったことのない社会事情への対応といった問題も発生しうる。フェルナンデス＝ヴィラバーデ(Fernández-Villaverde [2021])は、機械学習の公共政策への利用の限界として、企業が需要予測等で用いるビッグデータと比べて金融政策に関するデータは少ない(統計を開始した1947年から現在までの、せいぜい300個程度)ため、パターン発見的な現代のAI技術は金融政策には応用しづらいと指摘している。
13. また現実的には、非決定論的かつ説明不可能なAIを計画に用い経済的不利益——極端な例を挙げれば、生活インフラの欠乏や飢饉——が発生した場合の責任はどこに(誰に)生じうるのかという問題も浮上するであろう。
14. 「科学的-技術的コーディネーションの手順: 現代の情報通信技術(ビッグデータ、人工知能など)に基づく、効率的な配分のための本質的な数学的最適化」(Nieto & Mateo [2020: 52])。

ただし、現代のAI技術を決定論的な(コンピュータと同類のもの)ものとみなすのはサイバー・コミュニズム論争全体の傾向とも言えるだろう。このような混同は批判者の側にもしばしば見受けられる:「テクノ社会主義

におけるAIの役割を取り上げるという目的から言えば、『親切的な』学習環境とは例えばチェスのようにアルゴリズムが固定されたものであり、『困難な』学習環境とはオープンエンドなものである。コンピューターは『親切的な』学習環境を使いこなすことができるが、『困難な』学習環境ではお手上げである。……機敏な起業家は、不器用な官僚とは異なるだけでなく、『親切的な』学習環境という条件下で学習するAIとも異なる」(Boettke & Candela [2023: 53]、強調は引用者)。

15. 例えばチェスを打っている場面を想像しよう。もしあらゆる手もたらす可能性を全て思考する場合、天文学的な量の手の組み合わせを計算しなければならなくなってしまう。そこで「敵の駒が取れる手が存在する場合は、それを打つ」のような、最善ではないかもしれないものの良い結果をもたらす可能性が高い思考法、すなわちヒューリスティックが有用となる。
16. サイモンが初期のAI研究を代表する人物の一人でもあり、彼の「限定合理性」自体がAI研究と深い関わりのある概念であるという事実も重要である。「サイモンが限定合理性の中で発展させた概念は、人工知能に関する彼の解釈の足がかりとなった。彼の限定合理性プログラムは、……人間の心の働きについての研究のための手段を提供した」(Sent [1997: 334])。「ヒューリスティック」という術語も元々、古典的なAI研究において用いられていたものであった(Gigerenzer [1991: 101-102])。
17. 透徹した批判的視点から市場社会を分析し、計算論争の「市場メンタリティー」への一元化を指摘したボランニーの機能的社会主義論については西部[1996]第5章を参照。ノイラートとボランニーの構想は、独自性を有しながらも、少なからぬ点で共通している。
18. ノイラートに対し、ミーゼスは統一の価値尺度が存在しなければ生産財の配分を計算することは不可能だと批判した(Mises [1920=1935: 104])。ハイエクも同様の批判を残している:「ノイラートは、価値計算なしで合理的な経済的資源の利用をおこなうことの克服し難い困難さにまったく気がついておらず、それどころか一つの利点であると考えてさえいたようだ」(Hayek [1935: 31])。
19. 例えば「環境に配慮するが現在の構成員は暖炉で暖まることができない社会」と「環境は汚染されるものの現在の構成員は暖炉が使える社会」の比較は、「環境」と「暖かさ」の価値が共約不可能である以上どちらのシナリオの方が優れているかを単一の単位によって表現することはできない。この意味で、ノイラートの「幸福」は経済学的な「効用」概念とは異なる。
20. ウォルマートの小売システムが社会主義者の描く計画経済のビジョンと類似しているという指摘自体は、モロゾフではなくレイ・フィリップスとマイケル・ロズウォスキの著作がオリジナルである(Phillips & Rozworski [2019])。
21. この議論において、モロゾフはチリのアジェンデ政権において国営企業を運営する実時間コンピュータ制御システム「サイバーシン」の開発を行ったことで知られるスタッフォード・ビーアのサイバネティクス論を繰り返し引用している(ビーアの「ネットワーク社会」構想については河合[2022]等を参照)。
22. サロスの具体的な構想が記されている第7章では、ミーゼス批判への応答という形で生産用インフラへの投資としての鉄道建設の例が挙げられている。ここでは、どのような鉄道をどのルートに建設すべきかという経済問題に対し、まず個人々が道路の修理や新たな道路へのニーズを登録し、それを元に生産および交通部門の労働者評議会が協議をすることで最終的な建設計画を決定するというビジョンが描かれている(Saros [2014: 218-219])。

しかしながら、このような形で「ニーズ・ベース」で配分が決定できる生産要素は、やはり鉄道のような最終財に限られるという批判を逃れられないであろう。

23. 現代オーストリア学派からモロゾフらへの言及が少ないことは、ノイラートの議論が社会主義計算論争において中心的なものではなかったことも重なる。ボトケとキャンデラ(Boettke & Candela [2023])はモロゾフを取り上げているものの、非集権性という性質を考慮せず、コックショットの主張と区別せずに批判してしまっている。
24. 学説史的研究で言及されることは稀であるが、ジョセフ・ポパー＝リンキュイズ(Popper-Lynkeus)やカール・バロッド(Karl Ballod; Ballod-Atlanticusの名でも知られる)のように、過去の論争においても混合経済的なビジョンを提示した論者は存在した。特にノイラートは両者の議論を頻繁に参照しており、彼らの構想の現代的意義を考察していくことは今後重要となるであろう(Ubel [2005])。

## 文献

- Albert, Michael and Robin Hahnel (1992) "Participatory Planning," *Science & Society*, 56(1): 39-59.
- (2002) "In Defense of Participatory Economics," *Science & Society*, 66(1): 7-21.
- Barone, Enrico (1908) "Il ministro della produzione nello stato collettivista," *Giorale degli Economisti*, 37: 267-293. =(1935) "The Ministry of Production in the Collectivist State," in Friedrich A. Hayek (ed.) *Collectivist Economic Planning*, London: Routledge, 245-290.
- Boettke, Peter J. (2002) "Information and knowledge: Austrian economics in search of its uniqueness," *The Review of Austrian Economics*, 15: 263-274.
- Boettke, Peter J. and Rosolio A. Candela (2023) "On the feasibility of technosocialism," *Journal of Economic Behavior and Organization*, 205: 44-54.
- Bălăţescu, Ionela and Petre Prisecaru (2009) "Computability and Economic Planning," *Kybernetes*, 38(7-8): 1399-1408.
- Cockshott, W. Paul (2019) "Response to Horwiz," Personal Website, Retrieved July, 10, 2024 from <https://paulcockshott.wordpress.com/2019/10/30/response-to-horowitz/>.
- Cockshott, W. Paul and Allin F. Cottrell (1993) *Towards a New Socialism*. Nottingham: Spokesman.
- (1996) "Information and economics: a critique of Hayek," *Political Economy*, 16: 177-202.
- Cottrell, Allin F. and W. Paul Cockshott (1993) Calculation, Complexity and Planning: The Socialist Calculation Debate Once Again. *Review of Political Economy*, 5(1):73-112.
- Davidson, Sinclair (2024) "The economic institutions of artificial intelligence," *Journal of Institutional Economics*, 20(e20): 1-16.
- Devereaux, Abigail N. (2019) "The nudge wars: A modern socialist calculation debate," *The Review of Austrian Economics*, 32(2): 139-158.
- Devine, Pat (2002) "Participatory Planning through Negotiated Coordination," *Science & Society*, 66(1): 72-93.
- Dickinson, Henry D. (1933) "Price Formation in a Socialist Community," *Economic Journal*, 43(170): 237-250.
- Fernández-Villaverde, Jesús (2021) "Artificial intelligence can't solve the knowledge problem," *Public Discourse: The Journal of Witherspoon Institute*, Retrieved July, 8, 2024 from <https://www.thepublicdiscourse.com/2021/07/76963/#:~:text=The%20only%20reliable%20method%20we,its%20outcomes%20are%20often%20unsatisfactory>.

- Fonseca, Gonçalo (n.d.) "The Socialist Calculation Debate," The History of Economic Thought Website. Retrieved July, 31, 2024 from <https://www.hetwebsite.net/het/essays/paretian/socialcalc.htm> .
- Gigerenzer, Gerd (1991) "How to Make Cognitive Illusions Disappear: Beyond "Heuristics and Biases" ," *European Review of Social Psychology*, 2(1): 83-115.
- (2017) "What is Bounded Rationality?," in Riccardo Viale (ed.), *Routledge Handbook of Bounded Rationality*, London: Routledge, 55-69.
- Gigerenzer, Gerd and Reinhard Selten (ed.) (2002) *Bounded Rationality: The Adaptive Toolbox*. Cambridge: MIT Press.
- Hahnel, Robin (2008) "Winnowing Wheat from Chaff: Social Democracy and Libertarian Socialism in the 20th Century," in Chris Spannos (ed.), *Real Utopia: Participatory Society for the 21st Century*, Oakland: AK Press, 204-262.
- Hayek, Friedrich A. (1935) "The Nature and History of the Problem," in Friedrich A. Hayek (ed.), *Collectivist Economic Planning*, London: Routledge, 1-40.
- (1945) The Use of Knowledge in Society. *American Economic Review*, 35(4): 519-530.
- (1949) *Individualism and Economic Order*, London: Routledge & Kegan Paul =(2008) 嘉治元郎・嘉治佐代(訳)『個人主義と経済秩序 〈新版ハイエク全集第Ⅰ期第3巻〉』春秋社.
- (1952a) *The Counter-Revolution of Science*. Free Press.
- (1952b) *The sensory order: An inquiry into the foundations of theoretical psychology*. London: Routledge & Kegan Paul.
- Horwitz, Steven (1998) "Monetary Calculation and Mises's Critique of Planning," *History of Political Economy*, 30(3): 427-450.
- 今泉允聡 (2021)『深層学習の原理に迫る：数学の挑戦』岩波書店.
- Kiesling, Lynne (2015) "The Knowledge Problem," in Cristopher J. Coyne & Peter Boettke (ed.), *The Oxford Handbook of Austrian Economics*, Oxford: Oxford University Press, 45-64.
- (2023) "Markets Are Knowledge Ecosystems," *Knowledge Problem*, Retrieved July, 8, 2024 from <https://knowledgeproblem.substack.com/p/markets-are-knowledge-ecosystems> .
- Kirzner, Israel M. (1973) *Competition and Entrepreneurship*, Chicago: University of Chicago Press.
- 河井延晃 (2022) 「ネットワーク社会におけるデザイン理論の系譜とスタッフォード・ビーア：『自由をデザインする』の理論的/実践的な位相と現代的評価」『メディア研究』102: 143-162.
- 桑田学 (2008) 「エコロジー経済学におけるノイラートとハイエク：市場・知識・合理性」『東京経大会誌(経済学)』261: 75-104.
- Laibman, David (2020) "Incentives, Optimization, and Democratic Planning: A Socialist Primer," *Science & Society*, 84(4): 510-535.
- Lambert Karras J. and Tate Fegley (2023) "Economic calculation in light of advances in big data and artificial intelligence," *Journal of Economic Behavior and Organization*, 206: 243-250.
- Lange, Oskar (1936) "On the Economic Theory of Socialism: Part One," *Review of Economic Studies*, 4(1): 53-71.
- (1937) "On the Economic Theory of Socialism: Part Two," *Review of Economic Studies*, 4(2): 123-142.
- (1967) "The Computer and the Market," in Charles H. Feinstein (ed.), *Socialism, Capitalism and*

- Economic Growth: Essays presented to Maurice Dobb*, Cambridge: Cambridge University Press, 158-161.
- Lavoie, Don (1981) "A Critique of the Standard Account of the Socialist Calculation Debate," *Journal of Libertarian Studies*, 5(1): 41-87.
- Manyika, James, Jake Silberg, and Brittany Presten (2019) "What Do We Do About the Biases in AI," *Harvard Business Review*, Retrieved July, 10, 2024 from <https://hbr.org/2019/10/what-do-we-do-about-the-biases-in-ai>.
- Mises, Ludwig von (1912) *Theorie des Geldes und der Umlaufsmittel*, Munich: Duncker and Humblot. =(1980) 東米雄(訳)『貨幣および流通手段の理論(近代経済学古典選集, 13)』日本経済評論社.
- (1920) "Die Wirtschaftsrechnung im sozialistischen Gemeinwesen," *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, 47: 86-121. =(1935) Adler, (first name unwritten)(trans.) "Economic Calculation in the Socialist Commonwealth," in Friedrich A. Hayek (ed.) *Collectivist Economic Planning*, London: Routledge, 87-130.
- Morozov, Evgeny (2019) "DIGITAL SOCIALISM?: The Calculation Debate in the Age of Big Data," *New Left Review*, 116/117: 33-67.
- Neurath, Otto (1916) "Die Naturalwirtschaftslehre und der Naturalkalkul in ihren Beziehungen zur Kriegswirtschaftslehre," *Weltwirtschaftliches Archiv*, 8: 245-258. =(2004) Christoph Schmidt-Petiri and Thomas E. Uebel (trans.) "Economics in Kind, Calculation in Kind and War Economics," in Thomas E. Uebel and Robert S. Cohen (ed.) *OTTO NEURATH ECONOMIC WRITINGS SELECTIONS 1904-1945*, Dordrecht: Kluwer, 299-311.
- (1942) "International Planning for Freedom," in Marie, Neurath and Robert S. Cohen (ed.), (1973) *Empiricism and Sociology*, Dordrecht: Reidle, 422-440.
- Nieto, Maxi (2023) "Economic Calculation, Complexity, and Cyber-Communism: Bad News for the Austrian School," *World review of Political economy*, 14(2): 234-262.
- Nieto, Maxi and Juan P. Mateo (2020) "Dynamic Efficiency in a Planned Economy: Innovation and Entrepreneurship Without Markets," *Science & Society*, 84(1): 42-66.
- 西部忠 (1996)『市場像の系譜学：「経済計算論争」をめぐるビジョン』東洋経済新報社.
- Oğuz, Fuat (2010) "Hayek on tacit knowledge," *Journal of Institutional Economics*, 6(2): 145-165.
- 大坪直樹・中江俊博・深沢祐太・豊岡祥・坂元哲平・佐藤誠・五十嵐健太・市原大暉・堀内新吾 (2021)『XAI(説明可能なAI)：そのとき人工知能はどう考えたのか?』リックテレコム.
- Phelan, Steven E. and Nikolai G. Wenzel (2023) "Big data, quantum computing, and the economic calculation debate: Will roasted cyberpigeons fly into the mouths of comrades?," *Economic Behavior and Organization*, 206: 172-181.
- Phillips, Leigh and Michal Rozworski (2019) *The People's Republic of Walmart: How the World's Biggest Corporations are Laying the Foundation for Socialism*, London: Verso Books.
- Polanyi, Karl (1968) "The Semantics of Money-Uses," in George Dalton (ed.), *Primitive, Archaic and Modern Economies: Essays of Karl Polanyi*, Boston, Massachusetts: Beacon Press, 175-203. =(2003) 吉沢英成(訳)「貨幣使用の意味論」玉野井芳郎・平野健一郎(監訳)『経済の文明史』筑摩書房, 81-106.

- Polanyi, Michael (1966) *The Tacit Dimension*, London and New York: Routledge and Doubleday and Company.  
=(2003) 高橋勇夫(訳)『暗黙知の次元』筑摩書房.
- Robbins, Lionel (1932) *An Essay on The Nature and Significance of Economic Science*, 1st ed., London: Macmillan. =(2016) 小峯敦・大槻忠史(訳)『経済学の本質と意義』京都大学学術出版会.
- (1934) *The Great Depression*, London: Macmillan.
- Saros, Daniel (2014) *Information Technology and Socialist Construction: The End of Capital and the Transition to Socialism*, London: Routledge.
- Sent, Esther-Mirjam (1997) “Sargent versus Simon: bounded rationality unbound,” *Cambridge Journal of Economics*, 21: 323-338.
- Simon, Herbert A. (1992) *Economics, bounded rationality, and the cognitive revolution*. Cheltenham: Elgar.
- 鈴木貴之 (2024)『人工知能の哲学入門』勁草書房.
- Taylor, Fred M. (1929) “The Guidance of Production in a Socialist State,” *American Economic Review*, 19(1), 1-8.
- Ubel, Thomas, E. (2005) “Introduction: Neurath’s Economics in Critical Context,” in Uebel, Thomas E. and Robert S. Cohen (ed.), *OTTO NEURATH ECONOMIC WRITINGS SELECTIONS 1904-1945*, Dordrecht: Kluwer, 1-108.
- Vanberg Viktor J. (2017) “The ‘knowledge problem’ as the integrating theme of F. A. Hayek’s Oeuvre: An introduction to the sensory order,” in Viktor J. Vanberg (ed.), *The Sensory Order and Other Writings on the Foundations of Theoretical Psychology*. Chicago: Chicago University Press, 1-112.
- 吉田靖彦 (1991)「社会主義経済計算論争再考」『ソ連・東欧学会年報』20: 52-61.



# デモクラシーは支配する

小林 卓人

## 序論

新ローマ共和主義理論(以下、共和主義理論と略記)は、非支配としての自由(freedom as non-domination)を重要な道徳的-政治的価値として提案する(Frank Lovett [2010: 127-156]; [2022: 73-89]; Pettit [1997: 80-109])。自由の共和主義的構想によれば、ある人は、支配されていない——すなわち、他の(個人的または集団的)行為者の制御されざる外的意志ないし干渉能力に従属していない——場合に、かつその場合にのみ、その程度において自由を享受する。共和主義の理想によれば、道徳的な正しさの事柄として、全ての個人が非支配としての自由を保障されるべきである。

こうした自由の構想および理想は、例えば以下のような問いに答えることができるとされる。なぜ、自身の奴隷に対してほとんど干渉しない慈恵的な奴隷所有者のもとでも、奴隷は不当にも不自由であると考えられるのか(Pettit [1997: 34-35])。なぜ、被治者を道徳的人格として尊重し、被治者の利害関心を最も公正な仕方でも促進するために必要な限りでしか干渉を行わない慈恵的独裁者のもとでも、その独裁者に従属する被治者たちは不当にも不自由であると考えられるのか(Pettit [2012: 60])。共和主義理論によれば、それは次のような理由による。慈恵的な奴隷所有者や独裁者は、もし考えを変えれば、容易に奴隷や被治者の意志に反した干渉を行うだろう——このこと自体が、支配が成立するための条件として十分だからである(Pettit [2012:

62-63])。

以上の見解は、政治的手続きとしてのデモクラシーの正当化という主題にも関わる。本稿はデモクラシーの語によって、法や政省令の生成、あるいは代表者の選出といった政治的意思決定の過程において、社会の(少なくとも成人した)全成員に対し、決定に対する平等な正の(equal positive)影響機会を保障する手続きを意味する<sup>(1)</sup>。そうした機会は、少なくとも、どのような決定を支持するか意志表明を行う平等な機会を含み、それは選挙や国民投票における平等な投票権などの形で保障される(小林[2023: 172-173]; 田畑[2021: 10]; 福家[2019: 38-39])。こうした平等な政治的権利の保障がいかなる規範的基礎を有するか、という問いは、デモクラシーの規範理論における一つの争点となっている(小林[2019])<sup>(2)</sup>。

この問いに取り組む共和主義理論家たちは、デモクラシーが非支配としての自由の実現に寄与しうることを論じてきた(Frank Lovett [2022: chap. 4]; Pettit [1997: chap. 6]; Pettit [2012: chaps. 3-5])。本稿はそうした議論の中でも、主にP・ペティットによる研究(Pettit [2012])の影響下で発展してきた「人民による制御(popular control)」の観念に基づくデモクラシー正当化論を、近年の研究動向を踏まえつつ批判的に検討する。I節で詳述するように、ペティットは、国家による法や政省令を通じた個人の選択への干渉が、いかにして個人の非支配としての自由と両立しうるか——いかにして国家

による公的支配(public domination)が回避されるか——の説明を試みている。ペティットは、「被干渉者による干渉者の制御」を非支配としての自由の必要条件として提示した上で、デモクラシーのみが全ての市民による国家への制御を実現する、と論じている。人民による制御の概念は、デモクラシーと共和主義の思想史における重要概念であることに加え、政治史や投票行動等に関する歴史研究・実証研究においても、民主的理想についての標準的理解の核心をなすものと目されてきた(cf. Achen and Bartels [2016: chaps. 2-3])。この概念についての哲学的理解、および、それと個人の非支配としての自由が結びつきうる可能性を検討することは、デモクラシーの価値や正当化可能性を理解するために不可避の課題である。

デモクラシーこそが各人の非支配としての自由と両立する政治的手続きである、という見解に抗して、本稿は以下の主張を擁護する。制御概念についての正確な理解に基づく限り、デモクラシーは公的支配を回避するための必要条件を全ての市民に保障するどころか、むしろ全ての市民に対する公的支配を構成しうる。よって、非支配としての自由が被干渉者による干渉者の制御を必要とする、という理解に依拠する限り、共和主義理論の観点からデモクラシーを正当化することはできない。

以下、Ⅰ節では、ペティットの論述を参照しつつ、制御概念に依拠したデモクラシー正当化論を〈制御に基づく論証〉として図式的に再構成する。Ⅱ節では、この論証に関する批判的研究の動向を確認しつつ、本稿の理論的貢献の余地を明らかにする。Ⅲ節では、〈制御に基づく論証〉が失敗する主要な理由として、国家の干渉に対する人民による制御と個人による制御との断絶を指摘する〈断絶批判〉を再構成し、想定される複数の応答に対してこの批判が堅牢であることを論じる。

## Ⅰ. 制御に基づく論証

ペティットは支配概念を以下のように定義する。

ある選択について、人物Aが他の行為者または集団Bによって支配されているのは、Bがその選択に干渉する能力を有しており、その干渉能力がAによって制御されていない限りにおいてである。Bが干渉能力を有していると述べることで私が意味しているのは、Bが、干渉するかまたは干渉を控えるための、無効化されておらず、かつ侵害されていない能力を有するということである。そして、その干渉能力がAによって制御されていないと述べることで私が意味しているのは、その能力がAによって課せられた条件に従って行使されていないということである。すなわちその能力は、Aの影響行使によって決定されるような方向性では行使されていない、あるいは、Aの影響行使によって決定されるようなパターンに従って行使されていないということである(Pettit [2012: 50])。

このように定義される支配には、二つの種類がある(Pettit [2012: 122])。一つは私的支配であり、ある私人(例えば奴隷)が他の私人や私人集団(例えば奴隷所有者)によって支配される、というケースである。この種の支配は、支配される個人の観点からみて道徳的に異論を招く。各人や各集団から他の私人を支配する力を奪うことで、全員を私的支配から保護する必要があり、国家はそのための社会的諸条件を整備しなければならない。そうした諸条件を詳述することが、共和主義的な社会正義論の目的とされる(Pettit [2012: chap. 2])。

もう一つは公的支配である。ある政治体制のもとで、私的支配の回避が全ての個人のために保障されたと仮定しよう。この幸運なシナリオは、当の政治体制が(潜在的な私的支配の担い

手を含む)各人の選択への干渉能力を有している、という事実を必要とする。しかし、この事実が別の問題を生じさせる。すなわち、各人が、自身の選択への干渉能力を有する国家自体によって支配される、という問題である(Pettit [2012: 24-25])。奴隷所有者が奴隷に干渉することを選びうるのと同様に、実効的な国家はその管轄下に生きる個人に干渉することを選びうる。このように、国家が個人への干渉能力を有する場合に国家-個人間で成立しうる支配関係が、公的支配と呼ばれる。共和主義理論にとって、公的支配は私的支配と同等に道徳的異論を招く。「慈恵的独裁制や啓蒙された植民地主義」といった体制が道徳的異論を招くように思われるのは、この理由による(Pettit [2012: 130])。よって、共和主義理論にとっての主要な問いは、どのようにして公的支配が回避されるか、すなわち、各人が国家の干渉能力に従属するにもかかわらず国家による公的支配を回避できるためには、どのような条件が満たされる必要があるか、という問いを含む。

この問いに答えるにあたり、ペティットは制御(control)の観念に依拠する。「もし国家によって統治される人民が国家による干渉を制御するならば——つまり、もし人民が、自身に課せられる法や、追求される政策や、徴収される税を制御するならば——、その場合には、人民は自身の統治者の手によって支配を被りはしないだろうし、国家との関係において自由を享受し続けることができるだろう」(Pettit [2012: 153])。すなわち彼の主張は、制御された干渉能力は支配を構成しない、というものである。この見解を念頭に置きつつ、共和主義理論におけるデモクラシーの正当化論は以下のように再構成される。

#### 〈制御に基づく論証〉

1. 全ての個人は、非支配としての自由を保障されることに対して平等な道徳的

要求を有する<sup>(3)</sup>。

2. 個人が非支配としての自由を享受するためには、当該個人は自身が従属する国家による公的支配を回避する必要がある。
3. 個人が国家による公的支配を回避するためには、当該個人は、当該国家の干渉に対する絶対的制御か、またはそれに対する人民による制御への有意義なシェア(当該国家に従属する他の全ての個人と共に行使する共同制御)のいずれかを享受する必要がある、かつ、いずれかを享受すれば十分である。
4. 全ての個人に国家の干渉への絶対的制御を与える体制は正当化されない。
5. 個人が国家による公的支配を回避するためには、当該個人は、当該国家の干渉に対する人民による制御への有意義なシェアを享受する必要がある、かつ、それを享受すれば十分である。∴3, 4
6. 個人が人民による制御に対して有意義なシェアを有するためには、当該個人は、政治的意思決定において正の影響機会を享受する必要がある。
7. 個人が非支配としての自由を享受するためには、当該個人は、政治的意思決定において正の影響機会を享受する必要がある。∴2, 5, 6
8. 全ての個人は、非支配としての自由を保障されることに対する平等な道徳的要求から派生する形で、政治的意思決定において正の影響機会を保障されることへの平等な道徳的要求を有する。∴1, 7

前提1と2については、ペティットに従って真であると仮定する。前提3以降については、吟味に先立ち二点のコメントが必要である。第一に、個人ないし人民が国家の干渉を制御すると

は何を意味するのか。第二に、人民が国家の干渉を制御している場合に個人が非支配としての自由を享受する、というのはどのようにしてか。

第一の点について説明しよう。二人の行為者(個人か集団かは問わない)をそれぞれA、Bと呼ぶとする。AがBの干渉を制御していると言えらるための条件はどのようなものだろうか。ペティットによれば、制御とは、Aが自ら選好するような何らかの差異を生じさせる「影響(influence)」を行使することで、Bの行為に対して「方向づけ(direction)」を与えることを意味する。そうした方向づけが成功するためには、Aの影響とBの行為との間に、入力-出力としての因果関係を見出すことができなければならない(Pettit [2012: 154-155])。さらにペティットは、次のことも強調する。制御者(A)の影響に即して被制御者(B)が行為するか否かは、「制御者の意志以外のいかなる意志にも条件づけられていない」事柄でなければならない(Pettit [2012: 170-171])。つまりそれは、例えば、Bの善意や、AがBを制御することを助けようとする第三者の意志に依存してはならない。

ペティットによる上述の説明に基づくならば、彼が理解するところの制御概念の核心には、「被制御者の行為が制御者の選好に反事実に-因果的に依存する」という要素があることがわかる(cf. Adam Lovett [2021: 184-185])。この要素に着目しつつ、制御概念を以下の条件文によって定義しよう。

〈制御条件〉：Aが、時点T1において、Bが時点Tnに $\emptyset$ するか否かを制御しているのは、以下の二条件がいずれも成立している場合であり、かつその場合のみである。

(i) 積極的制御：TnにおいてBが $\emptyset$ することを、T1においてAが選好した

ならば、その選好のために、TnにおいてBは $\emptyset$ するだろう。

(ii) 消極的制御：TnにおいてBが $\emptyset$ しないことを、T1においてAが選好したならば、その選好のために、TnにおいてBは $\emptyset$ しないだろう<sup>(4)</sup>。

ペティットが描く仮想事例を参照しつつ、具体例を示す。まず個人間の関係の例として、節酒の例を考えてみよう(cf. 福家[2019: 56-57]; [2021: 19-20])。私人Aは、自身のアルコール摂取量を減らすため、自身の所有する酒棚の扉の鍵を私人Bに渡した。その上で、Aが直ちに鍵の返還を要求しても応じないこと、および、24時間が経過した時点で鍵を返還することを約束してもらった。約束の履行にコミットしているBは、Aの指示に従い、Aがすぐに鍵の返還を要求しても応じず、また、24時間が経過した時点で鍵の返還を拒むこともしなかった。ペティットによれば、このケースにおけるBは、Aへの干渉能力を有するにもかかわらず、Aを支配していない。なぜなら、AはBの行為を制御していたからである——すなわち、BはAの求めに反する形では行為しなかつただろう(Pettit [2012: 57])。〈制御条件〉は、このケースにおける制御の観念を捉えている。Aは、約束をした時点(T1)において、約束が履行されるまでの将来にわたりBの行為を制御した。もちろんBは、約束履行までの期間中の時点(Tn)にAが改めて表明した鍵の返還要求に応じないことで、いま飲酒したいというAの欲求の充足への干渉能力を有していたが、そのことはBによるAの支配を含意しない。TnにおいてAがBに干渉されることを決めたのは、T1におけるA自身である。これが、ある行為者が他の行為者の意志による干渉を制御するという意味である。

次に、〈制御条件〉が政治的文脈にどのように適用されるかを考えてみよう。この文脈では、

制御対象は国家による個人への干渉である。国家の干渉が制御される仕方は、二つ考えられる。第一に、ある個人——例えば独裁者——が、〈制御条件〉が定義する意味において国家の干渉を制御する場合が考えられる。このケースでは、独裁者は国家による公的支配を被らない。(そして、共和主義理論にとって肝心なことだが、独裁者以外の各人は、独裁者の意志の執行者としての国家による公的支配を被る。)

第二に、諸個人からなる集団が国家の干渉を制御する場合が考えられる。ペティットの議論では、関連する集団は「人民」である。より厳密に言えば、それは「物事がどのように企てられ、営まれるかを定めるべく、市民として行為するような人間集団の成員たち」からなる「構成的人民(the constituting people)」である。この意味での人民は、一方で、ある社会で市民として行為するための諸条件(当該社会における政治的権利の享受等)を満たす個人のみを成員として含む点で、無限定の個人からなる集団全般よりも狭く定義される。他方で、構成的人民は国家そのものでもない。ペティットは国家を「政府の様々な機関と公職者たちの言葉や行為に基づかなければ語ったり行為したりすることができない」(Pettit [2012: 133])行為主体として理解するが、構成的人民の行為は政府機関や公職者の行為には依存しないからである。このように理解される構成的人民は、「自身が[国家により]統治される仕方を形作るのが、自身の影響と方向づけである限りにおいて、自己統治する」(Pettit [2012: 286])。換言するならば、国家がいかなる法や政省令をもって個人に干渉するかを、構成的人民の成員たちがある特定の方針<sup>5)</sup>の下で制御する場合、当の構成的人民は自己統治に成功し、国家による公的支配を回避する。

以上の第二の場合を念頭に置き、個人のケースでの〈制御条件〉と類比的な仕方で集団によ

る制御を定義するならば、それは以下のように記述されるだろう。

〈国家の干渉への集団的制御〉：ある集団が、時点T1において、時点Tnにおける国家の干渉を制御しているのは、以下の二条件がいずれも成立している場合であり、かつその場合のみである。

- (i) 積極的な集団的制御：Tnにおいて国家が干渉することを、T1において当該集団が選好したならば、その選好のために、Tnにおいて国家は干渉するだろう。
- (ii) 消極的な集団的制御：Tnにおいて国家が干渉しないことを、T1において当該集団が選好したならば、その選好のために、Tnにおいて国家は干渉しないだろう。

この意味での集団的制御が成立する場合、国家は常に、言わば当該集団による事前指示の通りに行為する(ある政治的決定を作成／実施したり、しなかったりする)と言える。制御する集団が構成的人民ならば、ペティットにならい、集団的制御を人民による制御(*popular control*)と呼びうる<sup>6)</sup>。以上が、個人または人民が国家の干渉を制御するとは何を意味するのか、という第一の問いへの答えである。

もし人民が国家を制御しているならば、その場合に集団としての人民は確かに国家による公的支配を被ってはいない。しかし、この論点だけでは不十分であり、第二の問い——人民が国家の干渉を制御している場合に、どのように個人が非支配としての自由を享受していると言えるのか——への取り組みも必要である(cf. Frank Lovett [2019: 125–126]; 福家[2021: 21])。ペティット自身、この問いの重要性を認めている。「人民による政府の制御は、ある人がその

制御の行使においてほとんど、あるいは全く役目を果たさなかったとしたら、その人を公的支配から保護しないだろう。このケースでは、政府による干渉は、その人に対して外的意志によって押し付けられ続けているだろう」(Pettit [2012: 167])。

〈制御に基づく論証〉の前提3は、次の提案を表している。人民の公的支配回避と個人の公的支配回避との結びつきは、各人が、国家の干渉に対する絶対的制御か、または国家の干渉に対する人民の制御への有意義なシェアのいずれかを有することに存する。これらの条件のうち、ペティットは前者を、政治的決定への拒否権を各人に付与する体制として描き、それを拒絶する(前提4)。その理由は二つ考えられる。第一に、ペティット自身の記述によれば、各人への拒否権付与は「国家を個人の気まぐれのなすがままとするため、信頼性をもって法を生成・実施しうる集合的行為者としての国家の持続的存立とは両立不可能であろう」(Pettit [2012: 168])。第二に、ペティット自身は明言していないが、以下の理由も考えられる。〈制御条件〉に基づく限り、全員が国家の干渉に対して絶対的制御を享受することは不可能である。各人は、国家の干渉への拒否権を保障されることで、消極的制御を享受しうるが、積極的制御は享受しえない。なぜなら、国家の干渉に関するいかなる個人の選択も、それに反対する別の(非支配としての自由に対する同等に重い道徳的要求を有する)個人による拒否権行使に直面しうるからである。

もし、以上の考慮事項から、拒否権体制は受け入れ難いとするペティットの見解が支持されるならば、前提3-4に基づく小結論として、前提5が導かれる。この前提は、必要性の主張と十分性の主張の二つから成り立つ。

第一に、必要性の主張は以下の通りである。各人への絶対的制御の保障が正当化されないならば、各人の公的支配回避を保障するためには、

残る一つの条件、すなわち各人が国家の干渉に対する人民による制御への有意義なシェアを有する、という条件を確立するしかない。ペティットの見解では、この有意義なシェアとは「平等にシェアされた制御(equally shared control)」を指しており、それは「人民による影響というシステムへの平等なアクセス——各市民にとって同等に容易に利用できるような、当該システムへの参加機会」という形で制度的に実現される必要がある(Pettit [2012: 169])。こうした機会の典型例として、ペティットは平等な投票権の保障を挙げている(Pettit [2012: 210])<sup>7)</sup>。〈制御に基づく論証〉の前提6は、この点を反映している。

第二に、十分性の主張は以下の通りである。もし人民による制御への平等なシェアが確立されたならば、それは各人が公的支配を回避するために十分でもある。ペティットは、各人が「政府に対する平等で適切な実効性のある制御へのシェアを本当に有している」場合、各人は「国家がどのように行為するかについて憤りを感じるべき理由をもたないだろう」し、そのため、国家の行為が自身の選好と合致しない場合であっても公的支配を被ってはいない、と論じる(Pettit [2012: 177])。こうして各人は、公的支配の不在を確認するための「不運テスト(tough-luck test)」を通過する——すなわち、国家がどのように行為するかについての個人の選好が国家の実際の行為によって充足されていないことが、誰かの支配意志や手続き外的な影響のせいではなく、単なる不運のせいではないならば、当該個人は公的支配を被っていない(Pettit [2012: 177])。

この論証の帰結は、全ての個人が、非支配としての自由への道徳的要求から派生する形で、正の政治的影響機会、典型的には投票する機会への道徳的要求を有する、というものである(前提7)。さらに、各人が非支配としての自由に

対してもつ道徳的要求の重みは等しいため(前提1)、全ての個人が平等な正の政治的影響機会への道徳的要求を有する、と結論づけられる。以上、〈制御に基づく論証〉を再構成した。

## II. 研究動向と本稿の貢献

I節で再構成した〈制御に基づく論証〉の重要性は、各人に対する平等な正の政治的影響機会の保障を、全ての個人が国家による公的支配を回避するための必要条件——各人の非支配としての自由を構成するもの——として捉える点にある。この論証が成功するならば、デモクラシーこそが公的支配の完全な回避を実現しうる唯一の政治的手続きであることが示されうる。後続研究では、この論証はデモクラシーの非道徳的正当化論として位置づけられており、その成否の検討は、非民主的な政治的手続きが有しえない価値をデモクラシーは有しうるか、という問いへの取り組みにおいて欠かせない(Frank Lovett [2019: 124-125]; Rostbøll [2015: 431-432])。

しかし同時に、〈制御に基づく論証〉に対しては重要な批判も提起されてきた。この論証が上述の意味でデモクラシーの正当化論として成功するためには、デモクラシーのもとで全ての個人が国家の干渉を何らかの重要な意味において制御しうるということが示されなければならない。特に問題となるのは、国家の干渉に対する人民による制御への平等なシェアを有するだけで、個人は公的支配を回避するために必要な類の制御を享受していると言えるのか、という問いである。つまり、I節で提示した〈制御に基づく論証〉の図式的再構成においては、前提5に至る推論の成否が問題となる。一連の批判的研究によれば、答えは否であり、国家の干渉に対する人民による制御と、個人による制御との間には、架橋し難い断絶がある。すなわち、人民による制御への平等なシェアを(平等な正の政治的影響機会という形で)各人に保障しても、そ

のことは、公的支配を回避するために必要な形の制御を全ての個人が享受することには寄与しない(Frank Lovett [2022: 166-168]; Sharon [2016: 139-140]; Simpson [2017: 44]; 福家[2019: 57]; [2021: 18-22]; [2022: 209])。

以上の批判を、〈断絶批判〉と呼ぼう。この批判は、デモクラシーの正当性を否定する立場(e.g., Brennan [2016: 98-99=2022: 164])と、デモクラシーの正当性を共和主義とは異なる規範理論から支持しようとする立場(e.g., Kolodny [2019: 103])、双方から重要視されている。本稿の立場は、この批判を提起する先行研究と軌を一にするものである。

もちろん、〈断絶批判〉の提示自体は、本稿独自の貢献ではない。むしろ本稿の貢献は、想定される複数の応答に対するこの批判の擁護を通じて、どのような形態のデモクラシーがなぜ正当化されるのかについて、制御概念を強調する共和主義理論による説明が説得力を欠いたり、その規範的含意が不確定になったりすることを示す点にある。具体的には、共和主義理論は、被干渉者による干渉者の制御を支配回避の要件として捉える限り、以下の三つの問題を抱える。第一に、民主的手続きを通じて政治的決定(法や政省令等)を作成・実施することが、ペティットが批判を試みた拒否権制度よりも望ましいと言える理由を説明できない(Ⅲ.1項)。第二に、抑制と均衡のシステムや公共圏における政府の監視といった制度や実践によって、国家の干渉に加え「多数者の暴政」をも制約するようなデモクラシーの制度構想(Pettit [2012: 213-218]; cf. Rosanvallon [2006=2017])でさえも、個人が何らかの制度群や集団による支配を被ることを否定しきれない(Ⅲ.2項)。第三に、全ての個人の公的支配回避を保障するという目標を放棄し、単に「支配の最小化」を目標とする近年の見解(Ingham and Lovett [2022])をも考慮に入れると、共和主義理論の観点から望ましいデモクラシー

の具体的な制度構想の内実が不確定となる(Ⅲ.3項)。

これらの問題は、共和主義理論におけるデモクラシーの正当化論が、I節で再構成した〈制御に基づく論証〉に依拠する限りでは、説得力と確定的含意を有さないことを示す。つまり、民主的な政治的手続きは何らかの公的支配を含意せざるを得ないのであり、この含意を回避しうる制度構想は、共和主義理論において未だ明らかとなっていない。

### Ⅲ. デモクラシーが含意する支配

本節では、〈制御に基づく論証〉に対する〈断絶批判〉を擁護する。この批判によれば、同論証は、デモクラシーが実現する平等な正の政治的影響機会の保障を、非支配としての自由の構成要素として説明することに失敗する。批判の焦点は、国家の干渉に対する人民による制御への平等なシェアを各人が有していても、そのことは、各人自身が国家の干渉に対して制御を享受していることを意味しない——人民による制御と個人による制御との間には断絶がある——という問題にある(Kolodny [2019: 103]; Sharon [2016: 139-140]; Simpson [2017: 44]; 福家[2021: 20-22])。この問題は〈制御条件〉から導出される。I節で整理した通り、制御は積極的制御と消極的制御を必要とする。しかし、人民による制御への平等なシェアは、個人に対して、国家の干渉への積極的制御も消極的制御も保障しない。よって、もし個人が支配を回避するために、干渉者に対する当該個人による制御が必要ならば、国家の干渉に対する人民による制御へのシェアを個人が有していても、当該個人が公的支配を回避することにはならない。

もちろん、ある非常に限られた条件が満たされれば、特定の個人Aは、国家の干渉への積極的かつ消極的制御を、一時的には享受しうる。それは、国家の干渉方法を定める法案等の可否

決について投票が実施されており、この投票において、A以外の全参加者の投じる票が賛成票と反対票とでちょうど同数である、という条件である。この条件下では、Aはピボタル投票者(ないし「決定的な」投票者)と呼ばれ、Aが賛成票と反対票のどちらを投じるかによって、国家の干渉の有無が左右される。各人が平等な正の影響機会を保障されている場合には、誰もが等確率でピボタル投票者になりうる<sup>(8)</sup>。

しかし、この可能性は、全ての個人が公的支配を回避するには十分ではない。第一に、ピボタル投票者が発生する確率(すなわち、一人の票以外の全ての票が可決票と否決票とでちょうど同数になる確率)は極めて低い(Kolodny [2019: 103]; 福家 [2021: 20]; cf. Brennan and Lomasky [1993: 55-61])。第二のより重大な問題として、仮にある個人がピボタル投票者になった場合でさえも、全ての個人が同時に公的支配を回避することは不可能である。それは以下の理由による。ピボタル投票者であるAが法案への賛成票を投じた場合、Aを含む賛成票を投じた投票者たちは、一人でも反対票を投じていたら当該法案の可否決が変わっていただろうという意味で、みなピボタルである。それに対して、反対票を投じた投票者たちは、そのうちの誰がどのように投票しようとも当該法案はどのみち可決されたらという意味で、誰一人としてピボタルではない。よって、誰かがピボタル投票者である状況とは、それ自体の発生確率が極端に低いだけでなく、必然的に他の誰かがピボタル投票者ではない状況——平等な正の影響機会を享受しているとしても、国家の干渉への制御を享受せず、公的支配を被っている状況——でもある。

以上の批判は、現実の社会における個人や人民は政府を制御することに実際に失敗している、という非理想状況を単に述べたものではない。例えばC・エイクンとL・バーテルズは、投票者の政治的無知や党派的な信念・選好形成につ

いての膨大な経験的研究を参照しつつ、政府に対する人民による制御の実現は現実的ではない、と論じる(Achen and Bartels [2016: chaps. 2-3])。このように経験的に観察される「制御の欠損」を踏まえた異論はもちろん重要だが、共和主義理論からは次のような応答が可能かもしれない。もし人々が国家やその政府を制御することが理論上は可能ならば、そのことは、現実社会における国家や政府の制御不全を、人々の非支配としての自由への道徳的要求の侵害として批判するための十分な理論的資源となるのだ、と。しかし〈断絶批判〉の要点は、こうした理想理論的な動機をもつ共和主義理論でさえも、平等な政治的諸権利が公的支配の回避に構成的に貢献することを示せてはいない、というものだ。

Ⅱ節でも述べたように、〈断絶批判〉は先行研究でも展開されているため、この批判自体は本稿独自の貢献ではない。しかし、「各人を平等に包摂する政治的手続きを通じて人民が国家の干渉を制御するならば、各人は公的支配を被ってはいない」という直観は根強く、この直観に動機づけられた応答が複数想定されうる。〈断絶批判〉の有効性を確認するためには、そうした応答を個別に検討する必要がある。この問題意識のもとで、以下のⅢ.1-3項では、〈断絶批判〉を三つの想定される応答に対して擁護する。本稿の見解では、いずれの応答も批判を退けることに失敗する。

### Ⅲ.1. 制御への平等なシェアは「制御に最も類似して」いるか

〈断絶批判〉への第一の応答として、人民による制御への平等なシェア(平等な正の政治的影響機会)は、個人による制御に最も類似している、と述べられるかもしれない。この応答は、国家の干渉に対する各人の実際の制御ではなく、制御の可能性に着目するものである。先述の通り、各人が平等な正の政治的影響機会を保障さ

れているとしても、全員が実際にピボタル投票者として国家の干渉について〈制御条件〉を満たすことはできない。しかしそれでも、誰もがピボタル投票者になる可能性があり、かつ、その確率は全員の間で等しい。このことは、全ての個人が国家の干渉への制御を保障されているという状況に最も類似しているのではないか。このことをもって、事実上は、全ての個人が公的支配を回避していると考えてもよいのではないか。以上が第一の応答である。

しかし、この応答は失敗する。国家の干渉に対する個人による制御そのものを全員に保障することはできなくても、そうした制御に最も類似したものを全員に平等に保障することで公的支配は回避されうる、という発想自体には、もちろん魅力がありうる。しかし、人民による制御への平等なシェアの保障こそが、個人による制御に最も類似したものである、という見解は誤っている。なぜなら、Ⅰ節でベティットによる批判を確認した「拒否権」の提案の方が、人民による制御への平等なシェアに比べて、個人による制御により類似していると思われるからである<sup>(9)</sup>。積極的制御と消極的制御の両方について、実際の制御の保障と、制御の可能性のみの保障のいずれかがありうる、という点に着目しつつ、その理由を以下の二点から説明する。

第一に、人民による制御への平等なシェアは、実際の積極的制御を誰にも保障しないが、積極的制御の可能性を全員に平等に保障する。つまり各人は、ごく低確率ではあるがピボタル投票者になる可能性があるし、そうなった場合には、国家の干渉に対して自身が投じる賛成票により、その干渉を引き起こすことができる。これと比較して、拒否権制度も、実際の積極的制御を誰にも保障しないが、積極的制御の可能性を全員に平等に保障する。なぜなら各人は、他の全ての個人が国家の干渉に賛成票を投じるという(やはり極めて稀な)状況では、国家の干渉に対

して自身が投じる賛成票により、その干渉を引き起こすことができるからである。よって、積極的制御に着目する限り、人民による制御への平等なシェアと拒否権制度は、個人による制御との類似性という点では重要な差異を示さない。

第二に、人民による制御への平等なシェアは、実際の消極的制御を誰にも保障しないが、消極的制御の可能性を全員に平等に保障する。このことは、積極的制御の場合と同様に、ピボタル投票者になる可能性に基づいている。しかしこれと比較して、拒否権制度は、実際の消極的制御を全員に対して平等に保障する。なぜなら各人は、他の誰がどのように投票するとしても、国家の干渉に対して自身が投じる反対票により、その干渉を確実に妨げることができるからである。よって、消極的制御に着目するならば、人民による制御への平等なシェアよりも拒否権制度の方が、個人による制御に似ている。

以上の論点を踏まえるならば、個人による制御との類似性を強調する応答は、人民による制御への平等なシェアではなく、拒否権制度を支持する立場を動機づけうる。だがI節で見たように、ペティットはこの立場を退けようと試みている(Pettit [2012: 168])。彼によれば、拒否権制度(あるいは全会一致制)は国家の持続的存立を損なうだろう。さらに言えば、拒否権制度のもとでは、私的支配に対する公的な防止策があまりにも非実効的となるだろう、という懸念もありうる。このように、拒否権制度が正当化されないという議論が、人民による制御への平等なシェアを(残る唯一の選択肢として)支持する理由となっている。しかしこの議論自体は、「国家の干渉に対する個人による制御に最も類似したものを全員に保障することで、公的支配は回避される」という発想によって動機づけられたものではない。この議論が示唆しているのは、個人による制御からの相当程度の逸脱を

許容する政治制度を導入しなければ、国家の持続的存立が損なわれるだろう、という点である。よって、ペティットの議論は、私的支配を十分効果的に防ぐことのできる国家のもとで人々が共に生きる限り、その人々がみな公的支配を回避することは理論上でも不可能である、という結論をむしろ支持するように思われる。

### III.2. 個人による制御は不要か

〈断絶批判〉への第二の応答として、公的支配が回避されるために個人が国家の干渉を制御する必要はなく、全ての個人を平等に包摂した政治的手続きを通じて人民が国家を制御していれば十分なのだ、と述べられるかもしれない。しかし、この応答も失敗する。なぜなら、個人は国家の意志に対して従属させられうるのと同様に、人民の意志に対しても従属させられうるからである(Brennan [2016: 98-99=2022: 164]; Kolodny [2019: 104]; Simpson [2017: 41]; 福家 [2021: 21-22])。

この点を理解するため、人民が〈国家の干渉への集団的制御〉を満たすと仮定しよう。この仮定の上では、個別の政治的決定は、国家の干渉／不干渉についての人民の集合的選好を表しており、その選好は(もし形成されれば)国家がどのように干渉するか／しないかを定める<sup>60</sup>。目下検討している応答によれば、この場合には、人民が国家による公的支配を回避しているのみならず、人民の成員たる個々の市民もまた国家による公的支配を回避している、とされる。

だが、次のような(経験的にみてもっともな)仮定をも導入しよう——人民は、国家がどのように干渉すべきか／すべきでないか、というイシューに関する選好について、一枚岩ではない。この仮定の上では、実際に採択された政治的決定は、人民の全成員が共通して選好するものではなく、一部の「賛成者」たる成員が選好し、「反対者」たる成員が選好していないような決

定であるだろう(Frank Lovett [2022: 167-168])。その決定は、国家がどのように干渉すべきか／すべきでないかを、コンセンサスの不在のもとで人民の名において定めるものとなる。このとき反対者たちは、平等な投票権という形で政治的影響機会を保障されているとしても、人民が国家の干渉を制御する仕方を個人として制御してはいない。よって、各反対者は人民の意志(すなわち賛成者集団の意志)という外的意志に従属させられており、そのため人民によって公的に支配されている。

以上の問題へのさらなる応答として、国家と人民の両方が何らかの制度群や実践によって制御されており、かつ、全ての市民がそうした制度や実践へのアクセス可能性を保障されていれば、国家と人民いずれによる公的支配も回避されうる、と述べられるかもしれない。ペティット自身、多数者の暴政の問題を重く受け止め、個人がアクセスしうる「異議申し立て」の制度を重視している(Pettit [2012: 213-218])。例えば司法審査を担う裁判所は、それ自体は新しい政治的決定を何ら作成せず、ただ個人の申立てに応じる形で、多数者による政治的決定から個人の基本的諸権利を保護する役割を果たしうる(Pettit [2004: 63])<sup>11)</sup>。オンブズマン等の監視制度や批判的メディアや街頭デモなど、個人が参加しうる他の制度や組織や運動もまた、政府や裁判所が適切に機能しているか否かを監視する役割を果たしうる(Pettit [2012: 216])。

こうした制度や実践は、国民投票や選挙への参加権のみならず、各市民の「監視権」をもデモクラシーの契機と見なす「カウンター・デモクラシー」の構想においても強調されてきた(Rosanvallon 2006, chap. 1=2017, 1章)。この構想が理想的に実現されるところでは、いかなる単一の主体(国家や人民)や制度(立法府、行政府、または司法府)も、政治的決定を個人に対して単独で押し付けることはできない。それら主体

や制度が相互の抑制と均衡のシステムを形成し、そのシステム自体をも公共圏における人々の監視のもとに置くことは可能である。また、そのシステムに働きかける機会や、監視実践に参加する機会を各人に保障することで、政治的決定に対する各人の警戒深い「编者」としての地位が確立されうる(Pettit [2012: 217-218])。共和主義理論の観点からは、このことは全ての個人が公的支配を回避するために十分である、と述べられるかもしれない。

しかし、このような脱中心的な統治構造も、各人の公的支配回避を保障できない<sup>12)</sup>。もちろん、複数の主体や制度の間で相互の抑制と均衡が成立しうることは確かである。しかしそれでも、チームによる干渉——すなわち、相互に抑制する主体・制度が協調して個人に干渉すること——が発生する余地がある(Kolodny [2019: 101])<sup>13)</sup>。例として司法審査を考えてみよう。裁判所がそれ自体では個人に干渉できないことは確かだとしても、裁判所は、例えば法令の無効化を常々控えることで、国家や人民による立法を通じた個人への干渉を許しうる。この場合、裁判所は国家や人民と「チーム」となって共に個人を支配しうる。このような支配関係は、T・シンプソンが「多項的支配」と呼ぶ関係の例である。多項的支配とは、「集団Gの成員たちが、協調的に行為することを通じて、[個人]Aへの制御されざる干渉能力を有している場合に、GとAとの間で成立する関係である」(Simpson [2017: 36])。抑制と均衡のシステムを形成する主体や制度がどれだけ多いとしても、十分な数の主体と制度が個人に対して(当該個人によって制御されずに)チームとして干渉することは可能である(cf. Brennan [2016: 98-99=2022: 164])。その可能性は、当該個人への公的支配が成立するための十分条件である。

以上の議論に抗して、抑制と均衡のシステムが公的支配の回避に資することを示す余地はあ

るだろうか。より近年の研究動向には、チームの干渉能力が成立するための条件を厳格化することで、人々がチームによる支配を必ずしも被らない余地を示そうと試みる立場がある。特にF・ラヴェットによれば、たまたま複数の行為者が居合わせることは、その行為者たちがチームとしての干渉能力を有するには十分ではない。チームの干渉能力が成立するための必要条件には、行為者たちが相互の選好についての知識を有していること、および、行為者たちが協調行動の事前計画を立てうることも含まれる。そのため、行為者たちが互いの選好について無知であったり、事前に干渉計画を立てられなかったりする状況下では、その行為者たちはチームとしての干渉能力を有さない(Frank Lovett [2022: 42]; cf. Frank Lovett and Pettit [2019: 376-378]; 福家[2022: 204])。よって、もし政治的決定に関する抑制と均衡を担う主体・制度が、相互の選好についての知識か協調行動の計画可能性のいずれかを欠くならば、デモクラシーはチームによる公的支配の回避をも保障しうる、と結論づける余地が残るかもしれない。

しかし本稿の見解では、抑制と均衡を担う主体・制度がチームとしての干渉能力を有することは否定し難い。なぜなら、政治的決定の作成、審査、実施、監視等に関わるそうした主体・制度は、互いの選好についての知識と協調行動の計画可能性、いずれの条件も満たしうるからである。

一方の選好知識については、政治過程に関わる様々な主体・制度が互いの選好を(少なくともある程度は)知っていることは、抑制と均衡のシステムが機能するための必要条件であるように思われる。ペティットは、そうしたシステムによって支えられる異議申し立てが実効的であるための条件の一つとして、「透明性」を挙げている。すなわち、社会の諸成員は、どのような法案や政省令案が検討されており、かつ、

どのような案が可決されてきたのかを知ることができなければならない。この条件が満たされるには、議会討論や決定の正当化根拠が公開されることや、「政府においてなされている事柄を追跡する」独立した批判的メディアや市民の監視組織が活動していることが求められる(Pettit [2012: 215])。こうした制度的条件が満たされなければ、異議申し立ては実効性を欠くこととなり、国家や人民による個人への支配は不可避となるだろう。しかし反対に、これらの制度的条件が満たされれば、異議申し立ては実効的となるが、同時に、抑制と均衡を担う様々な主体・制度が互いの選好についての知識を得ることも容易になる。

他方の協調行動の事前計画可能性については、必ずしも様々な主体・制度が一堂に会して明示的に計画を立てる可能性や見込みは、チームの干渉能力が成立するための必要条件ではない。様々な主体・制度が「互いが協調行動に与する傾向性」を経験的に認めることができれば、それだけで協調行動計画は成立しうる。例えば、司法審査を常々控える裁判所という先述の例を再考してみよう。司法府の消極性が長期的に一貫して観察されている状況下では、「立法府の決定に対して司法府が介入を控える見込みが高い」という信念には経験的根拠がある。この場合、仮に立法府と司法府が直接的には意思疎通を図っていないとしても、両者は法の制定者と非介入者として事実上チームを形成し、個人に干渉しうる。

以上の議論が正しければ、人民が国家の干渉を制御していても、なお個人は人民による公的支配を被りうる。また、抑制と均衡を担う主体・制度が国家や人民の干渉を制御していても、なお個人は、それら主体・制度の「チーム」による公的支配を被りうるし、この問題は、チームの干渉能力の成立条件を厳格化する提案によっても回避できない。

本項で最後に考慮すべき応答は、抑制と均衡のシステムに個人が働きかけ、国家や人民やその他の主体・制度による干渉を妨げうるならば、以上に述べてきた問題は解消されうる、というものである。先に参照したP・ロザンヴァロンの「カウンター・デモクラシー」の構想は、政治体制内の権力分立が抑制と均衡を可能にすることだけでなく、体制全体やそれを構成する諸機関や公職者に対して民衆自身が監視と抗議の権力を行使しうることをも重視している。同様に、ペティットが重視する異議申し立ての諸制度も、「法案に対し、立法に先立って、またはそれが法として採用された後で、異議を唱える成員たちの機会」(Pettit [2012: 215], 引用者による傍点)の保障を必須とする。そうした機会が制度的に十全に保障されたと想定すれば、公的支配を回避することの困難さを主張する本稿の議論は退けられるだろうか。

本稿の見解は、ここでも否である。ある個人が(他の全ての個人と同様に)異議申し立ての機会を制度上で十全に保障されていても、当該個人が公的支配を回避していることにはならない。その主要な理由は、個人によるそうした機会の行使によって国家の干渉の有無が変わるか否かが、多くの他者が同様の機会を共に積極的に行使しているか否かに依存するからである。ペティットによれば、異議申し立ての成功は広範な「市民的警戒」の文化を必要とする。「政府のあらゆるイニシアティブへの関心を表明する多くの人々がいなければならず、政府が採用するイニシアティブの正当化を要求する多くの人々がいなければならない」(Pettit [2012: 226])。個人は、異議申し立ての機会を保障されていても、そうした文化自体を自らの手で形成できるわけではない。

また、そうした文化の成立を、共和主義の理想理論上の想定と見なすこともできない。I節での〈制御条件〉の定義に先立って確認した通

り、ペティットは制御の成功要件を次のように述べていた——被制御者(B)の行為が制御者(A)の影響に即して行為するか否かは、Bの善意にも、AがBを制御することを助けようとする第三者の意志にも依存してはならない(Pettit [2012: 170-171])。市民的警戒の文化が成立しているという想定は、何らかの第三者が、A(個人)の異議申し立てによるB(政府)の干渉の制御を助ける意志を形成する見込みが高い——裁判官が個人の訴えに基づいて法案を無効化したり、独立したメディアが個人の抗議を報道で取り上げたり、個人が呼びかける街頭デモに他の多くの市民が参加したりする見込みが高い——という想定に等しい。制御概念に関するペティットの理解(Pettit [2012: 171-172])に従う限り、こうした想定のもとでは、制御を享受しているのはAではなく第三者であり、Aはその第三者によって支配されうる。

### III.3. 公的支配を最小化すれば十分か

〈断絶批判〉への第三の応答として、国家は公的支配の回避を全ての個人に対して保障する必要はなく、できるだけ多くの人々が公的支配を回避できればそれでよい、と述べられるかもしれない。さらに、平等な正の政治的影響機会の保障が、公的支配を被る人数の最少化に対して構成的に寄与するならば、そうした保障は非道具的に価値ある事柄として正当化される、とも考えられるかもしれない。

しかし、この応答も失敗する。平等な正の政治的影響機会の保障が公的支配を被る人数を最少化することに対して構成的に寄与する、というのは明白ではない。〈断絶批判〉の要点は、〈制御条件〉を所与とする限り、事実上はいかなる個人も、政治的手続きに平等に包摂されているというだけの理由では、国家の干渉に対して、または人民が国家を制御する仕方に対して、全く制御を享受しているとは言えない、という

ものだ。そのため、以下の反実仮想のいずれかが真ならば、全ての個人が公的支配を被る。

- 制御されざる国家: 国家は、個人に干渉する意志を仮に形成したならば、実際に個人に干渉するだろう。
- 制御されざる人民: 国家が人民によって制御されているとしても、人民は、国家をして(反対者が選好しない仕方)個人に干渉させる意志を仮に形成したならば、実際に国家をして個人に干渉させるだろう。
- 抑制を控える主体や制度: 国家と人民の両方が抑制と均衡や異議申し立てを担う主体や制度によって監視されているとしても、それら主体や制度は、チームとして国家や人民への抑制を控える意志を仮に形成したならば、実際にチームとして抑制を控えるだろう。

以上の問題に対するさらなる応答が二つ考えられる。以下、それぞれ検討しよう。

第一に、国家や人民、または抑制と均衡や異議申し立てを担う主体・制度が上述の意志を形成する確率は低い、と述べられるかもしれない。例えば、Ⅲ.2項で描いた「チームによる干渉」は、理論上は発生可能でも、通常は発生確率が極端に低い事態だと思われるかもしれない。干渉の発生確率が極端に低いならば、干渉の可能性は道徳的にみて大した問題ではないのではないか。こうした考えから、共和主義理論は〈断絶批判〉を正面から受け止めるかもしれない。すなわち、支配を被る人数の最小化はたしかに困難だが、少なくとも各人が曝される干渉リスクを最小化することは可能である、と。

しかしこの応答は、共和主義にとって大きな理論的コストを伴う。もし、干渉する意志の形成確率の低さこそが共和主義理論にとって重要

ならば、この理論にとっては、慈惠的独裁制はもはや異論を招かないだろう(福家[2022: 197])。もちろん、独裁制は独裁者のみを政治的に包摂するし、独裁者の干渉は人民や個々の被治者によって制御されてはいないし、独立した主体や制度によって抑制されてもいない。それでも、仮定により、慈惠的独裁者は(全員の利害関心を充足するために必要な場合を除いて)決して被治者に不当な干渉を行わない。重要な点は、不当に干渉する意志の形成確率の低減が、人民による制御や、抑制と均衡のシステムや、市民の異議申し立てのみならず、独裁者の内心における道徳的制約や、独裁者の行動を非強制的に縛る文化的・社会的諸規範によっても達成される、という点である。よって、もし干渉の発生確率の低減が共和主義理論の目標ならば、この理論は、慈惠的独裁制の不正性を説明しようという重要な魅力を失うことになる。

第二の想定される応答は、以下の通りである。S・インガムとF・ラヴェットは、全ての個人の公的支配の完全な回避が不可能であることを認めつつも、平等な投票権に基づく単純多数決、全会一致制、および寡頭制の三つを比較した場合、人民による制御への各人の平等なシェアを保障する単純多数決において、支配の事前期待度(*ex ante* expected degree)が最小化される、という主張の数理的証明を試みている。支配の事前期待度とは、投票者たちの選好プロファイルが全て等確率で成立しようと仮定した場合に、法案の可決が個人の選択への制御されざる干渉となる確率と、法案の否決が個人の選択への制御されざる干渉となる確率とを足した値である(Ingham and Lovett [2022: 102, 111-112])。この議論の特徴は、慈惠的独裁制と比べた場合にも、民主的な単純多数決において支配の事前期待度が最小化されることの論証を試みる点にある。

本稿はインガムとラヴェットの証明には疑いを挟まないが、その含意の限定性を二点指摘す

る。第一に、この議論がデモクラシーにおける支配リスクの最小化可能性を示すとしても、それは単純多数決を用いた直接民主制に限った結論であると考えられる。その理由は以下の通りである。単純多数決・全会一致制・寡頭制の三つを比較するインガムとラヴェットの議論では、これらの手続きの適用対象は明確に法案の可否決の選択として設定されている(Ingham and Lovett [2022: 111])。この設定に基づき、三人のプレイヤーが各手続きのもとで被る支配の事前期待度が測定される。しかしここで、各プレイヤーが何を表す理論装置なのかについての多義性が問題となる。一方で、それが市民を表すならば、インガムとラヴェットは直接制を念頭に置いた比較を行っていることになる。この場合、各プレイヤーが被る支配の事前期待度が単純多数決のもとで最小化される、という彼らの結論は、各市民が被る支配の事前期待度が単純多数決のもとで最小化される、という結論として解釈できる。しかし他方で、各プレイヤーが議員や政党等を指すならば、彼らの議論が明らかにするのは、各議員や各政党が被る支配の事前期待度のみである。この場合には、「代表者は純粋な委任代表として厳密に市民による負託のもとでのみ行為する」などの強い想定を置かない限り、)インガムとラヴェットの議論は、各市民が被る支配の事前期待度を明らかにしない。以上の点を考慮するならば、インガムとラヴェットの議論に依拠する限り、市民本人以外のアクターによる影響を許容するような政治制度のあり方——代表者による立法はもちろん、司法審査を認める立憲民主制構想など——は、各市民が被る支配の事前期待度を高めうる手続きとして退けられる可能性がある。そのため彼らの議論は、市民による政府監視や、抑制と均衡のシステムの重要性に関する共和主義理論の既存の知見を支持するどころか、むしろ棄却するかもしれない。

第二に、選好プロファイルについてインガムとラヴェットが置いている等確率の想定が理に適った想定であるか否かが明らかではない。例えば、LGBTQ+の権利に関する意識向上が不十分な社会では、同性婚や差別禁止を整備するための法案が可決されるよりも否決され続ける見込みの方が高くなりうる。また、女性が政治的代表として選出されにくく、議会におけるジェンダー比率が不均衡化した状況では、政策において女性の利害関心が男性の利害関心に比べて実質的に代表されない傾向がある(cf. Persson, Schakel, and Sundell [2024])。インガムとラヴェットは「制度設計者の観点からは」等確率の想定を置くべきであると単に述べる(Ingham and Lovett [2022: 112])が、制度設計者の観点から、現実の社会において観察される社会規範やバイアス等が立法や政策決定に与える影響を考慮すべきでない理由は説明されていない。こうした社会的事実のもとで個人が被る支配は、単純多数決が理論上実現しうる支配よりも深刻なものでありうる(cf. Pettit [2012: 212])。

## 結論

本稿では、共和主義理論におけるデモクラシー正当化論を、ベティットの論述に依拠しつつ〈制御に基づく論証〉として再構成した。その上で、この論証に向けられてきた〈断絶批判〉を、想定される複数の応答に対して擁護した。繰り返すならば、本稿の結論は次の通りである。被干渉者による干渉者の制御を核心とする非支配の構想に依拠する限り、デモクラシーは各人の公的支配の回避を保障するどころか、国家や人民、あるいは抑制と均衡や異議申し立てを担う主体・制度のチームによる公的支配をむしろ構成しうる。

この議論に対して、個人が国家の干渉(政治的決定)を制御できないことは、むしろデモクラシーの非道徳的価値を明らかにするのだ、と

述べられるかもしれない。つまり、国家や人民の干渉に対する制御を全ての個人が享受することが重要なのではなく、誰一人としてそのような制御を享受しないことこそが重要なのであり、デモクラシーはそれを実現するのだ、と。実のところ、公的支配の有無を判定するための「不運テスト」を提案したペティットは、この考えにコミットしていたとも解釈されうる。もし、全員の政治的影響機会が平等であり、そのため誰一人として国家や人民の干渉を制御していないならば、干渉に従属している人々は、その従属について、他の誰に対しても正当な憤りを抱くことはできない——この状態は、少なくとも個人と個人の間では支配関係が回避されている状態だと言えるかもしれない(Pettit [2012: 177])。

もちろん、個人による制御を不要とするこの応答は、本稿で検討した〈制御に基づく論証〉を救出するものではない。この応答はむしろ、「デモクラシー」と「支配」と「制御」という諸概念間の関係について、本稿では検討しきれなかった二つのさらなる可能性を示唆している。一つは、公的支配が回避されるための必要条件が、被治者による制御を含まない形で記述されうる、という可能性である。その必要条件が何であれ、デモクラシーがそれを満たしうるならば、そのことは共和主義理論に基づくデモクラシーの正当化がなお可能であることを示すだろう<sup>14)</sup>。もう一つは、各人が平等な正の政治的影響機会を保障されていたり、抑制と均衡や異議

申し立ての実効的なシステムがあつたりする場合でもなおお生じるような公的支配は、公的支配であるにもかかわらず道徳的異論を招かない、という可能性である。この可能性は、共和主義理論の枠内では、私的支配を安定的に減じるための公正なトレードオフとして、公的支配を(理想理論上でも)容認しうる可能性として探究されうる(e.g., Frank Lovett [2022: 168])。あるいはこの可能性は、共和主義理論の枠外では、優位-劣位の社会関係の回避を主眼とする社会的平等理論や、実際の干渉見込みの低減を重視する消極的自由論など、他の規範理論の観点から探究されるかもしれない<sup>15)</sup>。

本稿は、共和主義理論の枠組みの内外にあるこれらの可能性を否定するものではない。また、本稿では政治的手続きとしてのデモクラシーを「平等な投票権」に主に着目しつつ定義したが、それとは別の仕方で定義されたデモクラシーが、非支配としての自由を実現するために重要な役割を果たしうることも直ちには否定しない<sup>16)</sup>。デモクラシーと非支配としての自由、それぞれの概念をどのように理解するかに応じて、共和主義理論に基づくデモクラシーの正当化論は様々な形で組み立てられうる。〈制御に基づく論証〉と異なる議論の再構成と検討は、別稿での課題となる。

## 謝辞

二名の本誌匿名査読者、および関連草稿への研究指導上のコメントを下された齋藤純一、谷澤正嗣、井上彰の各氏に、記して御礼申し上げます。なお本稿は、早稲田大学特定課題（課題番号：2021C-411）の助成を受けた研究成果の一部です。

## 註

1. 決定に対するある人の影響機会が「正で(positive)」あるとは、その人が何らかの選択肢を実際に選ぶことで、その選択肢が採用される見込みが高まる、ということの意味する。例えば、投票過程において少なくとも一票を保障された人は、この意味での影響機会を有するが、一票も保障されていない人は、この意味での影響機会を有さない。
2. 本文で提示したデモクラシーの定義は、デモクラシー概念についての最も広い形式的解釈ではなく、特定の狭い解釈を与えるものと見なされうる。例えば本稿は、民主的手続きの特徴として平等な投票権の保障を例示した。しかし、デモクラシー概念の理解としては、選挙での投票権よりも、平等な被選出見込みを重視する立場(Abizadeh [2021b: 796-797])や、直接参加の機会を重視する立場(Landemore [2020: 52])や、言論の自由を保障する制度や文化を強調する立場(Shiffrin [2018: 147])も提示されている。こうした研究動向を踏まえれば、デモクラシーの狭い定義を採用する本稿の議論の射程は限定的でありうる。
3. この道徳的要求は、法的概念のホーフエルト図式に則りつつ、道徳的請求権(claim-right)として記述することも可能である。一般的に、行為者Yが $\phi$ することについて行為者Xが請求権を有するのは、Yが $\phi$ する義務をXに対して負っている場合であり、かつその場合に限られる(Hohfeld [2001: 12-13])。ホーフエルト自身はこの定義を法的権利概念の用法として提示したが、この定義の一般性のため、同様の用法は道徳的権利概念にも応用可能である(福島[2022: 276-277, 298n4])。ホーフエルト図式に則るならば、本文で導入した非支配としての自由への道徳的要求は、以下のように言い換えられうる——「全ての個人は、他の関連する行為者が自身に非支配としての自由を保障することに対して、平等な道徳的請求権を有する」。
4. AによるBの行為の制御は、別の仕方でも定義されうる。代表的な一例として、「Bは、Aの正当な利害関心を促進する仕方ではか行為できないような何らかの制約を課せられている場合に、かつその場合に限り、Aに対する行為を制御されている」という定義がありうる。本稿は紙幅の都合上、この定義に基づくデモクラシー正当化論を検討対象としない。ただし先行研究では、この定義による制御概念(ないし「非恣意性」概念)はデモクラシーの正当化において有望ではないという批判が提示されており、本稿はさしあたりそれらの批判に従う。第一に、被干渉者の利害関心の促進を制御や非恣意性の条件とする見方は、慈恵的な専門家支配への共和主義からの批判を十分に基礎づけられない(Richardson [2002: 41-42]; 福家[2021: 11-14])。第二に、この見方は支配を「被干渉者の正当な利害関心の促進の失敗」として単に定義するものであり、この道徳化された定義を採用することは、支配に特有の成立条件や不正性の説明を放棄することである(Frank Lovett [2022: 55])。
5. Pettit [2012: 191]は、人民の影響のもとで形作られる国家の干渉のあり方が、相互に両立不可能な複数の方針を含んでよいという見方を退け、「法の一貫性」を要請している。
6. Pettit [2012: 173]は、人民が国家を制御しているのは人民が「反乱の推定的能力」を備えている場合である、と述べるが、より厳密には、そのような能力を備えている場合に、人民は国家の干渉を自身の選好に従わせることができる、という点が人民による制御の要点であると思われる。
7. この点は、本稿がデモクラシー概念について、平等な投票権の必要性を含意する狭い解釈を採用していることにまつわる(註2で触れた)懸念への応答となる。すなわち、少なくともペティットのデモクラシー正当化論に着目する限り、正当化対象となる政治制度は、典型的には平等な投票権の保障に基づく立法過程を含む。

ベティットの議論のこうした解釈として、Frank Lovett [2022: 166]をも参照せよ。

8. ピボタル投票者になる確率は、投票力測定に関する数理的研究でも注目されている。例えばペンローズ指標(Penrose [1946]; cf. Abizadeh [2021a: 745]; Morriss [2002: 157-160])は、全投票者の可能な全ての投票プロフィール(いずれのプロファイルも等確率を割り当てられる)の数を分母、それらの中で個人Aがピボタルになるようなプロフィールの数を分子とする分数によって、Aの投票力を表現する。
9. 類似の批判として、Kolodny [2019: 103]は以下を指摘する。独裁者になるための公正な籤引きが行われれば、少なくともランダムに選ばれた一人は公的支配を回避しうる。そのような籤引きよりもデモクラシーの方が(公的支配の回避という点において)望ましいとは言えない。
10. T・シンプソンはこの条件を「人民の権力(Power of the People)」条件と呼び、「一般市民たちは、抵抗への意向により政府に外的抑制を課す権力を有しており、その意向を通じて政府を制御する、という主張」(Simpson [2017: 31])として定式化している。
11. ただし、裁判所の「非政治性」を強調するこのような描き方には疑いを挟みうる。なぜなら、法などの政治的決定の無効性を宣言することが、国家の行為に対して大きな影響を与えることである以上、その宣言自体を政治的決定でないものとして考えることは困難だからである。そうであるからこそ、例えばWaldron [1999]が提起したような、民主的な政治的手続きと対比された場合の司法審査の正統性の有無が問題となりうる。
12. 別の重要な問題として、仮にこのような統治構造によって個人の公的支配の回避が保障されるとしても、そうした統治構造においてなぜ全員に対する平等な正の政治的影響機会の保障が必要なのかが明らかでない、という問題もある。つまり、例えばエピストクラシーなどの非民主的な政治的手続きも、抑制と均衡のための制度群を備えることは可能である(Brennan [2016: 99=2022: 164]; 福家[2021: 18])。
13. 福家[2022: 203-205]は、チームによる干渉の問題が共和主義にとって重大な問題であることを、特に私人間のケースに着目しつつ精緻に説明している。この問題は、共和主義的自由の「不可能性」の問題として一般化される(福家[2022: 199])。本稿の議論は、この問題を、個人と国家の間、個人と人民の間、および、個人と抑制・均衡のシステムや監視実践の担い手との間の関係に着目して詳述するものである。
14. 公的支配を解消するための条件としては、「被治者による制御」の他に、「被治者の利益の反映」、「国家の干渉に対する外部からの実効的制約」、「公職者の裁量の限定」なども提案されている。紙幅の都合上、本稿ではこれらの条件を全て検討することはできなかった。これらの条件をも含めた批判的検討としては、福家[2021: 3-6節]を参照せよ。
15. 社会的平等理論に関する既存研究としては、Kolodny [2019]; [2023: chap. 23]; 小林[2019]; 福家[2019]を参照せよ。また、共和主義的自由論との比較における消極的自由論については、福家[2022]を参照せよ。
16. デモクラシーを定義する他の方法については、本稿の註2を参照せよ。

## 文献

- Abizadeh, Arash (2021a) "Counter-Majoritarian Democracy: Persistent Minorities, Federalism, and the Power of Numbers," *American Political Science Review* 115(3): 742-56.
- (2021b) "Representation, Bicameralism, Political Equality, and Sortition: Reconstituting the Second Chamber as a Randomly Selected Assembly," *Perspectives on Politics*, 19(3): 791-806.

- Achen, Christopher H. and Larry M. Bartels (2016) *Democracy for Realists: Why Elections Do Not Produce Responsive Government*, Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Brennan, Jason (2016) *Against Democracy*, Princeton, N.J.: Princeton University Press. =(2022) 井上彰・小林卓人・辻悠佑・福島弦・福原正人・福家佑亮(訳)『アゲインスト・デモクラシー(上下巻)』勁草書房.
- Brennan, Geoffrey, and Loren Lomasky (1993) *Democracy and Decision: The Pure Theory of Electoral Preference*, Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- 福島弦 (2022)「これからの「正統性」の話をしよう：国家の規範的正統性の概念分析」『政治思想研究』22: 274–305.
- 福家佑亮 (2019)「デモクラシーを支えるもの」『実践哲学研究』42: 35–98.
- (2021)「民主政と恣意性」『実践哲学研究』44: 1–35.
- (2022)「共和主義的自由の消極的自由への還元可能性について」『法と哲学』8: 179–212.
- Hohfeld, Wesley Newcomb (2001) *Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning*, David Campbell and Philip Thomas (eds.), London and New York: Routledge.
- Ingham, Sean and Frank Lovett (2022) “Domination and Democratic Legislation,” *Politics, Philosophy & Economics*, 21(2): 97–121.
- 小林卓人 (2019)「政治的決定手続きの価値：非道具主義・道具主義・両立主義の再構成と吟味」『政治思想研究』19: 238–269.
- (2023)「デモクラシーと自律」『政治思想研究』23: 169–201.
- Kolodny, Niko (2019) “Being under the Power of Others,” in Yiftah Elazar and Geneviève Rousselière (eds.), *Republicanism and the Future of Democracy*, Cambridge, UK: Cambridge University Press, 94–114.
- (2023) *The Pecking Order: Social Hierarchy as a Philosophical Problem*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Landemore, Hélène (2020) *Open Democracy: Reinventing Popular Rule for the Twenty-First Century*, Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- Lovett, Adam (2021) “Must Egalitarians Condemn Representative Democracy?” *Social Theory and Practice*, 47(1): 171–98.
- Lovett, Frank (2010) *A General Theory of Domination and Justice*, Oxford and New York: Oxford University Press.
- (2019) “Republicanism and Democracy Revisited,” in Yiftah Elazar and Geneviève Rousselière (eds.), *Republicanism and the Future of Democracy*, Cambridge, UK: Cambridge University Press, 117–29.
- (2022) *The Well-Ordered Republic*, Oxford, UK: Oxford University Press.
- Lovett, Frank and Philip Pettit (2019) “Preserving Republican Freedom: A Reply to Simpson,” *Philosophy & Public Affairs*, 46(4): 363–83.
- Morriss, Peter (2002) *Power: A Philosophical Analysis*, 2nd ed., Manchester and New York: Manchester University Press.
- Penrose, Lionel S. (1946) “The Elementary Statistics of Majority Voting,” *Journal of the Royal Statistical Society* 109(1): 53–57.
- Persson, Mikael, Wouter Schakel and Anders Sundell. 2024. “A Man’s World? The Policy Representation of

- Women and Men in a Comparative Perspective,” *Perspectives on Politics* 22 (1): 11–27.
- Pettit, Philip (1997) *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*, Oxford and New York: Clarendon Press.
- (2004) “Depoliticizing Democracy,” *Ratio Juris* 17(1): 52–65.
- (2012) *On the People’s Terms: A Republican Theory and Model of Democracy*, Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Richardson, Henry S. (2002) *Democratic Autonomy: Public Reasoning about the Ends of Policy*, Oxford, UK: Oxford University Press.
- Rosanvallon, Pierre (2006) *La Contre-Démocratie: La politique à l’âge de la défiance*, Paris: Éditions du Seuil.  
=(2017) 嶋崎正樹(訳)『カウンター・デモクラシー：不信の時代の政治』岩波書店。
- Rostbøll, Christian F. (2015) “Non-Domination and Democratic Legitimacy,” *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, 18(4): 424–39.
- Sharon, Assaf (2016) “Domination and the Rule of Law,” in David Sobel, Peter Vallentyne, and Steven Wall (eds.), *Oxford Studies in Political Philosophy*, Volume 2, Oxford, UK: Oxford University Press, 128–55.
- Shiffrin, Seana Valentine (2018) “Speaking Amongst Ourselves: Democracy and Law,” in Mark Matheson (ed.), *The Tanner Lectures on Human Values*, Volume 37, Salt Lake City: The University of Utah Press, 143–222.
- Simpson, Thomas W. (2017) “The Impossibility of Republican Freedom,” *Philosophy & Public Affairs*, 45(1): 27–53.
- 田畑真一 (2021) 「正統な権威としてのデモクラシー：認識的価値と平等からのデモクラシー擁護論の検討」『政治思想研究』 21: 7–37.
- Waldron, Jeremy (1999) *Law and Disagreement*, Oxford, UK: Oxford University Press.

# 高島政治学における「近代化」概念をめぐる総合的研究

——革新国民運動論、メキシコ論、地方政治論を端緒として<sup>(1)</sup>

田中駿介

## 1. 問題の所在一箱根会議と日本の社会科学

本稿は日本の社会科学、とりわけ政治学における米国近代化論の受容と批判の形態を参照しつつ、「市民の政治学」を論じたことで知られる高島通敏(1933-2004)が1960年代から80年代にかけて論じた革新国民運動論、メキシコ政治論、地方政治論という一見異なる議論が「近代」というパラダイムといかなる関わりのもとに展開されたのかを検討していく。

なぜ今、高島の「近代」論に着目するのか。先に述べたことと重複するが本稿における主たる関心事項は、日本の社会科学史において重要な転換期となった1950～80年代に焦点を当て、米国社会科学を端緒とする所謂「近代化論」が日本でどのように受容され、批判されたかという問題である。その際、終戦直後に丸山眞男が取り組みつつも、後にそれを放棄した米国政治理論とそれに基づく問題意識を端緒に、戦後政治学の新たな地平を切り拓いた「市民の政治学」の旗手であり、また、マルクス主義方法論とも異なるアプローチを示した高島通敏が、いかに「近代」概念を論じたのかを読み解くこと抜きに、その問いに応答することは困難であると言っても過信ではない。

さてここで、戦後政治学、とりわけ高島政治学に関わる先行研究をめぐる状況について言及したい。これまで高島通敏の業績は、弟子筋によるバイオグラフィー的な研究を除くと、60年安保やベトナム戦争反対運動、1970年代の住民

運動との関連など、専ら社会運動との関わり——これらを構成する論考はのちに「市民の政治学」あるいは「生活者の政治学」と呼ばれる論考——を中心にその議論の卓越性が注目されてきた。実際に、田口[2001]は、篠原一とともに新たな政治学の潮流として高島の業績を紹介しているが、「市民政治学」のその後の展開に重点が置かれており、政治理論としての諸概念の検討は必ずしも十分ではない。また、大嶽の戦後政治学研究において、高島政治学はそもそも取り上げられてこなかった<sup>(2)</sup>。さらに、昨今刊行された研究に目をうつすと、酒井[2024]は、日本戦後政治学における諸潮流をテーマ別に検討しているものの、そもそも田口が着目したような「市民の政治学」という視角や、その論理展開について十分な関心を寄せられているとは言いがたい。

こうした事情もあり、その日本戦後政治学における多大な貢献に比して、高島理論の研究は部分的な扱いにとどまり、現時点でもなお、その意義や特質が十分に検討されているとは言いがたい状況にある。そこで、本稿では、高島理論の運動論的側面ではなく、その政治学への貢献により重点を置き検討することを志向していきたい。そもそも高島が重視した「市民」という概念や、その議論の射程の前提を検討するうえで、「市民」ないしその意識が誕生した「近代」に対する視座を検討することが不可欠であろう。本稿で検討していく革新国民運動論、メキシコ政治論、地方政治論の三領域に焦点を

当てるが、それぞれ一見すると別個の議論のように見えるが、いずれも「近代」という概念の再検討や批判に深く結びついている点に着目していく。

そもそも、社会科学における「近代」の解釈をめぐる日米のねじれが鮮明になるのは、箱根会議においてであった。箱根会議は、1960年8月29日から9月2日にかけて神奈川県箱根で開催され、日・英・米などの多国籍の学者が集まり、「近代化」をテーマに議論が展開された。この会議は、米国の新しい駐日大使E・O・ライシャワーの到着と一致して行われ、フォード財団の資金提供を受けていた。

会議の主な目的は、日本に近代化理論を導入し、その普及を図ることであった。垣内健[2009]によると、近代化の定義やその基準について議論が行われたが、その展開では欧米の学者と日本の学者の理論枠組みの差異が際立つことになった。実際に高島[1986: 194]は、後年この差異の要因について「アメリカ由来の『近代化理論』に、戦後日本的な『近代主義』で対抗しようとしたことに、そもそも限界があった」と指摘している。

箱根会議の組織者および議長を務めた<sup>(3)</sup>、ミシガン大学の歴史学者であるJ・W・ホールによって、この会議において近代化の定義やその基準について米国側が示した近代化の定義の指標は、以下の通りであった。すなわち、都市への人口集中と社会全体の都市中心的傾向の増大、無生物的エネルギーの高度な使用、商品の広範な流通、サービス機関の発達、社会成員の広範な横断的接触、経済・政治問題への参加の拡大、識字率の向上と世俗的・科学的な環境への志向性の広がり、大規模で浸透力のあるマスコミュニケーションネットワークの存在、政府、流通機構、生産機構などの大規模な社会諸施設の存在と、それらの官僚制的組織化の傾向、大きな人口集団の単一の統制(国家)下への統合と、そ

うした単位間の相互作用(国際関係)の増大などが挙げられた<sup>(4)</sup>。

このように、米国側の姿勢は第Ⅱ節で述べるロストウが日本戦後の経済発展を後発資本主義国家のいわば「お手本」としてその議論を展開していたのと酷似しており、基本的には後発資本主義国かつ敗戦国でありながら、高度経済成長を遂げつつあった日本の資本主義的発展を好意的に捉え、その要因を計量的に分析しようとする性格が強いものであった。

一方で、日本側の参加者は、米国側が提示した近代化理論に対して懐疑的な態度を示した。とりわけ近代化を単純化・普遍化しようとする試みに対して批判が加えられた。

例えば、会議参加者であった遠山茂樹は、米国の近代化論では、日本の近代化について内在的発展を強調するあまり、他のアジアを停滞した社会と見做すことになることを危惧した。永井[1996: 681]によれば、遠山の社会認識は基本的には、江口朴郎による「世界史の基本法則」の修正理論に依拠していた。江口[1950→1975: 63-66]は、以下のように、資本主義、帝国主義が持つ搾取の側面を強調してその論を展開した。

帝国主義時代が一面的にあらゆる旧時代の体制を温存するとまではいえないまでも、少なくとも旧体制はその存在理由を全く帝国主義体制に依存しているとはいえるであろう。そこには封建的社会体制、あるいはそれ以前のものさえ存在する。(…)それらは例外的に遅れた社会として残っているのではなくそれら全体を含めたものが帝国主義時代の現実といわなければならない

当然ながら、マルクス主義史学に基づく帝国主義観を前提にしている遠山の見方は、近代化論を前提にしている欧米側とは根底から異なっていた。その溝は、箱根会議以前からも大きい

ものであったといえるだろう。

他方で、米国社会科学に期待を寄せながらも、箱根会議を経て、その隔たりを自覚した知識人もいる。その代表的な存在として、丸山眞男があげられるだろう。

箱根会議において、丸山は日本の近代化過程における特殊性を強調し、「個人析出のさまざまなパターン」という概念を用いて、日本の近代化の独自性を説明しようと試みた。その視座の前提となったのは、政治社会制度の諸概念を計量的に分析するだけでなく、具体的な人々の生活や態度に焦点を当てて、民衆の視座から議論を展開するべきだという丸山の主張であった。

そもそも、戦後当初、丸山にとって、米国の近代化論は大いに期待される対象であった。例えば、丸山[1947=1995]における問題意識は、学問の分業化という趨勢を踏まえつつ、政治学を社会科学の一分野として制度的に確立することであった。言い換えれば、科学の発展および社会的分業の発展が希求され、それと政治学の発展が不可分であると当時の丸山は思索したのである。

より具体的に述べれば、「方法の問題が対象の問題と不可分からみ合っているのが政治的思惟の特質なのであって、純粋な、対象から先験的に超越した方法というものはこの世界では意味がない」、「政治学は今日なによりもまず『現実科学』たることを要求されているのである」という有名な「科学としての政治学」における丸山[1947→1995: 144]の言説からも分かるように、戦後すぐの丸山は、政治学が現実を「科学的」に分析し、具体的な政治的現実に基づいて理論を構築する役割を果たすべきだと考えた。

注意しなければならないことに、社会科学の方法論としてウェーバーの理解社会学や理念型の方法論、マルクス主義(とりわけ講座派的歴史観)に基づく日本特殊論に慣れ親しんだ丸山

にとって、この「科学的」という意味は、現代において想定されているようなそれではなかった。具体的に述べれば、それはK・マンハイム[1929]に見られる知識社会学に近いものであった。マンハイムは、全ての知識や思想が社会的・歴史的條件に拘束されているという「知識の存在被拘束性」を提唱し、とりわけ歴史的、政治的、文化的な知識がその時代や社会構造に強く影響されると考え、その拘束性から可能な限り自由になることが「科学的」であると強調した。すなわち、科学の限界を認識しつつ、合理的な方法で非合理的な現実を扱う意義を見出していたのである。このような立場から、丸山は政治学が単なる抽象的な理論構築にとどまらず、現実の政治的状況を科学的に分析し、その分析に基づいて具体的な理論を発展させることの重要性を説いた。

しかし、箱根会議で欧米の知識人が提示した科学とそれに基づく近代化論における前提は、日本の社会科学のそれとあまりにも大きく相違していた。すなわち、欧米側は、「民主化」や「個人の自立」といった価値意識の概念に基づく分析そのものを排除し、客観的な基準を設定しようとしていた。だが、日本の社会科学の専門家にとっては、それもまたイデオロギー的な枠組みとして捉えられ、議論がかみ合わなかった。

60年代に入ると丸山は、近代化論および米国の政治理論を、近代日本分析の手法として活用することに対する限界を認識するようになった。特に、近代化を単一の尺度で測ることの問題点を指摘し、より複雑な分析枠組みの必要性を訴えた。その後の丸山[1952]で採用したような政治のモデル分析を断念し(実際に同書を絶版にさせ)、もっぱら日本思想史の分析に専念するようになっていった。

高島[1995→2009e: 272-273]は、自らの政治学の出発点をなぜ丸山がこのモデル分析の手法を

断念したかについての探究であると位置づけていたと述懐しており、高畠理論を検討するうえでも、この丸山のある種の方法論への期待と失望に至る経緯は決して見逃せるものではない。高畠は、丸山政治学から出発して、どのような独自の理論を展開したのか。また、近代化論をいかに解釈し、批判を加えたのか。それを検討するべく、本稿では、社会科学における近代化論の概念を整理し、次に高畠の各論考を通じて示された近代化論への批判に触れつつ、その理論の独自性を明らかにしていく。

## II. 近代化論と戦後政治学

本節では、まず議論の前提となるように、近代化論が持つ議論の性格およびその日本における受容の一端をここで示しておきたい。

当時の米国では、近代化論が社会科学における重要な研究テーマの一つとして浮かび上がってきた。近代化論とは、社会が経済的に近代化され、豊かになり、教育水準が向上するにつれて、その政治制度はますます民主主義的になるとする理論である。この理論は1950年代と1960年代に特に影響力を持ち、社会科学の主要なパラダイムとなった。

本稿では、議論の特質を明確にするため、箱根会議開催と同年の1960年に記されたW・W・ロストウおよびS・M・リップセットの近代化論に焦点を当て、これらの理論について詳述する。

### II.1. ロストウによる近代化論

ロストウ[1960=1961]は、近代化の過程は、伝統的社会、離陸前の準備段階、離陸段階、成熟段階、高度大量消費段階の5つの段階に分けることができると論じた。まず、伝統的社会は、経済活動が農業に依存し、技術革新がほとんど見られない段階である。この段階では、封建的な社会構造が強固であり、生産性は低く、経済成長の余地が限られている。次に、離陸前の準備

段階では、農業の改善や商業活動の拡大が進み、インフラの整備が行われる。また、外国からの技術や資本の導入が始まり、経済成長の基盤が整い始める。そして、離陸段階においては、経済成長が急速に進み、産業化が進行する。製造業が経済の中心となり、投資率が国民所得の10%以上に達する。この段階では、持続的な経済成長が可能となる。成熟段階では、技術革新が進み、生産性が向上する。また、経済の多様化が進み、新しい産業が発展する。この段階では、経済が高度に発展し、安定した成長を続けることができる。最後に、高度大量消費段階では、経済が高度に発展し、豊かな消費社会が形成される。サービス業が経済の中心となり、生活水準が向上し、消費財の普及が進む。この段階では、経済が安定し、社会全体が豊かさを享受することが可能となる。また、大量消費社会が到来したのちには、所得の限界効用が逡減し、成熟化社会が実現するというかたちで定常化することになる。また、このプロセスを経て、貧困率が減少し、教育水準の向上が起こり、民主主義の基盤が形成されるとした。

以上のロストウの経済成長の五段階モデルは、経済発展を直線的かつ普遍的なプロセスであるとみなし、発展途上国は先進国の経済成長パターンを追従し、最終的には高度大衆消費社会へと収斂していくと主張されていた。「非共産主義者宣言」というこの副題からもわかるように、ロストウの理論は、マルクス主義に対抗するための非(ないしは反)共産主義的な経済発展モデルとして提唱された性格も帯びていた。

英国は最も早く工業成長が定着し、1850年に技術的成熟を迎えた。一方、米国は19世紀半ばと英国よりも工業化の離陸は遅いが、全世界で最も早く高度大衆消費時代を迎えた。日本は、英米よりも離陸期の初動が遅いとはいえ、明治維新以降、西洋技術の導入、教育と人材育成により急速に発展し、その結果、高度大衆消費時

代を迎えることができた。

より具体的に述べると、日本の離陸期は、殖産興業を目標として軽工業を中心とした経済発展が起こった1878年～1900年と定義されている。その後、第二次大戦を経て、重化学工業化が進展するとともに、農工間の労働移動が起こり成熟社会化を迎えつつあり、1955年には高度大衆消費時代を迎えるようになる<sup>(5)</sup>。つまり、ロストウによれば、日本のような後発先進国は、近代化のいわば「お手本」とであると論じられている。暗に、いかなる発展途上国であっても(社会主義体制を選択しない限りは)、遅れながら一元的に成長するモデルを提示していたともいえる。

## II.2. リプセットによる近代化論

一方、リプセットは、民主主義と経済発展の関係について異なる視点から論じた。リプセット[1960=1963]の近代化論の特徴は、定量的手法を用いて、経済発展と民主主義の安定性の関係を実証的に示した。より具体的に述べれば、世界50カ国の統計データを収集し、経済発展が進むほど民主主義が安定することを示した。この限りにおいては確かにロストウと同じく、経済発展が民主主義の安定化に寄与することを強調しているが、その論の組み立てには相違点も見られる。

リプセットが目指すのは中産階級の存在である。リプセット[1960=1963: 3]は、アリストテレスの民主秩序の条件に関する「最良の政治社会は中産階級によって構成される」という文言を好意的に引用している。リプセットは、資本主義の発展が中産階級の拡大をもたらし、それが民主主義の安定を招くと指摘し、貧困層を過激化させないための政策の実施を主張した。

リプセット[1960=1963: 131]の見解は、「1933年におけるナチス党員の職業分布は、主として都市中産階層出の者であり」、ナチは基本的に

中産階級に多く支持された運動であったと論じた。リプセットによれば[1960=1963: 119]、D. セーポス[1935]が論じたように、ファシズムは、資本主義にも社会主義にも、大企業にも組合にも反目を示すという性格を持つゆえ、中産階級が経済的不安や社会的混乱に直面すると、その支持を受けやすくなる。ワイマール期のドイツでは、経済危機や社会的混乱が深刻化した結果、ファシズムと共産党が中産階級の支持を受け、大きな影響力を持つようになった。

一方、米国では、高度に経済が発展しており、貧困層を穏健化させたため、ファシズムと共産党は選挙で議席を確保することはなかった。リプセットは、米国の経済発展が社会全体を穏健化させ、過激な政治運動の支持基盤を弱めたと分析している。

リプセットは、同書を以下のように締めくくると[1960=1963: 356]。

イデオロギーと熱情は、安定し、豊かでもある民主主義諸国内部の階級闘争を持続するのにはもう必要ではなく、世界の残りの部分に自由な政治的、経済的制度を展開するための国際的努力という点でこそ明らかに必要とされるのだ。(…)二十世紀中期における西欧デモクラシーの機能を明らかにすることは、アジアとアフリカにおける政治闘争に資するところがある

このように、リプセットは、米・独という対照的な事例を通じて、経済発展と政治運動の関係を明らかにしようと論理を組み立てた。ただしロストウと同様、リプセットの議論からもまた、マルクス主義の「イデオロギーと情熱」に基づくような階級闘争を否定し<sup>(6)</sup>、むしろ「イデオロギーと熱情」のもと、アジアとアフリカを「近代化」させるべきだとするような冷戦的思考が垣間見られる。

### II.3. ロストウ、リプセットとベトナム戦争

さきほど論じたロストウとリプセットの著作は、いずれも1960年に執筆されたものである。本節では、本稿の主題として扱う高島の言説が異なる時代背景を持つことを考慮し、ニューレフトの登場後におけるロストウとリプセットの言説がもった社会的影響についてさらに詳述する。

リプセットは、ベトナム戦争に関する世論調査を分析しており、特に学生や一般市民の意見の変化に注目していた。リプセット[1972]においては、1960年代の学生運動を歴史的な文脈に位置づけ、その源泉や大学教員の役割、キャンパス内の政治的意見の多様性を分析した。同書では、ベトナム反戦を訴えるニューレフト系の直接行動がかえって世論の反発を招き、彼らの目的を遂行するうえで「逆効果」である可能性を示唆している。

一方でロストウのベトナム戦争への関与は、より直接的である。彼は、J・F・ケネディおよびL・B・ジョンソン政権下で国家安全保障問題の顧問を務めた。特に1966年から1969年にかけてジョンソン大統領の国家安全保障問題担当特別補佐官(現在の国家安全保障担当大統領補佐官)として、反共主義の立場からベトナム戦争における米国の介入を正当化する理論的基盤を提供した。M・クロッドフェルター[1995]によると、第二次世界大戦中の第八空軍(ナチ占領下のヨーロッパとドイツに対する戦略爆撃を担った)の目標担当官であったロストウは、戦略爆撃の理論をベトナムに適用しようとした。M・デイヴィッド[2008]によると、北爆を積極的に支持したばかりか、自らそれを積極的に提起した立場にあった。また自らをゲリラ戦の専門家と称し、対ゲリラ戦術を提唱しており、米国のベトナム戦争における政策形成に大きな影響を与えたという。

もっともこれらの実務遂行上をめぐる話は、

直接に近代化論と結びつくわけではないかもしれない。ただし、効率性の重視、計量主義、そして反共主義の流れを汲む経済学者のなかには、ロストウのように、ベトナム戦争に対してイデオロギ的補強を与えただけでなく、実際の戦争遂行においても重要な役割を果たした者もいたことは事実である<sup>(7)</sup>。彼らは、戦争の進行状況を定量的に評価し、政策の効果を数値化することで、戦争の「効率性」を追求した。

このように、近代化論の基本テーゼは「経済成長が民主主義を安定させる」というものであったが、同時にそれは、冷戦期には資本主義経済の推進や共産主義体制批判を前提とした論理であり、またそうした政策を実務的に遂行する行為と表裏だった。

1960年代当時(すなわち、中華人民共和国が経済政策を転換させて社会主義市場経済を導入する1980年代以前の世界)では、多くの国でこの理論が通用したという部分もある。とはいえ、前述したように、社会主義諸国に対する資本主義体制の優位性を示すという理論でもあり、その意味において、イデオロギ的的操作主義に陥っていたという点は否めない。

### II.4. 近代化論は日本に導入可能か

さて、この近代化論を日本にあてはまることのできるものなのか。これは極めて難しい問題であった。なぜなら日本では、19世紀後半から20世紀初頭にかけての明治維新を経て、西洋の技術や制度を取り入れつつ急速な近代化が進行した(ロストウの区分における「離陸段階」)のは事実であるが、これは「富国強兵」のスローガンのもと、軍部の台頭や国家主義的な政策と不可分な形で進行したからである。1920年代後半以降、政党政治が不安定さを増し、軍部の影響力が増大していく過程において現実に議会政治を破壊した事態を招いたのは、リプセットが想定したような貧困層の拡大が招く社会主義革

命やファシズムへの熱狂ではなかった<sup>(8)</sup>。これらの過程では、経済発展が政治的安定をもたらすという理論が必ずしも当てはまらなかった。また、このことも、近代化論が当時の日本の知識人の多くにとって馴染まかった要因として考えられる。

### III. 革新国民運動と高島政治学

さて、この節では、高島通敏が革新国民運動の特質および、その発展と衰退の要因について論じた論考を端緒に、高島が近代化および近代化論という枠組みに対していかなる視座を有していたのかを検討していく。

#### III.1. 革新国民運動とは何か

そもそも革新国民運動とは何か。高島が定義する「革新国民運動」とは、戦後日本における広範な市民運動の総称であり、特に1950年代から1960年代にかけて活発に展開されたものを指す。この運動は、労働者、学生、市民団体、知識人などが集まり、平和と民主主義などを掲げて活動した。代表的な運動として、1958年の警職法反対闘争、全面講和運動、原水爆禁止運動などがあげられる。

安保条約改定反対闘争(以下、60年安保という)は、1960年に日本で行われた日米安保条約改定に反対する大規模な抗議運動であり、高島によればこれは「革新国民運動」の頂点とされる。数百万人規模の市民が参加したが、この運動は新安保条約の成立とともに勢いを失い、その後運動の勢力は次第に弱まった。

高島の説明に基づく限り、革新国民運動の分裂の決定打として位置づけられるのは、1961年のソ連核実験再開に対する対応を巡る原水爆禁止運動の分裂である。日本社会党と総評は「いかなる国の核実験にも反対」と主張したのに対し、日本共産党は「社会主義国の核実験は防衛的であり、帝国主義国の核実験とは異なる」と

反論した。この対立により、社会党と総評は原水協(原水爆禁止日本協議会)から離脱し、1965年に原水禁(原水爆禁止日本国民会議)を結成した。また、自民党と民社党も独自の新しい原水禁運動団体を形成した。

#### III.2. 「大衆運動の多様化と変質」における高島の分析

それでは、革新国民運動はどのような特質があり、そしてなぜ勢いを有し、いかにしてその勢いを失ったのかについての高島が理論展開を確認していきたい。この項で依拠するのは、1977年の『年報政治学』に寄稿された「大衆運動の多様化と変質」(高島[1979→2009a])である。

まず、高島[1979→2009a: 38-48]の分析に基づく、革新国民運動の特質を確認していきたい。第一に、それが既成の機構に依存した運動であったことである。高島は、革新国民運動が企業や職能団体など市民社会的原則で構成された既成の機構の上にそのまま乗っていたことと述べている。これらの団体が持つ「〈都市的〉〈近代的〉集団の農村的共同体とそのエートスへの対抗感覚」により、〈丸抱え〉的な組織運営が可能になっていた。第二に、運動の頂点と底辺の意識上の乖離がみられたことが指摘されている。政治的指導部のイデオロギーや政治方針が下部に浸透しないギャップが存在したが、高島によれば、その傾向は社会党のみならず各組合運動や学生運動においてもみられたという。第三に、現場と乖離した運動の指導者により〈幅広主義〉に陥ってしまったことがあげられている。運動のスローガンは各個別の団体の事情をすべて網羅的に組み込んだ「諸要求」の〈並列〉方式によって作られ、すべての大衆団体が受け入れられる〈最低公約数〉によって集約されてしまう。そのような方針のもとでは、中央指令にもとづく一過性のストライキや統一行動以上の運動を展開することは困難であった。そしてそ

れを破ろうとする形で新左翼系の運動と、のちの市民運動の展開がみられるようになった。第四にあげられているのは、「逆説の力学」である。この詳細は後述するが、概略を述べると、〈革新〉運動が、その名称とはうらはらに、戦後の民主的変革という〈外から〉の力によってもたらされた既成事実を〈保守〉する姿勢であったという「逆説」が指摘されている。

次に、革新国民運動が衰退した理由を、高島はどのような背景に見出したのかを確認したい。まず、池田内閣の政策転換の影響が大きかったという。高島[1979→2009a: 68-76]によれば、池田内閣は、憲法改正を棚上げにしつつ、経済的繁栄を保守党の第一の政策目標として掲げた。この方針転換により、国民の支持を集めることに成功したとされる。そして、平和=近代化という意識の複合が揺らぐことになる。高島によれば、保守党(つまり自民党)が「平和」「民主主義」「生活の向上・社会進歩」の推進者として立ち現れたことで、革新政党の独占的な主張が失われたと指摘する。これにより、革新国民運動の正当性が大きく揺らぐこととなったという。その結果、基本的対立が国内問題ではなく、選挙の得票に結びつきにくい外交問題に集中し、保革の間の対立が安保条約や日中国交回復といった外交問題に絞られ、革新政党の影響力が低下するに至った。加えて経済成長の持続化と、戦争・敗戦の記憶の風化が、運動の衰退に寄与したことも指摘されている。経済成長が続き国民の生活水準が向上し、革新運動の訴える必要性が減少した。さらに、戦争と敗戦の記憶が薄れることで、戦後の民主的諸改革を守るという革新運動の訴えが次第に共感を失ったとされている。最後に、高島は、農村の解体と都市への人口集中が革新国民運動の基盤を弱体化させたと述べている。経済成長により農村が急激に解体し、都市に流入した新入者は中小企業や臨時工として都市の底辺に滞留した。これにより、

革新国民運動の基盤となる近代型組織に吸収されることなく、運動の基盤がさらに弱体化したと指摘されている。

### III.3. 「『60年安保』の精神史」における高島の分析

さて、前項で紹介した「大衆運動の多様化と変質」が発表されてからおよそ10年後、テツオナジタ他編『戦後日本の精神史 その再検討』(岩波書店、1988年)には、「『60年安保』の精神史」と題する高島の論考が掲載されている(高島[1988→2009c])。本項では、両者の革新国民運動をめぐる議論の差異を端緒に、高島における「近代化」という概念を理解する手がかりにしていく。

「『60年安保』の精神史」において示されている大まかな図式は、60年安保が革新国民運動の頂点に位置すること、またそれ以降その種の運動は下火になったという点においては、「大衆運動の多様化と変質」と大差がない。しかし、運動主体の諸団体および知識人の役割においては、若干理論展開が異なる点は興味深い。

革新国民運動の基盤となったのは、企業や大学などの組織の構成員が全員加入的に組み入れられた組合や自治会であり、これらの組織は大政翼賛会などの伝統を汲む共同体意識、いわゆる「第二のムラ」的意識の現れとして規定されるものであった。高島[1988→2009c: 94]によれば、「企業や職能団体など市民社会的原則」が運動の担い手であったとする「大衆運動の多様化と変質」における論理展開に比べると、大きく踏み込んだものであるといえるだろう<sup>(9)</sup>。同時に、民衆運動を実質的にリードする存在として、知識人の存在をあげている点も、「『60年安保』の精神史」の特質である。高島によれば、60年安保は、全面講和運動や原水爆禁止運動を経て、次第に高まってきた知識人の社会的影響力が頂点に達した局面として位置づけられるも

のであった。また、この時期、60年安保への賛意を表明していた丸山眞男、鶴見俊輔、竹内好などの進歩知識人たちの言論に共通していたのは、日本において民衆が既存の権威主義的秩序を解体し、自らの手で権力秩序を再構成する〈下からの〉革命を行う市民革命が未成立であり、安保闘争にその機会を読み込もうとした姿勢であると指摘されている<sup>90</sup>。高島[1988→2009c: 104]はまた、60年安保でイデオログを担った知識人が革新主義的な志向を強く保持していたことを指摘している。

イデオログたちの近代主義的、市民主義的志向が、高度成長時代における日本的市民社会の展開のなかに吸収されていったのではなく、むしろ彼らが先に触れたような革新主義の志向を強くもっていたから(…)近代主義的志向から高度成長時代の謳歌へと転向していったイデオログたちは、清水幾太郎とその周辺など限られた範囲でしか生まれなかった。むしろそれらは、〈近代〉を左翼主義的に批判していた学生革命家たちに多かった

高島によれば、知識人の多くは、近代主義的志向に陥り、またそれゆえに大衆から遊離してしまい、経済成長の進展がもたらす社会の変化を捉え損ねてしまった。

#### III.4. 革新国民運動の限界

高島によれば、革新国民運動はその初期において自発的で革新的な精神を持っていた。しかし、幅広主義や儀式的な大衆集会を伴う運動体へと変質していく過程で、その規模を拡大することができた。中央集会や統一行動に表現された大規模な大衆によるキャンペーンを通じて、政府に対し政策転換を要求する「反対闘争」という運動様式は効果を上げた。しかし、そうし

た運動手法をとったがゆえに、60年安保の後には、運動のエネルギーが減退していったのである。

高島によれば、1960年代半ば頃から、住民運動は革新政党や総評から離れて独自の運動を展開することが多くなったという。住民運動は要求を貫徹するために、座り込みや阻止行動などの直接行動に訴え、長期徹底抗戦を辞さないのに対して、支援の立場に立つ革新政党や労働組合は、この点において消極的であり、条件闘争や裁判闘争に持ち込むことを勧める場合が多かったためである。

このような運動が持つ特質については、「大衆運動の多様化と変質」で指摘された革新国民運動の四つの特質のうち、第四の特質として挙げられている「逆説の力学」を検証する際に、高島[1988→2009c: 59]によって仔細に検討されている。

基本的に〈平和=近代化〉意識複合の上に乗って進める〈革新〉運動のもつ逆説的な力学である。この運動は「護憲」や「生活の向上」というシンボルにあらわれているように、敗戦と占領軍による戦後の民主的変革という〈外から〉の力によってもたらされた既成事実を〈保守〉するという姿勢の上に成り立っており、新しい変革を生み出そうという創造的リーダーシップと能動的な価値理念に全体としてささえられていたとはいいいにくい

総じて、革新国民運動のエートスは、所詮、敗戦後に外部(すなわち占領軍)から注入された「民主的」規範を重んじ、生活保守主義に依拠しているものにすぎなかった。高島にとって、そこに「創造的リーダーシップと能動的な価値理念」を新たに創出しようとする主体的な市民性を見出すことは困難であった。また、経済

成長に伴う消費社会化の進展が「創造的リーダーシップと能動的な価値理念」を到来させるかという点について否定的である点も興味深い。むしろ、高島は、経済的繁栄が続く中で国民の生活水準が向上する一方で、革新運動が掲げる平和と民主主義の訴えが次第に共感を失い、「国民的」運動の解体と、運動手法のラディカル化がもたらされたことを指摘している。

一連の分析は、後に論じる近代化論のモデルとは異なるものであり、高島が展開した近代化および民主主義の発展に関する独自の見解がうかがえる箇所であるといえるだろう。

#### IV. 日本とメキシコ——その類似点と相違点

この節では、1978年9月から1979年8月までメキシコ学院の客員教授を務めた高島通敏が、日本とメキシコの関係および民主主義の進展が与えた影響について検討した論考をもとに、近代化および近代化論に対していかなる見解を有していたのかについて検討していく。

##### IV.1. 60年代および70年代メキシコ政治および経済の概略

まず、議論の前提として、当時のメキシコの政治的および経済的状況を簡単に整理したい。1960年代から1970年代にかけて、メキシコでは多くの左翼ゲリラグループが活動していた。例えば、マルクス主義に影響を受けた農村部のゲリラグループである貧者の党(PDLP)は、特にゲレロ州で活動しており、リーダーのルシオ・カバーニャスは農民の怒りを利用して革命を目指した。また、ゲレロ州での政府の抑圧に対抗して設立された全国革命市民協会(ACNR)は、ジェナロ・バスケス・ロハスがリーダーを務めた。さらに、1965年のマデラ兵舎攻撃に由来する都市ゲリラグループ「9月23日共産主義者同盟」(LC23S)は主に都市部で活動していた。

これらのグループは長期間にわたって非合法の状態に置かれ、政府からの激しい弾圧を受けてきた。しかし、1977年に制定され、1978年に施行された「Ley Federal de Organizaciones Políticas y Procesos Electorales(LFOPPE)」により、政党の登録要件が緩和されただけでなく、これらの左翼も合法化された。この法改正により、連邦議会の下院の議席数は約200から400に増加し、そのうち100議席が少数派政党に割り当てられた。これにより、少数派政党の代表性が向上し、比例代表制の導入により小政党が議会で発言権を得る機会が増加した。

この改革の結果、左翼ゲリラの多くは武装闘争を終えて政治闘争に移行した。また、小政党が議会に参加する機会が大幅に増え、政治的多様性が拡大し、選挙プロセスの透明性も向上した。しかし、与党である「制度的革命党」(PRI)が選挙経過を引き続き支配できる状況は依然として続き、完全な民主化には至らなかったものの、一定の民主化の進展が見られた。

経済的には、1970年代後半に石油価格の高騰により一時的な経済成長が見られた。他方で、1976年のペソの大幅な切り下げにより、経済の不安定化を招いた。

高島がメキシコ滞在中であった当時の政治的及び経済的背景は以上の通りである。こうした背景を踏まえ、高島がメキシコ滞在経験を経て執筆した論考の具体的内容の考察を展開したい。

##### IV.2. 「日本とメキシコ」から考える

本項は、『エコノミスト』1980年3月18日号に寄稿された「日本とメキシコ」という小論(高島[1980→2009d])をもとに、その内容を分析することを目指していく。

日本とメキシコは異なる社会であるが、「非ヨーロッパ的な背景の下に、先進国の重圧に悩みながら近代社会を建設してきた国として、似たような場面や問題が驚くほどある」と述べた

うえで、高島[1980→2009d: 248]は、具体的政治課題に対する連帯が、国籍の壁を越えた交流を展開する手助けになると述べている。具体的には「15年前のアメリカで、私はすでに日本人かアメリカ人かということよりも、ベトナム戦争に賛成か反対かの方が、もっと大きな垣根であることを経験した」として、「国益だとか民族だとかを背負ってばかりいるわけでないということをおたがいに理解するということが、実は、国家間の文化交流をもっとも実りあるものにさせる方法なのである」と高島は「国籍を越えた連帯」の可能性について言及している。

高島によれば、戦後の日本がメキシコを理解する仕方は「経済主義的」な側面にすぎず、「革命以来のメキシコの社会主義建設という民族の誇り」と「それを内側からささえている土着の文化と自由というメスティーソ・ナショナリズム」に目を配ることなく、石油問題が起きるまではメキシコを重要視していなかったことを指弾している。また、日本も自らの文化的価値を一面的にしか評価していない。

日本が、通産大臣や資源庁長官という担当大臣に交渉させれば十分だという態度に終始していることを指摘し、自らのポストの前任者である大江健三郎や鶴見俊輔が大学外で講演を行う機会を与えられなかったことに対しても文化政策の欠如を反映するものとして批判を加えている。それゆえ、高島[1980→2009d: 249]は、メキシコの知識人たちが日本の経済主義的な態度に対して感じる不満があり、「真の文化交流と相互理解が国家間の関係を豊かにする方法である」と主張している。こうした日本外交の対応は、高島によれば「戦後の日本にとって、他国の意味はひとえに経済的重要性からみた意味でしかなくなってしまった」事実を反映する重大な問題を孕んでいる。それゆえ、こうした問題は決してメキシコに対する外交の成否にとどまらず、戦後日本が歩むべき価値とは何かを規定

する巨大な問題でもあった。

そのうえで、最後に高島[1980→2009d: 250]は、この小論を以下のように締めくくっている。

日本の対外的文化政策の貧困という問題は、つまるところ、私たち自身がどのように日本の民族的哲学をたてるかということに、結局のところ、かえってくる問題なのである。

もっとも、この小論では、日本とメキシコが直面する近代化の課題や矛盾は、国境を越えた共通の問題意識として認識される重要性が述べられているとはいえ、その結論部分に具体的な「近代」観の差異について十分に言及されているとは言い難い。この事情にはこの論考が雑誌メディアで発表されたものであったという事情がある。次項では、より学術的性格が強い分析を通じて、さらなる検討を加えていきたい。

### IV.3. メキシコモデルと近代化論

本項では、より学術的な分析を参照するために、ほぼ同時期に高島が執筆した「メキシコにおける経済発展」という論文(高島[1981→2009b])を検討する。

高島[1981→2009b: 161-169]によれば、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、両国は欧米諸国の影響下で近代国家として強固な権威主義的支配体制を確立した。メキシコは革命を、日本は大正デモクラシーの波を経験し、両国とも近代的学校制度を通じてエリートを育成し、官僚支配体制強化の下で近代化を推進した。20世紀の政治的動向において、日本は1930年代にファシズム的革新の流行を経験し、メキシコはカルデナス大統領による革命の再編成を実施した。1960年代には、両国ともに経済成長を遂げた。

現在に至るまで両国において共通する政治システムの特徴として、メキシコと日本は支配政

党が政権を独占し、他の政党がそれを補完するシステムを構築している点を高島[1981→2009b: 169]は指摘している。支配政党は、軍部・財界エリートの複合体を基盤とし、学校制度による選抜システムを持つ。メキシコの制度的革命党は労働者や農民の組合を下部組織とし、直接的な統合機能を有している。一方、日本では労働組合が官公労系と民間大企業系に分立し、それぞれの政党を持つが、支配政党と全面的に対立しているわけではないという。

高島[1981→2009b: 171-173]によれば、こうした共通の背景があるメキシコと日本における政治対立の構造は、階級的亀裂を背景にした資本主義あるいは自由主義と社会主義とのイデオロギー的対立としては発現しにくい。むしろ、「保守」と「革新」というカテゴリーにおいて対立は顕在化するのが特徴である。ここでいう「保守」とは、権威主義的なエリート支配の体制を維持しながら、上からの近代化と社会改革を行おうとする主義である。一方、「革新」とは、体制から疎外されていると感じる大衆がエリート支配の政治構造を変革しようとする運動や主義を指す。「革新」は大衆の救済を目指す。マルクス主義的な社会革命ではない。マルクス主義的革命的主体は少数の知識人や学生に限られ、大衆は「世直し」的なエリート支配の変革としての「革新」に魅力を感じていると高島には指摘している。この点において、日本とメキシコは共通した「近代」を経験している。

それでは、一体、何が日本とメキシコの「近代」はどの位相において相違しているのだろうか。高島はその要因として、国民的エートスの違い、第二次大戦の敗戦とそれに伴う戦後改革の存在、社会集団の編成の仕方の相違、〈国体〉の形成に関する歴史的経過の4つの社会的背景の存在を指摘している。

高島[1981→2009b: 178-184]のそれぞれの指摘を具体的に述べると、以下の通りである。第二

次大戦後の改革により、日本は農地改革と教育の民主化を通じて国内市場の拡大と高度工業化社会の形成を促進し、集団主義や企業への忠誠心が成熟した。これに対して、メキシコの社会改革は階級格差の解消に至らず、社会的亀裂が政治に影響を与えている。また、日本では血縁や地縁よりも擬制的共同体が強調され、集団主義が社会の基盤となっているが、メキシコでは個人間のパーソナルな紐帯が優位であり、集団主義的結合が機能しにくい。このため、日本の官僚制は効率的に機能するが、メキシコではネポティズムが横行し、官僚制の効率が低い。そして、日本の政治指導者は派閥の連合に支えられ、官僚制の枠内で制約を受けるため長期的な権力独占が難しいが、メキシコの最高指導者はパーソナルな支配権を行使しやすく、長期的な権力独占が可能である。このため、メキシコでは大統領の再任を認めない制度が導入されている。他方、日本は明治維新で天皇制を、戦後は象徴天皇制の下での民主主義をそれぞれ「国体」とした。その後革新国民運動が展開されたが、住民運動は環境保全や地元共同体を掲げ、官僚制の圧力を受けやすい性格を帯びていた。日本の社会運動の背後には、伝統的な共同体のエートスがあった。

## V. 開発独裁的政治をどう見るか——国内における「南北問題」をめぐって

本節では、国内の選挙制度に目を向けるため、1980年代の選挙を対象とし、新潟、徳島、千葉、滋賀、鹿児島、北海道などの地域を取り上げている高島の著書である『地方の王国』における分析を取り上げる。同書では1970年代半ばから1980年前後の経済成長が実現し成熟社会化を迎えた時代背景が反映されていることが特徴で、中選挙区時代における各選挙区の候補者に関する詳細な状況が取材されているほか、特に各地の「王国」と称される地域における選挙の構造

や、保守政治の支柱としての役割を精緻に分析している。

高島による各県のレポートの要旨を簡潔に示すと以下の通りである。新潟では、よく知られているように、田中角栄人気が空前の社会現象となった。千葉では、田中角栄の影響を受けた浜田幸一が強大な権力を持った。この地域では漁業が主要産業であり、政治家が金銭を提供する独特な金権政治が形成された。北海道は、農業の発展や自由化の圧力を背景として、伝統的に社会党支持が強い地域であったが、この状況が変化しつつあることが示されている。鹿児島は北海道と同様に「低開発地帯」だが、北海道とは対照的に保守勢力が強大であった。徳島では、田中角栄と三木武夫、あるいは後藤田正晴と三木武夫の間の「戦争」が政治動向に影響を及ぼした。この対立は地方政治に重大な影響を与えた。滋賀では、琵琶湖の水利権および環境問題を背景に、武村正義が「新時代」の知事として登場した。

しかし、とりわけ高島が特に力を入れて論じているのは新潟の事例である。なぜなら、この本の中で増補版では、後にわざわざ加筆し、田中角栄が逮捕された後のことまで詳細に記述しているからである。新潟3区は田中角栄元首相の選挙区として広く知られており、田中は「越山会」という強力な後援会組織を通じて強大な政治的影響力を行使していた。田中はこの後援会を通じて地方議員や首長を系列化し、33市町村の市町村議員、県会議員、首長を自身の影響下に置くことに成功した。この結果、地方レベルから国政レベルに至るまで一貫した政治的支配体制を確立し、越山会は強力な集票機関として機能し続けた。さらに、田中ファミリー企業を通じた資金の流れも確立され、選挙において圧倒的な優位性を保持することが可能となった。しかし、田中が病に倒れた後、この強力な政治基盤の継承を巡って様々な動きが見られるよう

になり、現職代議士間の主導権争いにより、政治構造に変化が生じ始めた。

こうした状況をふまえて、具体的に高島[1986→1997: 51-52]は以下のように述べているのである。

戦後日本の政治の問題は、表面的には、保守と革新、資本主義と社会主義という“東西”問題として争われてきたが、実質的には、都会と農村、先進諸県と後進地帯、高学歴者と無学歴者という“南北”問題を軸にして展開していた。そしてこの南北問題を、議会を利用しての利益誘導というメカニズムで基本的に解決するのに成功したのが、保守党の永続支配と議会制民主主義の安定の基本的な理由であった。

高島によれば、戦後日本の政治問題は、表向きには保守と革新、資本主義と社会主義といった「東西」のイデオロギー的対立として描かれてきた。こうした視点に基づいて、高島は地域間の経済的および社会的な不均衡が日本の政治に与える影響を詳細に考察している。

特に高島は、戦後の高度経済成長の波に乗り遅れた「低開発地帯」が抱える状況に対して共感を示している。さらに踏み込んで、新潟よりも開発が遅れていた側面がある、鹿児島や北海道のような地域がいかに中央から取り残され、またいかなる政治課題を有していたかについて、高島[1986→1997: 128-129]は以下のように述べている。

中央から遠く離れた辺地として、両者(引用者注・北海道と鹿児島)とも工業を中心とする経済的発展から大きく取り残され、住民の生活は第一次産業である農業や漁業、畜産業に大きく依存せざるをえない。今でも止まない若者層の都会への流出をくい止

めるために、工業開発による発展を悲願とし、中央官庁や権力との結びつきによる公共投資の導入にひたすら望みを託す…

興味深いことに、「市民の政治学」の旗手とされる高島通敏は、市民＝都市派という一般的なイメージとは対照的に、田中角栄の政治手法に見られる低開発地帯への大型利益誘導に同情的であった側面もある。高島[1986→1997: 276]はむしろ、非自民系の知事が当選した際に、革新としてのイデオロギー政策を放棄し、協調主義的な地方自治が誕生したことに対してやや否定的な見方を提示している(この例としては、北海道の横路知事や滋賀県の武村知事が挙げられる)。

70年代後半以降の低成長経済への移行と成熟社会化は、日本全国に新たな政治の力学を生みだしてゆく。大都会の郊外住宅地帯を中心に、豊かな社会が定着した地域を先頭に、成長経済時代の利益政治——福祉政治から解放された人びとが、若者や女性を中心に次第に厚みを増し、そこでは、アイデンティティ・ポリティクス、文化政治、ライブリー・ポリティクスなどと呼ばれる新しい争点、政治への新たな関心の基盤が拡がりはじめた。そしてそれを先取りした、文化主義的な〈革新〉政治が、旧来の保守と革新の対立をこえて唱導され(…)保守と革新の対立の溝は埋められ、日本の各地に、大連立型の地方政府、協調主義的な地方政治が生まれはじめた…

「大連立型の地方政府、協調主義的な地方政治」は確かに、政治に安定をもたらすように作用したかもしれない。しかし、そこでは少数派の声は切り捨てられるばかりではなく、ときに切迫した地域独自の政治課題への取り組みもお

ろそかになる。皮肉なことに、目に見える成果を出したのはむしろそのような保革相乗りの協調主義型ではなく、保守党の永続支配と議会制民主主義と裏腹の利益誘導型政治(田中角栄に代表される)であった。

この視点からもまた、経済成長が安定した民主主義をもたらすという近代化論のテーゼと異なる理論展開がうかがえる。

## VI. 結論

高島の分析は、近代化論が描く一律的な発展モデルに対する批判的視座を提供している点で注目値する。経済成長や制度改革のみを分析対象とせずに議論を展開しつつ、他方で、その批判的視座がエートス論やマルクス主義的な価値観に基づく一面的なイデオロギーに依拠していないという点が興味深い点である。以下、本稿で取り上げた各論と、それぞれの論から読み解ける近代論への批判的な視座を検討していきたい。

まず、革新国民運動、とりわけ60年安保に関する分析では、以下の点が指摘できる。革新国民運動のエートスには、平和の訴えを「近代化」ないし進歩的と見做すものがあつた。戦前からの組織形態を幅広主義で束ね包括したとしても、それは先鋭化する運動の排除とうらはらであり、結局は池田内閣的な生活保守主義に包摂されてしまった。つまり、高度経済成長の実現および、生活保守化は、運動のエネルギーが衰退を招くといえ、この点においては、社会が富裕になるにつれ、民主主義の理念が定着するとはいえない。

また、メキシコと日本の比較を通じては、国際的な視点から近代化の課題を検討しており、両国に共通する政治的、社会的課題を浮き彫りにしている点にも特質が見られる。メキシコ革命後の近代化と日本の明治維新後の近代化の比較からはじまり、メキシコの土地改革と日本の

戦後経済復興の比較や、両国の国民意識や政治意識の差異にまで及んでいる。

そもそも、メキシコ論という視座は、近代化論という枠組みを超え、従属理論から発展した世界システム論との関わりからも考えることができる。なぜなら、ウォーラーステインが提唱した世界システム論において、石油輸出などの資源依存型経済をとりつつ、一定の工業化も進展しているながら、その経済構造が依然として核心国とりわけ米国に強く依存しているメキシコは、典型的な「半周辺国」として位置づけられるからである。近代化論が普遍的発展モデルを唱えて直線的アプローチを重視するのに対して、世界システム論は、国際的な経済不平等と資本主義の構造的分析に焦点を当てつつグローバルシステム全体を分析し、不平等の再生産を批判している。高島は、日本の社会科学研究者として、いち早くこうした問題に取り組んでおり、単にメキシコを米国に従属した存在と見做さず、複雑な世界システムとの関わりを重視した。

最後に、『地方の王国』における高島の分析について言及する。高島は、地域政治における利益誘導と中央との関係性について深く掘り下げている。その理論展開によれば、戦後日本の政治問題は、表面的には保守と革新の対立として表出していたが実質的には地域間の経済的不均衡が大きな影響を与えていたと指摘している。ロストウやリブセットに代表される近代化論の議論の枠組みは一国の経済成長とその過程における政治発展を直線的に捉えるものであり、国内の経済格差には議論が及んでこなかった。そのため、国内の垂直構造に基づく不平等の問題を考慮することができないという限界があった。そもそも同書での高島の立場は、低開発地域への利益誘導についてその功罪が検討されているとはいえ、その論の趣旨が国全体に対して経済的に繁栄するというような単純な近代化論のモデルには収まるものではないことは、これまで

触れてきた通りである。

ただし、強調しなければならないことに、高島が近代化論に対する批判的な視座を有していたとはいえ、箱根会議における日本側の研究者が持った近代化論に対する視座とも異なっていた。繰り返すが、丸山をはじめとする日本の知識人は、近代化には民主主義的な制度だけでなく、近代的な人間を育成することが不可欠であると強調した。日本側の研究者は、近代化を単なる技術や制度の導入ではなく、社会全体の変革と捉えていた。特に、未だに残る封建的な要素や経済の二重構造、政治制度と政治意識のズレなど、具体的な問題を解決する必要があると考えていた。他方で、この点は米国側の参加者には十分に理解されなかった。米国側の研究者たちの思惑には、日本の近代化を成功例として捉え、他の低開発諸国が社会主義陣営に取り込まれないためのモデルを形成する場として箱根会議を位置づける目論見があったことは否定できない。彼らは主に技術や制度の導入を通じた経済成長や政治制度の整備に重点を置いて議論しており、そのため、日本側が強調する人間形成や主体性といったエトスの問題にはあまり関心を示さなかった。さらに、米国側は近代化を資本主義の枠組みの中で進めるべきと考え、共産主義を徹底的に否定する姿勢を持っていた。このような視点の違いから、日本側の研究者たちが提起する社会全体の変革や教育・文化の重要性についての理解には、大きな隔たりが生じていた。このように、箱根会議における日米の差異は、単なる分析対象や手法の相違といったものにとどまらず、社会科学に対するより根源的な視座の違いが介在していた。

しかし、高島の問題意識は、単に米国流の政治学（より広く述べれば社会学的）の枠組みを批判するだけでなく、米国の政治理論を内在的に理解し、それを基に独自の批判的視座を構築しようとしたことにあった。また、それをエー

トス論や主体-従属理論のような、米国理論枠組みと全く異なる立場から批判を加えるような立場とも異なっていた。その意味で、ある種のイデオロギーにとらわれて近代化論的な分析を拒むような姿勢ではなかった。

また、高島の論理枠組みが、マルクス主義と一定の距離を保ちながら展開されたものであることも指摘しておかねばならない。高島はマルクス主義におけるリアリズム的側面を認め、「市民の政治学」との相互補完性を認めつつも、基本的には非共産主義的な立場からの理論構築を展開していた<sup>41</sup>。高島の思想は、教条的マルクス主義がそうであったように原則的定理を基盤とせず、現実の状況を絶えず分析しつつ、ある種のリアリズムを基調とした議論を重視していた。

しかし、もう一つ加えておかねばならないのが、高島の「ベ平連」(ベトナムに平和を！市民連合)経験である。高島は、周知の通り、ベトナム戦争反対の運動に積極的に取り組んでおり、その見地で記した政治論は、学問的な論であるにとどまらず、実際の社会運動と連携したものであった。またこのことは、ロストウら、行動主義を採用する米国の知識人の姿勢とは好対照である。

高島が、雑誌『世界』において、近代化論に「近代主義」で対抗しようとした日本側の立場におけるある種の不毛さを批判していたことは、先に述べたとおりである。しかしながら、高島[1986: 197]は、直線的な経済発展を前提とする米国側の姿勢に対しても、厳しい批判の眼差しを向けた。

近代化理論が規定したような「近代」をのりこえ、同時に、今日の「戦後の総決算」とは別な形で切り開かれるべき日本のポスト・モダンの地平は、どのような思想と精神によって担われるのか。(…)日本が欧

米列強に伍するアジアの大国に成り上ってゆく過程を「正常化」と考えるか、それとも欧米列強諸国と同じように問題をはらむ存在へと下降していったと考えるのかという根本的なものの見方と連関する。(…)それはまた、一五年戦争とベトナム戦争への反省を原体験とする二つの「戦後」が交わる(…)

先述したように、高島はイデオロギー的な社会科学の見解から距離を置き、分析を行おうと試みた。しかし、皮肉なことに、冷戦という特殊な背景のもと、過度にイデオロギーを排除しようとする社会科学の手法により、強烈な反共主義に陥りかえって戦争遂行の積極的なイデオロギを招来してしまう結果を招くこともあった。このような現象が、近代化論を支持した知識人の中にしばしば見受けられるのは第Ⅱ節で論じた通りである。

高島にとって、ベトナム戦争の反対運動に参加することは、戦争そのものを止めるという目的はもちろん、日本国内の民主主義の持続化および国際連帯を推進するための重要な意味合いを有していた。また、それは「一五年戦争」すなわち敗戦経験と比較して論じるべきほどの大きなインパクトがあるものだった。

高島の視座からは、近代化論の限界をのりこえるという問題意識が窺える。市民運動実践と学問的批判を融合させた高島の視座は、社会運動への積極的な参加を通じた社会全体の変革を重視し具体的な指針を示しつつ、それは特定のイデオロギーに過度に依拠していなかった点にその特質がみられるといえるだろう。

もっとも、日本の戦後政治学における高島理論の位置づけをより明確にするには、より広範な同時代の思想家や政治学者との比較も欠かせないだろう。たとえば、大衆社会論争において従来の「大衆=全体主義的傾向」という構図と

は逆説的に、「ムラ社会」よりもむしろ「マス社会」に市民的エートスや民主主義実践の可能性を見出した松下圭一や、米国留学を通じて国際政治・安全保障論を展開した永井陽之助・高坂正堯などは、戦後リベラル政治学の志向する関心事が多方向に枝分かれする典型として位置づけられるだろう。もっとも、高島自身も米国に留学し、現地の社会科学方法論の受容や市民運動との接触を通じて米国理論を内在的に咀嚼

したという経歴をもつ。高島に留まらず、同年代の戦後政治学の論者との比較は、本稿では不十分であったとの指摘もあるだろう。ただし、本稿の紙幅上、こうした論者との詳細な比較を展開することは困難である。高島政治学の特質と射程をさらに掘り下げるべく、高島のみならず同時代の社会科学の論客との対比を含む総合的研究を展開していくことは今後の課題とした

## 注

1. なお、本稿では、引用・参照する文献に初出がある場合、初出年も明らかにするため[初出文献発行年→再録年:再録文献の頁]という文献挙示の方式を採用する。
2. 大嶽が日本政治学史を議論した書物に高島理論に触れなかったことについては、田中[2024:49]に詳述されている。
3. ホールの箱根会議における役割は、AHA (American Historical Association), "John W. Hall (1916-97)," May 1998, <https://www.historians.org/perspectives-article/john-w-hall-1916-97-may-1998/> 2024年7月22日DL. において詳述されている。
4. 詳細については、垣内[2009]の議論を参照のこと。
5. 1950年代半ば以降の日本では、高度経済成長を背景に生活水準が向上し、民主化・都市化も飛躍的に進展した。こうした事態を踏まえ、ロストウ[1960: 88=1961: 118]は「西ヨーロッパおよび日本は——それぞれの方法に従って——アメリカの1920年代にまっしぐらに突入した」(原文では“entered wholeheartedly into the American 1920's”)と述べている。しかし、1960年代後半以降を高度成長のピークとみなし、1955年を高度大衆消費時代の到来点とするのは早すぎるという批判がある。例えば下村[1971]は「経済減速論」を唱え、日本経済が導入技術から新たな技術開発へと構造が変化する以上、高度成長は緩やかにならざるを得ないと主張した。さらに1973年の第1次石油ショック後には「ゼロ成長論」へと転換し、外部環境の変化のなかでゼロ成長、あるいは微速度成長しか見込めないと予測している(下村[1976])。このように、高度経済成長は1955～1973年とされるが、なかでも1960年代後半を成長のピークと位置づける見解が比較的一般的であろう。こうした時期の不一致などから、本邦では、ロストウの日本理解はあまりにも単線的すぎるとの批判は常に示されてきた。
6. リプセットによる『イデオロギーの終焉』刊行と同じ1960年に、D・ベルは『イデオロギーの終焉』を出版した。どちらが先に「イデオロギーの終焉」を提唱したかを明確に区別するのは難しいが、ベルとリプセットの著作がほぼ同時期に登場しているのは事実である。
7. 例えば、R・マクナマラは、国防長官としてオペレーションズ・リサーチや統計分析を駆使し、ベトナム戦争を効率的に遂行しようとした。彼は「数量化できるものは全て数量化する」という方針のもと、戦争の進捗を測定可能な指標で評価することを試みた。また、A・エントフォーフェンは、「キル・レーシオ」(戦地で1人を殺害するのに必要なコスト)という概念を開発した。これは戦争のコストを最小化し、効率的に虐殺

および殺戮を遂行するための指標となった。

8. リブセットの「貧困→急進化」モデルが日本にそのまま当てはまるかについては議論が分かれる。丸山[1956→1996]によれば、① 昭和恐慌による農村経済の疲弊が既成政党への不信を深めたこと、②前近代的家父長制や地域共同体の権威構造が温存されていたこと、③小工場主やサラリーマン層といった中間層がファシズムの担い手となりやすい下地を形成したこと、④ナショナリズムが非合理的な国家崇拜へと変質していったことなど、多面的要因により、日本はファシズム化を迎えたとする。このように、日本ファシズムがドイツ・イタリア型と同系のものなのか、熱狂なき(丸山の言葉を借りれば「上からの」)ファシズムであり、欧州のそれとは異質のものであるのかは見解が分かれており、本稿では紙幅の都合上、詳述を省く。
9. もっとも、この論理展開は、戦時体制から戦後の高度経済成長期にかけての社会システムの連続性を説いた山之内靖による「戦中戦後連続論」のような主張にも影響を受けていることが窺える。しかし単なる政治社会構造のシステムの問題のみならず、それを担う大衆の精神の連続性に重きを置きつつその議論を展開している点に、高島の主張の特質がみられるだろう。
10. こうした市民社会の理想を掲げ、既存の権威主義的秩序を解体し、市民が主体的に権力を再構築することを目指した進歩派知識人たちの問題設定それ自体が、近代日本を市民革命以前の封建制性格を帯びたものと見做す講座派的歴史観に依拠しているだろう。
11. とくに高島は、マルクスのリアリズム的側面を強調してその論の特性を言及している。詳しくは、立教大学での最終講義および、同講義をもとにした、高島[1999]を参照のこと。

## 文献

- Clodfelter, Mark (1989) *The Limits of Air Power: The American Bombing of North Vietnam*, New York: Free Press.
- 江口朴郎 (1975)「帝国主義時代における発展段階」『江口朴郎著作集2』青木書店, 63-66. (初出: 江口朴郎[1950]「帝国主義時代における発展段階」『歴史学研究』144: 1-10).
- 垣内健 (2009)「丸山眞男の「近代化」観の変容について: 箱根会議の議論を中心に」『比較社会文化研究』(九州大学大学院比較社会文化学府論文集) 25: 13-26.
- Lee, Kyunghee (2020) "Meiji versus Postwar in Cold War Japan: The Emergence of Economic Nationalism in the 1960s," *Seoul Journal of Japanese Studies*, 6(1): 67-93.
- Lipset, S.M. (1960) *Political Man: The Social Bases of Politics*, Garden City, NY: Doubleday. = (1963) 内山秀夫 (訳)『政治のなかの人間』東京創元新社.Lipset, S.M. (1972) *Rebellion in the University*, Boston: Little, Brown and Company.
- Mannheim, Karl (1929) *Ideologie und Utopie*, Bonn: F.Cohen. = (1968) 鈴木二郎 (訳)『イデオロギーとユートピア』未来社.
- 丸山眞男 (1952)『政治の世界』郵政省人事部能率課(編), 教養の書(19).
- 丸山眞男 (1995)「科学としての政治学——その回顧と展望」『丸山眞男集 3』岩波書店, 132-152. (初出: 丸山眞男 [1947]「科学としての政治学——その回顧と展望」『人文』1(2): 58-69, 人文科学委員会).
- Milne, David (2008) *America's Rasputin: Walt Rostow and the Vietnam War*, New York: Hill and Wang.

- Morris, S.D. (1993) "Review: Political Reformism in Mexico: Past and Present," *Latin American Research Review*, 28(2): 191-205.
- 永井和 (1996)「戦後マルクス主義史学とアジア認識」古屋哲夫 (編)『近代日本のアジア認識』緑 蔭書房 (初出：永井和 [1994] 京都大学人文科学研究所).
- Rostow, Walt W. (1960) *The Stages of Economic Growth: A Non-Communist Manifesto*, Cambridge: Cambridge University Press. = (1960) 国立国会図書館調査立法考査局 (訳)『ロストウの成長論: 非共産党宣言』調査資料/国立国会図書館[編], 60-63, 国立国会図書館調査立法考査局.
- Saposs, David J. (1935) "The Role of the Middle Class in Social Development: Fascism, Populism, Communism, Socialism," in *Economic Essays in Honor of Wesley Clair Mitchell*, New York: Columbia University Press, 393-424.
- 酒井大輔 (2024)『日本政治学史：丸山眞男からジェンダー論、実験政治学まで』中央公論新社.
- 下村治 (1971)『経済大国日本の選択』東洋経済新報社.
- 下村治 (1976)『ゼロ成長脱出の条件』東洋経済新報社.
- 田口富久治 (2001)『戦後日本政治学史』東京大学出版会.
- 高島通敏 (1986)「二つの『戦後』と『近代後』：『池袋会議』の主題」『世界』486: 192-197.
- 高島通敏 (1997)『地方の王国』岩波書店(初出：高島通敏[1986]『地方の王国』三一書房).
- 高島通敏 (1999)「政治の〈原理〉について」『立教法学』53: 1-25.
- 高島通敏 (2009a)「大衆運動の多様化と変質」栗原彬・五十嵐暁郎 (編)『高島通敏集 1：政治理論と社会運動』岩波書店, 37-100 (初出：高島通敏 [1977]『年報政治学』28: 323-359).
- 高島通敏 (2009b)「メキシコと日本における政治発展」栗原彬・五十嵐暁郎 (編)『高島通敏集 1：政治理論と社会運動』岩波書店, 161-184. (初出：川田侃・西川潤 (編)[1981]『太平洋地域協力の展望』早稲田大学出版部, 135-156).
- 高島通敏 (2009c)「『60年安保』の精神史」栗原彬・五十嵐暁郎 (編)『高島通敏集 2：政治の発見』岩波書店, 70-91. (初出：高島通敏[1988]ナジタテツオ・前田愛・神島二郎(編)『戦後日本の精神史：その再検討』岩波書店, 115-136).
- 高島通敏 (2009d)「日本とメキシコ：文化の交流とはなにか」栗原彬・五十嵐暁郎 (編)『高島通敏集 5：政治学のフィールドワーク』岩波書店, 238-250. (初出：高島通敏 [1980]『エコノミスト』毎日新聞出版, 58(11): 54-59).
- 高島通敏 (2009e)「『政治の世界』をめぐって」栗原彬・五十嵐暁郎 (編)『高島通敏集 5：政治学のフィールドワーク』岩波書店, 272-276. (初出：高島通敏 [1995]『丸山眞男集 3』月報, 岩波書店).
- 田中駿介 (2024)「初期高島政治学における行動主義政治理論の探究：『市民政治学』の出自をめぐって」『関連社会科学』33: 35-52.
- Wallerstein, Immanuel (1974) *The Modern World-System I: Capitalist Agriculture and the Origins of the European World-Economy in the Sixteenth Century*, New York: Academic Press. = (1981) 川北稔 (訳)『近代世界システム I：農業資本主義と「ヨーロッパ世界経済」の成立』名古屋大学出版会.
- Wallerstein, Immanuel (1980) *The Modern World-System II: Mercantilism and the Consolidation of the European World-Economy, 1600-1750*. New York: Academic Press. = (1993) 川北稔(訳)『近代世界システム II：重商主義と「ヨーロッパ世界経済」の凝集 1600-1750』名古屋大学出版会.

Wallerstein, Immanuel (1989) *The Modern World-System III: The Second Era of Great Expansion of the Capitalist World-Economy, 1730s-1840s*, San Diego: Academic Press. = (1997) 川北稔 (訳) 『近代世界システム Ⅲ : 「資本主義的世界経済」の再拡大 1730s-1840s』名古屋大学出版会.

受稿2024年7月31日／掲載決定2025年1月27日

# 福祉国家の成立・変遷における家族の位置付け

田中拓道 (2023) 『福祉国家の基礎理論：グローバル化時代の国家のゆくえ』 岩波書店

高崎千実

本稿では、田中拓道『福祉国家の基礎理論：グローバル化時代の国家のゆくえ』（以下本書と呼ぶ）の内容を概観したのちに、本書の議論が抱える問題点を指摘する。具体的には、本書では福祉国家の成立と変遷を捉える際に家族の視点が抜け落ちており、それにより著者が理想とする「『自由な選択』の政治」も十分に検討できていないと批判する。

## 1. 本書の概要

本書の第1章に明記されている通り、本書の目的は福祉国家の存立基盤を理論的に解明することにある。著者は資本主義・国家・社会運動の相互作用に着目し、福祉国家の成立と変遷を捉え直す。そして、現在の福祉国家の限界を乗り越える新たな福祉国家像として「『自由な選択』の政治」を提唱する。

第2章と第3章では、資本主義と近代国家がどのように福祉国家の土台を築いたかを説明している。ここでいう資本主義とは私的所有を基礎として、財の生産と分配が自由な市場で調整される経済システムを指す。資本主義の特徴は、あらゆる財とサービスが利潤の獲得を目的として生産され、市場で交換される商品になることである。工業資本主義のもとでは人間の持つ労働力自体が商品となり、賃金労働者が人口の多くの部分を占めるようになった。

資本主義は近代国家の存立基盤になったと言われている。なぜなら、資本主義は個人を伝統的な共同体から解放して自立の基盤を提供し、

分業と技術革新を通じて社会的富の飛躍的な拡大をもたらしたからだ。これにより近代国家の成立に必要な軍隊・官僚制度の維持や再分配のための余剰材が生まれた。

一方で、資本主義の形成と発展にも集権的な国家は不可欠だった。国家は法権的な土地所有や職業ギルドを解体して自由な市場を創出し、生産手段の私的所有を保障し、交通や通信手段など市場のためのインフラを整備した。さらに19世紀以降は、労働力の再生産を補完するために労働者保護・公衆衛生・教育・福祉などの役割も担い始めた。このように、国家は労働者の最低生活保障という役割を超えて税の徴収や再分配を行う脱商品化役割を引き受けるようになった。

ただし、労働者の商品化と脱商品化のバランスは資本主義によって規定されるのではなく、国家権力のあり方によって決まる。そして、国家権力のあり方は、市民社会の社会集団の権力関係に左右される。

第4章では国家権力のあり方を規定する社会運動について説明を加え、「『自由な選択』の政治」への展望を示す。本書では社会運動を、社会的亀裂に基づく集合行為と定義している。西欧では国民国家と資本主義の形成・発展過程でさまざまな社会的亀裂が埋め込まれてきた。福祉国家の形成という観点から見ると、特に重要なのは次の2つである。1つ目は、17世紀から18世紀の商業資本主義の勃興を背景として、個人の自然権に基づく国家権力が正統化されたこと

である。封建的身分制や強大化する王権に抵抗する革命運動の結果、国家の役割は個人の自然権を保障し、自由な市場を形成・維持することに限定されていった。2つ目は、19世紀の社会運動である。工業資本主義が進展したことにより貧富の差が拡大し、法的・政治的秩序は個人の自然権を基礎としているにもかかわらず、資本主義的・経済的な秩序は脆弱な個人を生み出し続けるという分裂が顕在化した。そこで、両者の乖離を埋め、社会的な紐帯を回復しようとする運動が現れた。その結果、20世紀にはケインズ主義的福祉国家が誕生した。ケインズ主義的福祉国家は、個人を社会保険を通じて社会的紐帯の中に組み込むことに成功した一方で、労働と消費において規格化した役割を個人に課し、その規範を個人に内面化させた。この役割や規範を内面化できない個人は社会の中で周辺化された。

1970年代以降、ケインズ主義的福祉国家を支えていた資本主義と国家の妥協が崩れ、福祉国家の再編が必要になった。このとき、先進国では新自由主義の思想が生まれた。新自由主義は国家の役割を縮小し、市場の自由を最大化しようとする思想にとどまらず、資本主義に適合する人間像に立脚し、それに合わせて国家や市民社会の役割を再編しようとする運動となった。右派政権は新自由主義を受容し、福祉縮減と労働者の再商品化を進めた。その結果、新自由主義を推し進める使用者層や統治エリート層と、就労に困難を抱えて周辺化される人々の分断が深まった。このような社会の分断を受けて、新自由主義政権は貧困層を潜在的な秩序錯乱の要因とみなして治安維持のために警察権力を強化する、ナショナリズムを鼓舞する、ジェンダー差別を組み込んだ伝統家族の相互扶助を称揚するなど本来の思想をはかけ離れた役割を担うこともあった。

さらに、教育水準の向上や産業構造の変化を

背景として、物質主義的価値よりも脱物質主義的価値を選好する人々が増えた。彼ら・彼女らはケインズ主義的福祉国家による個人の規格化を批判し、生活様式や社会の進むべき方向を自分で決定することを求めた。こうして反人種差別運動、反戦・平和運動、エコロジー、反原発運動、フェミニズム運動、職場や政治への参加運動、地域運動などの新しい社会運動が生まれた。このように、1970年代以降には、市場の自由か国家による平等かという分配をめぐる左右の軸だけではなく、リベラルか権威主義かという社会文化的な価値観をめぐる二次元の軸によって構成される社会的亀裂が生まれた。

1990年代以降はグローバル資本主義の進展、知識経済化とサービス産業の拡大により、新しい社会的リスクが浮上するようになる。この時期以降には次の2つのような社会運動が見られるようになった。1つ目は、社会的投資の推進である。社会的投資国家とは福祉国家の代替として導入された概念であり、グローバル化と知識経済化に適合する主体を育成することを目的とする。具体的には、受動的な所得保障を削減し、育児ケア・教育・職業教育など人的資本への投資を中心に行う。社会的投資国家の下では、個人は自ら労働市場に参画し、個別化したリスクに対応できる能動的な主体となるよう求められる。2つ目は、排外主義ポピュリズムである。この運動は、社会的投資国家が国際社会によって推進され、国家の自己決定を形骸化したことや、教育や技能を向上させる施策から一部の人々が取り残されたことに対応して発生した。排外主義ポピュリズムの主な担い手は、国内の伝統的な産業セクターに属し、教育水準や技能の乏しい労働者層や小企業主・自営業者だった。彼ら・彼女らは国際機関の決定を「腐敗したエリートたち」によるものだとして批判し、国家レベルでの主権の回復を求めるとともに、ナショナルな文化の一体性を脅かす移民の流入を忌

避した。

著者は社会的投資国家も排外主義的ポピュリズムも、全ての個人を社会に包摂することはできないと主張する。そこで、著者は社会的投資国家と排外主義的ポピュリズムの限界を乗り越える第3の選択肢である『『自由な選択』の政治』を提示する。『『自由な選択』の政治』は、ロールズの機会均等・格差原理という正義の二原理を土台とし、人生の出発点において全ての個人に自尊と自由な選択の基盤を保障することを目的としている。その目的を達成するために、『自由な選択』の政治は全ての個人に基本的な諸自由、身分・人種・性別などによる差別のない職業や地位への均等な機会、人生の出発点における一定水準の資産と人的資本を提供する。著者によれば具体的な政策は次のような条件を満たさなければならない。まず、分配政策を実施する上で、特定の生き方から外れた個人が不利な立場に置かれぬように配慮する。また、所得保障をはじめとする事後的な再分配よりも、保育や教育、就労援助などの事前の分配に重点を置く。そして、偶然の状況によって恵まれない立場に置かれた人々に優先的に事前の分配を割り当てる。最後に、生活を支える基礎的な所得・サービスの分配と、事前の分配による人的資本の形成を両立させる。これにより、個人の価値観やライフスタイルに合わせたきめ細やかな財とサービスの分配が可能になる。

## II. 検討

本書の最大の貢献は、福祉国家の成立と変容に関わる要因を資本主義・国家・社会運動の3つに特定し、既存の理論を体系化したことである。福祉国家論は、政治学・社会学・経済学など複数の分野で研究されている。著者は政治学者だが、本書では政治学の理論にとどまらず社会学や経済学で検討されてきた理論をも含めて基礎理論の構築を試みた。この点で本書は、福

祉国家論を探究する者に分野横断的な基盤を与えてくれる文献だといえよう。

しかし、本書には問題点も存在する。それは、福祉国家の基礎理論を確立することを目的としているにもかかわらず、福祉国家を捉える際に重要な家族という視点が欠落していることだ。その結果、福祉国家の成立と変遷に関する検討が不十分なものになっている。

著者は本書の中で、「人間は資本主義市場の内部では生産することも再生産することもできない」ことや、資本主義は「自らの外部にある共同性を備えた制度(国家や社会)に支えられなければ長期的に存続できない」ため、「資本主義市場はこれら外部の諸制度との依存/対抗関係の中でとらえていく必要がある」ことを認めている(p.219<sup>11</sup>)。それにもかかわらず、著者は「共同性を備えた制度」のうち国家にしか詳しい説明を加えず、「社会」あるいは家族に関して何も触れていない。

しかし、福祉国家を理解する際に家族という視点は欠かすことができない。なぜなら、初期の福祉国家は特定の家族像に依拠して構築されたものであり、その後の福祉国家の役割の変化は家族の変化と連動しているからだ。

例えばケインズ主義的福祉国家は家族の中で性別役割分業を前提としていた。これを裏付けるために、ケインズ主義的福祉国家の基本設計となったベヴァリッジ・プランを参照しよう。ベヴァリッジ・プランは社会保障を物質的欠乏に対して最低限度まで所得を保障することと定義した。欠乏とは「家族や個人が健康な最低限度の生活を営むに足る資力を欠いている状況」を指し、この場合の家族とは男性雇用者が主要な稼ぎ手となる男性稼ぎ主世帯を想定していた(Beveridge [1942=2014])。社会保障の軸となった社会保険は、男性稼ぎ主の失業・傷病・老齢退職・死亡によって稼得力が失われる場合のリスクヘッジという役割を担った(大沢

[2007])。このように、初期の福祉国家は男性稼ぎ主世帯という特定の家族像を標準として設定し、その家族のニーズを満たすことを目的として設計された。

のちに女性の労働市場への参加が進み、男性稼ぎ主世帯よりも共稼ぎ世帯が普遍的になった。共稼ぎ世帯では女性が家庭で再生産労働に従事することが難しくなる。そこで、西欧諸国は1980年代頃から再生産労働の支援に乗り出した。具体的には、育児休業制度の導入や拡充、家庭内の育児や介護に対する現金給付、育児や介護を担う労働者の雇用保護の強化などを行った(Daly [1997])。このように、性別役割分業を前提とした家族構造が変化したことによって、福祉国家の役割が変容した。他方、福祉国家の家族政策によって家族のあり方が変容することもある。Leitner [2003]は、育児休業・介護休業の充実度、ケア労働に対する現金給付や税控除、ケアの提供に対して与えられる社会権の有無によって測定される家族化指標と、政府または市場による育児や社会サービスの提供によって測定される脱家族化指標の2軸で福祉国家を次の4つに分類した。家族化指標と脱家族化指標がともに高いのが「選択的家族主義」、家族化指標が低く脱家族化指標が高いのが「脱家族主義」、家族化指標が高く脱家族化指標が低いのが「積極的家族主義」、家族化指標と脱家族化指標がともに低いのが「消極的家族主義」である<sup>(2)</sup>。Leitnerによれば、福祉国家はその家族化・脱家族化の度合いに応じて、家族の中のジェンダー関係に影響を及ぼす。例えば、消極的家族主義の下では家族の中で女性が再生産労働を担い続けることになり、性別役割分業が再生産される。脱家族主義の下では家族が担う再生産労働の負担が軽減されるため、再生産労働を担う人(多くの場合女性)が労働市場に参加しやすくなる。そのため、男性稼ぎ主的な家族が変容し、よりジェンダー平等に近づきやすくなる。

以上のような福祉国家の役割と家族のあり方の相互作用を踏まえて、家族という視点も含めて福祉国家を理解しようとする研究者もいる。例えば、Esping=Andersen [1999=2000]は、政治経済学による福祉国家の分析では家族という視点が抜け落ちていることを批判し、家族の決定や行動が福祉国家や労働市場と相互に影響を及ぼし合っていると主張する。そして、国家・市場・家族を福祉を支える3本の柱として定義し、福祉が国家・市場・家族の間で配分される総合的なあり方を「福祉レジーム」として捉えた。

以上からわかる通り、初期の福祉国家は特定の家族像に依拠して構築されたものであり、その後の福祉国家の役割は家族のあり方と連動しながら変化してきた。これを踏まえて、福祉国家論の研究者の間でも家族の視点から福祉国家を分析する動きがある。本書のように家族の視点を欠いた場合、福祉国家の形成も変容も適切に捉えることはできないだろう。

さらに、著者は『『自由な選択』の政治』を通して全ての個人に自尊と自由な選択の基盤を保障することができると主張しているが、家族という視点を加えて検討すると、著者の構想には問題点があることがわかる。それは、ケアする・されることによって家族の中に生まれる依存関係を完全に無視していることである。

まず著者は『『自由な選択』の政治』を構想するにあたり、全ての人間は自由な選択ができる自立した個人だと想定している。しかし、この前提は適切だとは言えない。岡野[2012]は、ケアする・されるという関係を考慮に入れると、全ての人間を自由な選択ができる自立した個人として想定することは不可能だと主張する。全ての人間は無力な存在として誕生する。そのため、必ず誰かは他者の存在のために一定期間は他者との依存関係に巻き込まれ、依存状態に対

してケアする責任を引き受けざるを得ない。この場合、ケアされる側もケアする側も他者に依存した状況に置かれることになる。このような依存状態に置かれている場合、個人の選択は常に他者による制約を受ける。

そして、他者への依存関係にある人々は『『自由な選択』の政治』の射程からこぼれ落ちている。著者は『『自由な選択』の政治』では人生の出発点で一定水準の資産と人的資本が事前に分配されると主張し、人的資本の具体例として知識・制度への理解・教育による諸能力・訓練された技能を挙げた。しかし、自由な選択ができる自立した個人という前提を捨てない限り、このような人的資本を供給したとしても他者への依存関係にある人々に自尊と自由な選択の基盤を保障することはできない。シングルマザー向けのリスクリング支援を例に挙げて説明しよう。リスクリング支援は著者のいう人的資本の供給に相当するものであり、『『自由な選択』の政治』の理念にかなうものである。しかし、リスクリング支援を受けたからといって必ずしもシングルマザーの就労状況が改善するわけではない。なぜなら、シングルマザーが安定

した職を得られない根本的な理由は、正社員として働く場合仕事と育児を両立することが難しいからである<sup>(3)</sup>。八代[2009]によると日本の正社員制度は、夫が仕事に、妻は家事や育児に専念することを暗黙の前提としており、長時間労働や配置転換・転勤を労働者に課している。つまり、日本の正社員制度は他者への依存関係から解放された自立した個人をモデルとしているため、自らの子どもをケアする必要があるシングルマザーは周辺化されてしまう。

現状の制度は、自由な選択ができる自立した個人を前提としているため、他者への依存関係に巻き込まれる人々は構造的に不利な立場に置かれている。この前提を共有した『『自由な選択』の政治』がそうした人々を包摂することは不可能である。特定の生き方から外れた個人が不利な立場に置かれないようにするという著者の目的を達成するためには、全ての人間は自由な選択ができる自立した個人だという前提を捨てた上で、ケアする・されることによって家族の中に生まれる依存関係を考慮した新しい福祉国家を構想すべきではないだろうか。

## 註

1. 特に断りがなくページ数が書かれているものは、田中[2023]からの引用である。
2. 訳語は落合[2023]を参考にした。
3. 周[2012]は、シングルマザーが正社員就業を希望しない理由の一つに育児制約を挙げている。育児制約に直面するために、突然の休みにも応じてくれる、夜間・休日勤務がない、出張や残業が少ない職場でなければ仕事と子育ての両立は難しいが、これらの条件を全て満たす正社員の職場は非常に少ない。

## 文献

- Beveridge, Sir William (1942) *Social Insurance and Allied Services*, Reported by William Beveridge, rep. 1958 [Cmd.6404]. =(2014) 一圓光彌(監訳)『ベヴァリッジ報告：社会保険および関連サービス』法律文化社。
- Esping-Andersen, Gosta (1999) *Social Foundations of Postindustrial Economies*. Oxford: Oxford University Press =(2000) 渡辺雅男・渡辺景子(訳)『ポスト工業経済の社会的基礎：市場・福祉国家・家族の政治経

济学』桜井書店.

Daly, Mary (1997) "Welfare States under Pressure: Cash Benefits in European Welfare States over the Last Ten Years," *Journal of European Social Policy*, 7(2): 129-146.

Leitner, Sigrid (2003) "Varieties of Familialism: The Caring Function of the Family in Comparative Perspective," *European Societies*, 5(4): 353-375.

落合恵美子 (2023) 『親密圏と公共圏の社会学：ケアの20世紀体制を超えて』 有斐閣.

岡野八代 (2012) 『フェミニズムの政治学：ケアの倫理をグローバル社会へ』 みすず書房.

大沢真理 (2007) 『現代日本の生活保障システム：座標とゆくえ』 岩波書店.

田中拓道 (2023) 『福祉国家の基礎理論：グローバル化時代の国家のゆくえ』 岩波書店.

八代尚宏 (2009) 『労働市場改革の経済学：正社員「保護主義」の終わり』 東洋経済新報社.

周燕飛 (2012) 「正社員就業がなぜ希望されないのか」『労働政策研究報告書No.140：シングルマザーの就業と経済的自立』 労働政策研究・研修機構: 61-78.

# 政治的正統性は何に基礎付けられるのか

—ファビエンヌ・ピーター『政治的正統性の基礎』の批判的検討—

Peter, Fabienne (2023) *The Grounds of Political Legitimacy*, Oxford: Oxford University Press.

福島 弦

国家が市民に対して拘束力ある政治的決定を行う権原は何に基礎付けられるのか。これは国家の「政治的正統性(political legitimacy)」の基礎を巡る問いである。現代におけるこの問いへの有力な解答は正統性の基礎を市民の意思に求めるが、この見解は次の疑問に直面する。市民が明らかに規範的に誤った決定を行う場合にも市民の意思は正統性の基礎たりえるのか。決定内容の正しさを正統性の基礎として完全に退けてしまっても良いものか。これらの疑問は、市民の意思の正統性の基礎としての適切性を疑わしくさせる近年のポピュリズムの興隆や環境問題への対応の遅れ等により重要性を増してきている。

ファビエンヌ・ピーターは近著『政治的正統性の基礎』(Peter [2023])<sup>1)</sup>において、市民の意思の重要性とそれへの疑義を総合する形で正統性の基礎を巡る問いへの新たな解答を試みている。ピーターの解答は、政治的決定を巡る認識的情況に応じて正統性の基礎は異なるというハイブリッド正統性理論である。それによれば、何が正しい政治的決定であるかが自明である好ましい認識的情況では正しい政治的決定についての正当化された信念に係る考慮事項が正統性の基礎となり、何が正しい政治的決定であるかが自明ではない好ましくない認識的情況では市民の意思が正統性の基礎となる。

本書は、従来正統性研究で参照されることが稀であった社会・政治認識論における先行研究に依拠して認識的情況と正統性の基礎との関係

を詳らかにする独自性の高い研究であり、正統性研究への歓迎すべき貢献である。とはいえ、本書の議論には幾つかの問題点も存在する。以下ではまず本書の内容を概観した上で問題点を三点指摘する。

## 1. 概要

二部構成である本書の第一部では、正統性の基礎に関する三つのありうる見解——意思ベース構想・事実ベース構想・信念ベース構想——が批判的に検討された後、そのうちの意思ベース構想及び信念ベース構想を組み合わせたハイブリッド構想が擁護される。

意思ベース構想によれば、正統性の基礎は市民の意思であり、したがって「政治的決定の正統性はそれが政治的意思にどのように応えるかに依存する」(p. 23)。この有力な構想には、正統性を被治者の同意に基礎付ける「同意説」や政治的決定の市民の観点への正当化可能性に基礎付ける「正当化主義説」など幾つかの種類があるが、それらに共通するのは、あらゆる市民が「クレーム 妥当な政治的主張の自己創出的な源泉」として「平等な政治的権威性」(p. 32)を備えているとの想定である。意思ベース構想はこの想定に依拠し、いずれも平等に妥当である市民の主張を公平に裁定する政治的決定のみが正統であるとする。

意思ベース構想は「恣意性の異論」に直面する点で問題含みであるとされる。恣意性の異論とは、市民の意思が正統性を基礎付けるのであ

れば、正しい政治的決定を巡る信念をあからさまに無視した恣意的な政治的決定が正統となってしまうとの異論である。ピーターによれば、意思ベース構想が恣意性の異論に直面するのは、市民が常に平等に妥当な主張の自己創出的な源泉であると誤って想定しているためである。この想定が誤っているのは、例えば感染力が非常に強い致死性の感染症に対するワクチン接種を任意にすべきだとの主張が妥当ではないように、三人称的な観点から何が正しい主張であるかが明らかな場合には、その正しい主張と対立する市民の主張の妥当性が損なわれるためである。

事実ベース構想によれば、正統性の基礎は人々の意思や態度から独立に存在する正しい政治的決定に関する規範的事実それ自体であり、「政治的決定の正統性はそれが正しい決定であることに依存する」(p. 45)。この構想の魅力は、意思ベース構想が見過ごしてしまっていた政治的決定の正しさを正統性の基礎として直接取込むことができる点に存する。

だが事実ベース構想は「アクセス可能性の異論」に直面する。アクセス可能性の異論とは、規範的事実が何であるかが我々の観点からは判断できないという意味でアクセス不可能である場合には、規範的事実は我々の正統性判断をガイドできない点で正統性の基礎として不適切であるとの異論である。アクセス可能性の欠如が問題なのは、アクセス不可能な規範的事実に基礎付けられる正統性構想は、許容可能な拘束的政治的決定とそれ以外とを現実世界の我々の観点から弁別する「決着(settling)」という正統性の機能を果たせないためである。それにも関わらずアクセス不可能な規範的事実に正統性を基礎付けることは、現実には向こう見ずな決定を招きかねない。これに対し、アクセス可能な規範的事実は正統性の基礎となりうると反論されるかもしれないが、その場合正統性を基礎付けるのは規範的事実それ自体ではなく、その事実

が何であるかについての正当化された信念となる。

信念ベース構想は正統性の基礎を正しい政治的決定を巡る規範的事実についての正当化された信念との関連で理解する。この構想によれば、正統性は「所与の状況における正しい政治的決定は何であるかについての優越的理解から生ずる拘束的政治的決定を行う許可」(p. 63)を意味する「認知的政治的権威(cognitive political authority——以下「認知的権威」と表記)」に基礎付けられる。この意味での認知的権威が存在する場合にはそれが政治的主張の妥当性の基礎となり、市民は認知的権威に基づく妥当な主張に敬譲によって応答する「認知的アカウントビリティ」を負うことになる。この構想は、規範的事実それ自体ではなくそれを巡る信念に着目することで、政治的決定の正しさに係る考慮事項を除外してしまう意思ベース構想の問題も、アクセス不可能な規範的事実に正統性を基礎付けうる事実ベース構想の問題も回避している点で有望である。

だが信念ベース構想は、複雑で不確定性に満ちた政治の認識的情况を所与とすれば通常は認知的権威は存在しないとの「認識的決定不全(epistemic underdetermination)の異論」に直面する。なぜなら、認知的権威が存在するためには、何が正しい政治的決定であるかに係る確固としたエビデンスが存在することや関連する専門知を持つ存在を同定できることなどが必要であるが、現実の政治的問題についてこれらの条件が揃うことは稀であるためである。その場合信念ベース構想は政治の通常の場合における正統性評価について沈黙してしまうことになる。

意思・事実・信念ベースの構想の魅力と懸念を踏まえた上でピーターは、意思ベース構想及び信念ベース構想を後者に辞書的優先性を与えた上で組み合わせたハイブリッド構想である「認識的アカウントビリティ構想(Epistemic

Accountability Conception——以下「EAC」と表記)を擁護する。EACによれば、認知的権威が存在する例外的に好ましい認識的情況では認知的権威が正統性の基礎となる点で認知的権威が一次的な正統性の基礎となり、認知的権威が存在しない通常の好ましくない認識的情況に限り市民の意思が二次的に正統性の基礎となる。EACは、①政治的決定の正しさに係る正統性の基礎として規範的事実自体ではなくそれを巡る正当化された信念に着目する点で事実ベース構想のアクセス不可能性の問題を回避し、②認知的権威が基礎となる情況を認識的に好ましい例外的情況に限ることで信念ベース構想の認識的決定不全の問題を回避し、③意思が基礎となる情況を正しい政治的決定が自明ではない認識的に好ましくない情況に限る点で意思ベース構想の恣意性の問題を解決できる点で適切であるとされる。

第二部では、第一部で擁護されたEACを実装するための政治的決定手続が「政治的熟議」を中心に論じられる。政治的熟議は「過去の政治的決定、新たな政治的決定の提案、そして政治的意思決定者の行為を市民が精査する集合的推論プロセス」(p. 20)を意味し、それはEACを実装する上で二つの機能を果たす。一つは、認識的に好ましい情況において、市民同士の意見やエビデンスの共有・精査を通じて正しい政治的決定や関連する専門知を持つ存在を明らかにすることで、認知的権威を特定する機能である。もう一つは、同様のプロセスを通じても認知的権威が特定できない認識的に好ましくない情況において、正統な政治的決定がその範囲内から選ばれるべき規範的に有意な不合意の範囲を特定する機能である。

ピーターによれば、正統な政治的決定を生み出す熟議は一定の規範を満たした「秩序だった政治的熟議(well-ordered political deliberation)」である必要がある。そのような

規範には、①熟議に参加する権原を持った人々の主張が適切に考慮されることを求める「参加規範」、②論理的整合性を備えた善き実践的推論を求める「実践的推論規範」、③市民の主張はエビデンスや認識の優位者の主張に適切に応答し認識的不正義を考慮に入れる等の一定の認識的特徴を備える必要があるとの「認識的規範」が含まれる。

以上を踏まえピーターは、秩序だった熟議の結果に応じて要求される対応を提示する。まず、秩序だった熟議の結果認知的権威が特定される場合は、市民は認知的権威への政治的敬讓を行い、自らの意見を脇に置いて認知的権威に従うべきであるとする。次に、秩序だった熟議を行った上でも認知的権威が特定できず規範的に有意な不合意が残る場合は、規範的に有意な不合意を公平に裁定する政治的決定手続が要請され、それを行う一つの有力な方法として民主的決定手続が擁護される。

## II. 選言的ハイブリッド構想への疑義

EACは、正統性の基礎は認知的権威か意思のどちらかであるという点で選言的なハイブリッド構想である。また、意思に対して認知的権威が辞書の優先性を備えるため、認知的権威が存在する場合は「政治的意思ではなく認知的政治的権威が政治的正統性の基礎」(p. 92)であり、認知的権威が存在しない場合に限り意思が基礎となる。そのためEACでは正統性の基礎としての認知的権威と意思は明確に区別され、認識的に好ましい情況では市民の意思は正統性の基礎ではないとされる。

だが、認識的に好ましくない情況で正統性の基礎となるほど市民の意思が重要であれば、なぜ認識的情況が変わると急にその重要性が皆無になるということがあるのか。実際に、正しい政治的決定が自明であり認知的権威が存在する認識的に好ましい情況でも、市民の意思は

正統性の基礎の一部であり続けるように思われる。例えば、ある環境問題を巡る正しい政治的決定が自明である場合にも、その決定に対して市民の殆どが強く賛成している場合と殆どが強く反対している場合とでは、拘束力ある政治的決定の許容可能性としての正統性に何らかの違いがあると思われる。市民の強い反対を考慮に入れても正しい政治的決定が正統でありうることは認めたとしても、市民の意思が認識的に好ましい状況においても正統性を左右する考慮事項の一つである点は否定しにくい。

これに対しピーターは、政治的決定の正しさを判断する際に市民の意思に由来する考慮事項(例えば集合的自律や自己決定の価値)が既に織り込まれているため、この懸念は的を外していると考えているようである(pp. 64n1, 107)<sup>(2)</sup>。つまり政治的決定の正しさとは、市民の意思に基づく考慮事項を捨象した政治的決定内容自体の正しさではなく、政治的決定内容自体の正しさと決定に対する市民の意思に基づく考慮事項の両方を考慮に入れた決定の正しさを意味する。そうであれば、市民の意思は認識的に好ましい状況において認知的権威と並んで正統性を基礎付ける別個の考慮事項なのではなく、そもそも正しい政治的決定が自明であり認知的権威が存在するかを判断する際に織り込まれている考慮事項である点で、EACは先述の懸念に答えられることになる。

だが、このように考える場合、認知的権威の存否は一定程度市民の意思に依存することになるため、EACが前提にしている正統性の基礎としての認知的権威と意思の区別は曖昧になる<sup>(3)</sup>。例えば、気候変動対策として大変有効な政策P<sub>A</sub>と一定程度有効な政策P<sub>B</sub>について、P<sub>B</sub>よりもP<sub>A</sub>が市民に圧倒的に支持されている場合にはP<sub>A</sub>を支持する認知的権威が存在する一方で、P<sub>A</sub>よりもP<sub>B</sub>が圧倒的に支持されている場合にはP<sub>A</sub>を支持する認知的権威が存在しな

いというようなことがありえる。この例が示すように、ピーターの見解に基づく認知的権威の存在は市民の意思に左右されるのであり、EACが想定する程には認知的権威と意思という二つの正統性の基礎は明確には分かれなことになる。

### III. 秩序だった熟議に依存する正統性構想は決着機能を果たせるか

本書の議論では秩序だった熟議がEACを実装する手続として重要な位置を占める。秩序だった熟議が重要なのは、先述の通りそれが①認知的権威の特定と②規範的に有意な不合意の範囲の特定という二つの機能を果たすからである(pp. 134-135)。

ここで重要なのは、EACでは正統性判断の可否が秩序だった熟議が実際に行われることに大部分依存する点である。まず、熟議なしに認知的権威が特定可能な場合もあるかもしれないが、意見や情報を交換・吟味する秩序だった熟議の重要な機能に鑑みると、所与の状況で認知的権威が存在するかは秩序だった熟議が実際に行われない限り多くの場合分からない。認知的権威が存在するかが分からない場合には意思を基礎とすれば良いと言われるかもしれないが、秩序だった熟議が行われない限り意思ベース構想においてその内部から政治的決定が公平に選ばれべき規範的に有意な不合意の範囲が定まらないため、こちらの路線も問題含みである。

だが現実世界では、秩序だった熟議の条件である三つの規範は頻繁に侵害されており、そのため秩序だった熟議は殆どの場合行われていない。参加規範については、熟議に参加する権原を持つ者が熟議に参加できなかったり、参加できたとしてもその主張が権力や資源を持つ他の参加者の主張の前で黙殺されたりすることは、悲しいかな現実世界の常である。加えて、現実の市民が実践的推論規範に反する論理的整合性

のない主張を行うことや認識的規範に反する形でエビデンスや認識的優位者の意見を軽視する主張を行うこともままある。そのため、秩序だった熟議が現実に行われることは良くて稀であり、現実世界の正統性判断にとってのEACの有用性は相当程度限定的であることになる。

これに対し、EACは秩序だった熟議が行われる一定程度の理想状況を想定するいわば「正統性の理想理論」であって、現実世界に秩序だった熟議が存在しないことでは論駁されないと応答されるかもしれない。この応答は原理的には正しい一方で、正統性の機能を決着に見出すピーターの見解からすれば問題含みである。事実ベース構想に対するピーターの批判点は、それが現実世界の人々の観点から正統な決定とそれ以外とを弁別する正統性の決着機能を果たせない点でアクセス不可能性の問題に直面する点にあった(pp. 56-60)。だが、現実世界では殆ど存在しない秩序だった熟議に正統性判断が依存するEACもまたアクセス不可能性の問題に直面する。そうであれば、秩序だった熟議が存在しない場合に正統性をどのように判断するかを巡る追加的議論を提示できない限り、事実ベース構想に対する正統性の決着機能に依拠したピーターの批判がEAC自体にも跳ね返ってくることになる。

#### IV. 正統性理論自体の認識的決定不全の問題

ピーターは、政治の認識的情況を所与とすれば正しい政治的決定について認識的決定不全が生じる場合が殆どであり、その場合は意思が正統性の基礎となると主張する。だが、同様の認識的決定不全の問題は正しい正統性理論は何であるかというメタレベルの問題についても生じるのではないか。この疑問からEACを擁護するためには以下二つのいずれかの応答が必要となる。

1. EACの正しさについては認識的権威が存在するため、認識的決定不全の問題は生じない。
2. EACの正しさについて認識的権威は存在しないが、EACは認識的決定不全の問題の適用範疇外にあるため、認識的権威の不在はそもそも問題とならない。

まず、EACはその正しさについて認識的権威が存在するほど自明に正しい構想ではないため、1の応答は失敗する。なぜなら、認識的権威の必要条件はその対象の正しさについて確固としたエビデンスが存在すること(pp. 83-87)であるため、正統性理論の理に適った論争性はそれに対する認識的権威の不在を示すのに十分であるが、EACは実際に様々な点で論争的であるためである。まず、EACは事実・信念ベース構想と意思ベース構想とを区別するために態度依存的な規範的事実の説明を退け態度独立的な規範的事実の存在を前提としているが(p. 65)、これはメタ倫理学上の構成主義等の態度依存的な規範的事実の説明と両立しない点で論争的である<sup>(4)</sup>。次に、アカデミア内外における意思ベース構想の有力さに鑑みると、認識的権威が意思に対して辞書的優先性を備えよとの立場は論争的である。最後に、ピーターは諸種の意思ベース構想のうちで同意説を退け正当化主義説を採っている(pp. 124-128)が、同意説が正統性理論における有力な立場であることに鑑みればこれもまた論争的である<sup>(5)</sup>。

このように、EACはその正しさについて認識的権威が存在するような自明性を備えていない。正しい正統性理論が何であるかは政治哲学における一大論争の対象であるため、同様の点はEACのみならず正統性理論一般にも当てはまるだろう。このように認識的権威が存在しない場合、ピーター自身の見解によれば人々の意思が裁定の基礎になるべきであるが、そうだと

すれば、ピーター自身再三指摘している(pp. 4, 17, 38)ように、最も人気のある正統性の基礎についての見解は市民の意思を表す(民主的)政治的決定こそ正統であるとの非ハイブリッド意思ベース構想であるため、それを採用すべきことになってしまう。

この結論を回避するためには、何が正しい政治的決定であるかを巡る認識的決定不全は問題となる一方で、何が正しい正統性理論であるかを巡る認識的決定不全は問題とならないとの非対称性を擁護する上述の2の応答を行わなければならない。だがピーターは、個別の政治的決定ではなく政治的決定手続の正当化にも認識的決定不全の問題が適用されるとする点で、ある種のメタレベルでの認識的決定不全の問題に触れており(pp. 95-96)、また認知的権威が存在しない限りあらゆる決定は正統ではないとの正統性理論に対しそれを支持する認知的権威の不在を問題視しているように読める記述(pp. 110-111)もしている一方で、正統性理論自体に認識的決定不全の問題が適用されるかは詳細には論じていない。実際に、正統性理論は何が許容(不)可能な拘束的政治的決定であるかを規定す

る点で政治的に重大な含意を備えているため、その正しさを巡る認識的決定不全を無視して話を進めることは、何が正しい政治的決定であるかを巡る認識的決定不全を無視することと同様に、異論を招くほど向こう見ずであるように思われる。認識的決定不全の問題が政治的決定や決定手続には当たる一方で正統性理論には当たらないとの非対称性を正当化できない限り、この問題は残存する。

## 結論

明らかに誤った政治的決定であっても市民の意思に支えられていれば正統でありえるか。反対に、市民の多くが反対する政治的決定であってもそれが明らかに正しい決定であれば正統でありえるか。本書の議論は本稿で指摘した問題を抱えているものの、近年正統性の基礎としての市民の意思への疑念が高まるにつれ重要度を増してきているこれらの問いに取組むにあたり、本書が着目する正統性の基礎と認識的情況との関係は、今後の正統性研究が向き合うべき論点の一つとなるだろう。

## 註

1. 以下、Peter [2023]からの引用はページ数のみ表記する。
2. ピーターは認知的権威が存在する場合にも市民の意思を考慮に入れる打算的(prudential)理由についても論じている(pp. 108-109)が、ここでは道徳的理由に議論を限定する。
3. 認知的権威が市民の意思に依存することを示す別の論拠としてMokrosinska [2024: 210]は、専門家の同定は社会的な名声等に依存する本質的に社会的な現象であるため、認知的権威の同定と人々の意思とは切り離せないと主張している。
4. ピーターによる正統性の諸構想の分類は構成主義等の態度依存的な規範的事実に関するメタ倫理学上の立場を看過しているとの批判はPrendergast [2023]を参照。
5. 同意説に立つ現在でも有力な古典的研究としてはSimmons [1979]を参照。

## 文献

- Mokrosinska, Dorota (2024) "Book Review: Fabienne Peter, *The Grounds of Political Legitimacy*," *Ethics*, 135(1): 206–212.
- Peter, Fabienne (2023) *The Grounds of Political Legitimacy*, Oxford: Oxford University Press.
- Prendergast, E. R. (2024) "Political Legitimacy as Grounded in the Wills of Citizens: A Reply to Peter," *Journal of the American Philosophical Association*, 10(3): 562–576.
- Simmons, A. John (1979) *Moral Principles and Political Obligations*, Princeton: Princeton University Press.



# ケア責任の三つの側面と非自発的責任の理論

トロント『ケアリング・デモクラシー』の責任観をめぐって

金子 健

本稿は、ケアの政治理論の集大成であるジョアン・トロント『ケアリング・デモクラシー』（以下本書と呼ぶ）の分析的読解を通じ、現在のケア理論の到達点を示すとともに、ケア理論では「ケア責任」が社会的責任・非自発的責任・ケアの事実という三つの側面を持つ語として使用されることを示す。その上で、本書は社会的責任の実践を重視しすぎているが、ケア責任の平等な分配のためには、非自発的責任の理論化も同様に重要であることを示す。

## 1. 本書の概要

岡野が強調するように、ケアの倫理は「正義対ケア」に回収されるような、倫理学の一分野における単なる新発見ではない。それはケアの不正義を是正するための「社会変革、現在の社会編成のオルタナティブを志向している」のである(岡野[2024: 160])。このことを体現し、良いケアの達成には民主的変革が不可欠であることを示したのが本書だ。

本書の議論に特徴的なのは、ケアと民主主義を結びつけるにあたり、ウォーカーのメタ倫理学を採用していることである。ウォーカーは道徳を、抽象的理論ではなく社会的相互作用として考える。人は、自分や他人が負うべき責任とは何かについて特有の理解(道徳的理解)を持っており、それを生活の中で他者と共有している。共同体の人々が共有された道徳的諸理解を参照し、この諸理解を改定・調整しながら、責任を負い・負わせるという実践(責任実践)を行うこ

とによって成り立つ秩序が、道徳である。しかし権力を持つ人々は、責任実践において自分の道徳的理解が普遍的だと主張することで、自らに都合の良い道徳を作り上げうる。それゆえ道徳を全ての人にとって良いものにするためには、現在の責任実践がどんな道徳的理解を前提としているか(たとえば誰の理解か)を完全に明らかにする「透明性」が要求される(Walker [2007])。

トロントは、ケア責任を無視する特権を持つ人々が存在するために、「誰がケアするか」をめぐる責任実践が歪められていると主張する。「比較的特権的な人々は、その特権によって自分たちが直面していない特定の形の困難を無視する機会が与えられている。私は、この形態の特権を、『特権的無責任』と呼びたい」(Tronto [1993=2024: 134])。この意味で特権的な人は、(本来共同的なものである)ケアをする責任を無視することで一部の人にそれを押し付ける上に、その誤ったケア責任の分配を反省する責任をも無視することが許されている。トロントは、この特権的無責任を正当化するものとして新自由主義を批判するとともに、「関係論的平等」あるいは「民主的平等」と呼ばれる平等(Anderson [1999=2018])、すなわち「責任の割り当てにおいてあらゆる人が平等に自分たちの立場や関心について聴かれる資格があること」を追求することで(p.154)、正義に適ったケア責任の分配が実現できると主張する。

本書の構成は、次の通りである。本書は、ケアの不足と民主主義の諸問題の両方が「共にケ

アする」実践が不足していることに由来するという指摘から始まる(1章)。そしてそれは、ケア責任から逃れることを正当化する「パス」を不適切にも持つ特権的な人々が存在するためだと主張される(2章)。その上で、軍事・警察活動への従事や市場での有償労働がケア責任を免除するという「保護パス」・「生産パス」の特権によってケアとの距離を取る男性と、「パス」の存在によって非共同化されたケアに従事する女性との両方に起こっている問題が分析される(3-4章)。さらには、市場によってケア責任の適切な分配が成功するという「市場パス」が批判される(5章)。以上の批判をふまえ、ケアの責任実践を民主的に作り変えれば、共同的でより良いケアが行われるようになり、自由・平等・正義が達成され、それがさらに良いケアを導く好循環がもたらされる、と結論づけられる(6-7章)。

## II. 「選択」の区別の提案

しかし、トロントの議論には問題がある。トロントによれば、現代社会において特権の無責任を生じさせているのは、新自由主義的な「選択」の言説である。この言説は複数の諸構想から成る複合的な言説として考えるべきなのだが、トロントはこれを一纏めにして批判を加えている。その結果、本書には一貫性がなく曖昧な記述が見られる。たとえば、「選択することは、自由にとっての十分な定義ではない。なぜなら、その定義は、選択肢を形づくる文脈や社会構造を無視しているからだ」という社会的制約下での選択に対する否定的主張と(p.129)、「自分のまわりの制約に気づきながらも、それにもかかわらずコミットし続けるとき、私たちはそれこそが自由な選択なのだとはっきりさせることができる」という社会的制約下での選択に対する肯定的主張とが(pp.133-4)どう両立しうるのか。また、トロントは「生産パス」の考え方を批判するにあたって(新自由主義的な)「職業倫理」

と「ケア倫理」の対比を始めるが、この考察が批判として成立しているかは微妙である。「イデオロギーとしての職業倫理は、実社会を比較的単調なものとして描いている。つまり、もしもある個人が勤勉に労働する意欲があるなら、それが勤勉な労働による利益を享受し、善い生を送るために必要な全てだ、という具合だ。…他方、関係性の中にあるケア倫理は、個人の努力を異なる観点から見ている。……ケアの複雑な文脈の理解からは、努力それ自体は、人の行為を適切なものとするのに十分ではない。結果として、ケア倫理の労働に対する見方は、収入のために労働するということの位置づけと本質についてより広い理解を要請するのだ」という努力についての対比が(pp.123-4. 訳文には変更を加えた)、なぜ生産パスの批判に繋がりのうのか。

「選択」の語が果たす役割の違いが区別されないため、その問題点も、それと対置されるケア倫理の内容も曖昧になっている。それゆえ、「選択」概念を分節化する必要がある。私見では、この語は本書で四つの構想を形成する。

第一にあげられるのは、**自己責任の根拠としての選択**である。この構想は、人は自分の選択の帰結に値するため、選択を誤った者は公的救済に値しないという考えを表すが、これは貧困や居住地域などに由来する社会的制約が機会の不平等を生み出すことを無視しているため、問題だとされる(p.188)。これはいわゆる自己責任論の批判と軌を一にする批判である。

第二の構想は、**他者への義務を否定するものとしての選択**である。この構想は、人は関係を持つことを選択していない他者に対しては何の責任も負わないという考えを表すが、トロントは、誰もが選択とは関係なくケア責任を負うると主張する。「自分が選択するもの以外についての責任を誰も引き受けようとしない社会では、世帯を超えたケアについて考えることは難

しい」が、「実際には私たちは通常、誰に責任を負うかを選択しない」(p.59)。

第三の構想は、**自由を構成するものとしての自律的選択**である。フェミニスト的見解からすれば、人は関係的な存在であって、依存のない完全な自律状態はありえない。ゆえにトロントは自律的選択ができる人だけが自由だとする見方を批判する(pp.124-30)。この見方によれば、自由とは誰にも依存しないことなので、依存は社会的に嫌悪されるべき状態となる。それゆえ、ケアに関係しない行為者と比較して、ケアに関係する人(特にケアの受け手)は道徳的地位の低い「他者」であるという(しばしばジェンダー化された)構図が生まれる。したがってこの構想は、関係論的平等に依拠する「民主主義の考え方そのものを脅かす」(pp.214-6)。

第四の構想は、**現在と未来のみを志向するものとしての選択**である。トロントは補償の実践を重視する。(特に市場での)現在と未来の選択ばかりに目を向けることは、人種差別などの過去の不正義を不問に付してしまう(p.181)。それゆえこの構想は、過去の不正義を認識し、それに基づいて不正義な責任実践を生み出し続ける道徳的理解や不平等な関係性を是正することを妨げるものだとされる。

このように、トロントの批判する「選択」は、別々の方法で適切なケア責任の分配を妨げる複数の諸構想の束なのであって、これに対応してトロントの「選択」批判も個別の四つの主張を合成した批判として理解されるべきであり、これによってトロントの議論の難点を乗り越えられる。たとえば、社会的制約下での選択に対する否定的主張は第一の構想を批判するためのものであり、肯定的主張は第三の構想の批判から帰結するものであると解釈しうる。また、生産活動に従事することがケア責任を免除するという生産パスの考えは、「ケアは依存に関わる活動だから生産活動よりも重要ではない」と考え

る、第三の構想に基づいているがゆえに批判されたと解釈しうる。それゆえトロントは、前述の対比で、現在の職業倫理が(不当にも)ケア労働を価値ある労働だとみなしていないという第三の構想に対する批判を、職業倫理が努力不足と自己責任を結びつけがちだという第一の構想に対する批判と、十分な論証なく同一視していると言える。

### III. ケア責任の三分類とその相互作用

その上で、トロントの政治理論における最大の問題点に迫りたい。それは、トロントが社会的相互作用を重視しすぎている点である。それがなぜ問題かということ、トロントは民主的な責任実践によってケア倫理の理想を実現することを目指しているが、ケアの責任実践にはその実現を妨げる傾向があるからである。

その点に迫るにあたって、「ケア責任」概念の分節化を図りたい。「ケア責任」は、ケア理論で使われる場合、単にケア行為を行う義務という意味を超えて、現状のケアの不正義を批判する複数の含意を持っている。トロントは、ケア責任にこうした複数の側面があることを捉えきれないため、ケア責任独特の性質が責任実践に問題を生み出すことを見逃している。

ケア責任の第一の側面は、**期待に基づいて負わされる社会的責任**である。夫が妻にケアを「任せる」ような個人的な実践はもちろん、「女性がケアするのが普通だ」といった社会的に形成された規範もこの責任の範疇に入る。ケア責任の民主的分配を論じる本書でトロントは、この側面を特に強調するきらいがある。

第二の側面は、**義務として生じる非自発的責任**である。ケア責任のこの側面は、他者をケアする義務は、自発的な選択や責任実践への参加がなくとも生じるということを主張する。最も有名な用例は、グディンの「脆弱性アプローチ」を用いたキティの定式化である。それによ

れば、誰かが脆弱であることそれ自体が、そのニーズを満たすことができる人への義務を生じさせる(Kittay [1999=2010], Goodin [1985])。

第三のケア責任の側面は、**誰かが今ケア責任を負っているという事実**を示す。言い換えれば、「**ケアの事実**」である。この側面が明らかにするのは、ケア責任は規範の問題であると同時に事実の問題でもあるということに他ならない。ケア責任は今まさに誰かによって引き受けられ、誰かがケアを行っている。そうでなければ、ケアを受けるべき人の福利は悪化し、最悪の場合、死に至る。逆に、ある人が死んでいないという事実は、誰かがケア責任を負っているということを含意する。ギリガンは、中絶をするか否かを決断しなければならなくなった女性たちへのインタビューを通じて、妊娠という形で子どものケア責任を既に負った(負わされた)状況下での葛藤の声に焦点を当てた(Gilligan [1993=2022])。ケアの事実への注視は、ケアの倫理の主要な特徴なのだ。

この三つの側面の違いに目を向けることで、それらの相互作用を分析できるようになる。ケアの責任実践はケアの事実の発生から始まる。「誰かが生まれる／病む／老いる」という事実が発生すると同時に、誰かがケアしているという事実も発生する<sup>(1)</sup>。そして、一度引き受けたケア責任は、他者の命や人生に関わる重大な責任であるため、容易に放棄できない。それゆえケアの事実、現在ケアしている人が負う社会的責任(社会的に期待されたケア責任)を重くする。また、それは常識道徳の中では次第に非自発的責任と同一視され、自然化されていく<sup>(2)</sup>。このように、ケア責任の三つの側面は相互に補強し合い、一度ケア責任を負った人に対して継続的に責任を負わせる傾向がある。

#### IV. 社会的責任アプローチの不十分性

トロントは、他のケア理論家と同様、これら

のケア責任の三つの側面を曖昧ながらも認識している。その一方で、全体的な議論の比重は社会的責任に偏っている。たとえば、トロントは、非自発的責任の一形態といえる「権利に基づくケア提供アプローチ」の利点を一部認めつつも、ケアへの権利を、ケアを「公的な議論の中心に据える」権利や「公的プロセスに参加する」ことを保障する権利といった、社会的責任に基づく権利に修正しようとする(pp.219-22)。

しかし、ケア責任の分配を論じるにあたって社会的責任に偏った議論をすることには二段階の問題がある。[1] まず、それは以下に示す通り、ケアの事実を過小評価し、ケアの事実の開始よりも前に社会的責任を考えることが可能だとするミスリーディングな議論に結実する。

継続的なケアにおいて、最初にケアの事実が発生するとき(ケアの事実の開始時)と、ケアの事実が発生した後になお同じ人がケアするとき(ケアの事実の開始後)の両方の場面で社会的責任は作用しうる。しかし、前者のタイミングにおいては、社会的責任実践の様態とは無関係に、その場において(最も良い)ケアを行える人が暫定的にケアを引き受けざるをえないため、関係論的平等が達成されていてもケア責任が過重に分配される状況はどうしても生じてしまう。それゆえ、関係論的平等の実現によってケア責任の分配を適切なものにするというトロントの処方箋は、この段階では実現不可能である。にもかかわらず、トロントは「実際にケアの提供を始める前に、何よりも責任を割り当てる」ことを想定している(p.213)。実現可能なのはケアの事実の開始後における社会的責任分配が適切かどうかを検討することであって、開始時におけるケア責任が過重であったとしても、開始後に責任を早急に適切な形で再分配できれば、ほとんど問題は生じない。

[2] 開始後の責任分配に着目する場合には、別の問題が生じる。社会的責任の実践は、少な

くともトロントのモデルでは、責任実践の当事者たちが関係論的に平等であれば、それを正当なものともみなさざるをえない。だが、以下の二つの理由から、関係論的平等の中でも人は不平等なケアの社会的責任を自発的に引き受ける傾向があるので、社会的責任の決定過程が平等かどうかだけを平等な責任分配のための基準にするわけにはいかない。

第一に、自己の一貫性のために人はケアの社会的責任を引き受けてしまう。人は、過去に引き受けたコミットメントを継続することで自己の一貫性を維持することに価値を見出す傾向がある。また、責任実践において一貫性を重視するのは理に適っているので、一度引き受けた責任をすぐ放棄することはそれ自体非難を招くことでもある。この傾向は、コミットメントがケア責任のように重いものであるほど強くなるため、ケアの事実を引き受けた人は、その後もケア責任を自発的に引き受けやすい。

第二に、関係の維持のために人はケアの社会的責任を引き受けてしまう。人は、他者との関係を大切に思うほど、自分から進んで多くの責任を引き受けがちである。たとえば、友人との待ち合わせに遅れた場合、遅刻にどんな正当な理由があろうと、私たちは謝罪するだろう。全く悪びれなかったら、関係性が悪化する可能性が高いからだ。つまり、責任の放棄は関係の破壊に繋がるため、私たちは他の場面では負う必要がない責任を、関係維持のためには進んで引き受ける。関係性を大切に人ほどその関係から退出不可能になるが、その退出不可能性は自発的なものであってそれ自体は支配の結果ではない。ケアは特に関係性と強く結びついた活動であるから、不平等なケア責任が自発的に引き受けられる可能性は高い。

## V. 非自発的責任アプローチの必要性

以上をふまえると、社会的責任によるアプロ

ーチがケア責任の平等を生み出すとは言い難い。そこで重要になってくるのが、非自発的責任の理論的観点である。ここでは三点ほど、その観点の重要性について確認したい。

第一に、社会的責任は責任を属人的に負わせるが、非自発的責任は責任を負うべき人や集団を非属人的に指示する。それゆえ、非自発的責任の観点を導入すると、責任を負うべき人・集団の可変性を論じるのが容易になり、ケア責任の再分配にとって有利になる。非自発的責任を負うべきなのは、たとえば「最もよく助けられる」人・集団であり、それは本来誰でも良い(Goodin [1985: 134])。逆に、常識道徳における非自発的責任の正当化根拠を再考すれば、ケア責任を変更不可能に見せているものが何かを知ることができる。

第二に、非自発的責任は、道徳的理解が十分に共有されていない人や集団に対して帰責する／責任を負う際に不可欠だ。ウォーカーのモデルでは、道徳的理解の共有が責任実践に先んじていなければならない。ゆえに、道徳的理解に先んじた非自発的責任の理論を否定するならば、道徳的理解が共有されていない相手との責任実践は始まらなくなってしまう。実際トロントは、選択したわけではない他者への義務が生じると主張する際、ケア関係の非自発的遍在性に頼らざるをえない。

第三に、非自発的責任の理論は、良いケアのために必要なパターンリスティックな介入を正当化する。虐待やネグレクトなどのケアの失敗や、ケアする人の負担が著しく重い状態は即座に修正されねばならない。良いケアは人によって異なるから画一化して押し付けるべきでないというトロントの主張は正しい半面(p.221)、上記のような著しく悪いケアに対しては非自発的責任の観点があればこそ「悪い」とする理論的判断が可能となる。また、社会的責任の平等のためには、家族制度自体が強い権力関係だとい

う認識の下、親族間の権力を弱める介入施策がなされるべきである。トロントは、ケアの私事化が解消されれば家族制度が抱えている問題も解消するかのように扱っている(pp.237-8)<sup>3)</sup>。だが、家族制度という多くの人々が自発的に引き受けている不平等な権力関係の変革は、その関

係の中での責任実践に先んじて行われる必要があるのではないだろうか。

以上の理由から、非自発的責任はケア責任の分配の平等な実践のために不可欠な要素であり、その理論化こそが今後のケア政治学に残された課題だと言える。

## 註

1. ある人に発生したケアのニーズが誰によっても一度も引き受けられることがなく死に繋がる極端なケースは重要だが、ここでは二次的な課題である。現在の偏ったケア責任の分配を修正し、全ての人をケアに関与させることは、そうしたケースを減らす主要な解決策にもなるからである。
2. トロントは、現在支配的とされる新自由主義的の道徳を分析の中心としているが、それを支える常識道徳にもケア責任を偏らせる要因はある。以降の私の批判は、トロントがあまり論じていない常識道徳一般における責任実践の陥穽の説明でもある。
3. これはトロントが、アメリカではケアと家庭の繋がりが失われつつあると考えているためかもしれない(pp.1-8)。だが、たとえば日本ではまだ家族はケアと深く接続しているし、ケアと家族制度との繋がりが完全に失われるとは考えにくい。

## 謝辞

本稿の執筆にあたって、査読者および井上彰先生には、本稿を改善する上で有益なコメントを多数いただきました。体裁面で助言をくださった若林悠人氏をはじめ、本稿を執筆するにあたりお世話になった全ての方々より御礼申し上げます。

## 文献

- Anderson, Elizabeth S. (1999) "What Is the Point of Equality?," *Ethics*, 109(2): 287-321. =(2018) 森悠一郎(訳)「平等の要点とは何か(抄訳)」『平等主義基本論文集』勁草書房, 65-129.
- Gilligan, Carol (1993) *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Cambridge: Harvard University Press. =(2022) 川本隆史・山辺恵理子・米典子(訳)『もうひとつの声で：心理学の理論とケアの倫理』風行社.
- Goodin, Robert E. (1985) *Protecting the Vulnerable*, Chicago: University of Chicago Press.
- Kittay, Eva F. (1999) *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*, New York: Routledge. =(2010) 岡野八代・牟田和恵(訳)『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社.
- 岡野八代 (2024)『ケアの倫理——フェミニズムの政治思想』岩波書店.
- Tronto, Joan C. (1993) *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care*, New York: Routledge. =(2024) 杉本竜也(訳)『モラル・バウンダリー：ケアの倫理と政治学』勁草書房.

- (2013), *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*, New York: New York University Press.  
=(2024) 岡野八代(監訳) 『ケアリング・デモクラシー：市場、平等、正義』 勁草書房.
- Walker, Margaret U. (2007) *Moral Understandings: A Feminist Study in Ethics, 2nd ed.*, New York: Oxford University Press.



# どのような正義概念を用いるべきか

——『正義の概念的探究』の批判的検討——

Kyle Johannsen, *A Conceptual Investigation of Justice*, Routledge, 2018.

鷺田 樹音

他のあらゆる学問分野に見られるように、現代正義論においても、各論者が様々な見解を提起し、その妥当性を競い合っている。それ自体に問題はない。しかし、仮にそこでの議論が噛み合っていないのだとすれば問題である。このことについて現代正義論では、概念(concept)と構想(conception)の区別のもと、「同じ正義概念について、各論者がそれを解釈した異なる構想を提起しあっているのだから、有意な論争が成立している」とみなされてきた(Dworkin [1986], Rawls [1999])。しかし、各論者が同じ概念を共有しているという見方に根拠はあるのだろうか。同じ「正義」という言葉を用いていても、実は指している概念が異なるということはないだろうか。

以上の疑問に対し、独自の回答を提示したのがカイル・ヨハンセン(Kyle Johannsen)の『正義の概念的探究』(*A Conceptual Investigation of Justice*)である(以下本書と呼ぶ)。本稿では、核となる主張を中心に本書の議論を整理した後、批判的な検討を加える。

## 1. 本書の概要

本書の目的は、現代正義論において、異なった正義概念を用いている二つの陣営の対立が、理論的に重要であることを示し、その一方を擁護することだ(pp. 1-2<sup>1)</sup>)。その二つの陣営とは、ジョン・ロールズ(John Rawls)に代表される文脈主義者(contextualist)<sup>(2)(3)</sup>の陣営と、ジェラルド・コーエン(Gerald Cohen)に代表される多元

主義者(pluralist)<sup>(4)</sup>の陣営である。現代の論争において、正義は道徳の一部分を指す概念(狭義の正義)として用いられているが<sup>(5)</sup>、両陣営は正義がどのような意味で「道徳の一部分」なのかをめぐって対立している<sup>(6)</sup>。文脈主義者は、正義が社会制度の道徳的正しさを指す点で「道徳の一部分」であると考えている。他方で、多元主義者は、正義が多元的に存在する基本的諸価値——例えば自由や平等など——のうちのひとつを指すという点で「道徳の一部分」であると考えている。このことは、文脈主義者が正義を実践的推論のアウトプット——種々の考慮要素を踏まえて規範的な推論を行ったときの結論——として考えるのに対し、多元主義者が正義を実践的推論のインプット——規範的な推論で踏まえるべき考慮要素——のひとつとして考えているということの意味する。両陣営のうち、本書が擁護するのは多元主義者の陣営である<sup>(7)</sup>。

まず、本書は正義概念をめぐる両陣営の対立が理論的に重要なものであることを示すべく、現代正義論における二つの著名な論争に着目する。一つ目は、運の平等主義(luck egalitarianism)をめぐる論争である。二つ目は、正義の適用対象(site)<sup>(8)</sup>をめぐる論争である。なぜこれらの論争に着目するかと言えば、どちらの論争においても、正義概念の理解の仕方に応じて結論が変わるからである(p. 2)。

前者から見ていこう。運の平等主義とは、選択に起因する不平等は正義に適って(just)いて、運に起因する不平等は正義に適っていないとす

る立場である(p. 27)。この運の平等主義に対しては、ロールズ主義者(文脈主義者)たちから、「軽率な選択をする人々に対して過度に厳しい」など種々の批判が向けられてきた(pp. 27-30)。しかし、運の平等主義が妥協可能(defeasible)<sup>9)</sup>な価値の構想として理解されたならば、それらの批判は有効でない(pp. 31-39)。つまり、運の平等主義を多元主義的に理解する——実践的推論のインプットのひとつとして理解する——なら、それらの批判は有効でない。例えば、「軽率な選択をする人々に対して過度に厳しい」という批判に対しては、「そのような人々に対する同情(compassion)も考慮するので、過度に厳しい帰結を導くことはない」と応答することができるからだ。

後者も見てみよう。正義の適用対象をめぐる論争においては、コーエンのロールズ批判がよく知られている(p. 61)。その批判の要点は次のようなものである。ロールズが自らの主張する正義原理——具体的にはその一部をなす「格差原理(difference principle)」——を直接的に諸個人の選択に適用しないこと、つまり正義原理の適用対象を社会制度に限定することは一貫しないのではないか(pp. 62-63)。しかし、本来、格差原理は文脈主義的に理解されるべきところ、コーエンはこれを多元主義的に理解してしまっている点で、この批判は誤っている(p. 69)。つまり、ロールズは格差原理を制度に適用される実践的推論のアウトプットとして提出したにもかかわらず、コーエンは格差原理があたかも個人にも適用される実践的推論のインプットのひとつであるかのように扱っていることで、両者の議論がすれ違ってしまっているのだ。

以上の議論が示すように、正義概念の理解の対立、つまり文脈主義者と多元主義者の対立が、現代正義論における重要な論争の根底にある。しかし、これは単なる言葉上の論争(verbal dispute)——「正義」という言葉をどう用いて

いるかの違い——でしかないのではないか(p. 93-96)。そうではない。なぜなら、しばしば用語法の違いは理論的相違(theoretical disagreement)を反映することがあるからだ。本書が例に挙げるのは、道徳理論家における「道徳(morality)」という言葉の用法である。功利主義や義務論の支持者のように、多くの道徳理論家は、道徳の構想を正しい行為の構想として考えている。しかし、徳倫理の支持者は、例外的に、道徳の構想を有徳な性格の構想として考える。これは単なる用語法の問題ではない。というのも、前者は、正しい行為に依存するものとして有徳な性格があると考えるのに対し、後者は、正しい行為が有徳な性格の説明を参照することによってのみ理解できると考えるという点で、理論的相違が生じているからだ。

本書によれば、正義概念をめぐる文脈主義者と多元主義者の対立も、これと同形である。この両陣営の対立においては、公正(fairness)の位置づけをめぐる理論的相違が生じているのだ(pp. 91-93)。つまり、文脈主義者は、社会制度に適用される正義原理を合理的に決定するための手続きとして公正を考える(手続き的公正)が、多元主義者は、互いに競合することもある諸価値のひとつとして公正を考える(実質的公正)。前者においては、公正が正義に先立つものであり、後者においては、公正と正義が同一である。

なぜそのような理論的相違が生じるのか。本書は文脈主義者の代表であるロールズの理論に焦点を当てて、その原因を説明する(pp. 100-102)。ロールズは、国家による強制が正当化されるには、恣意的でない方法で、社会制度に適用される正義原理が選択される必要があると考えた。そして、その恣意的でない方法として、公正を手続き的概念として理解し、公正な仮想的契約状況——「原初状態(original position)」——における選択を採用した。このように、正義原理の恣意的な選択を避けようとする際に理

論的相違が生じたのだ。

しかし、このロールズの方法では、原初状態がどのように設定されるべきかについて複数の可能性が考えられてしまう(pp. 102-106)。というのも、原初状態においては、契約当事者の持つ一定の知識が制約される——「無知のヴェール(veil of ignorance)」——が、どの程度制約するかについての説得的な基準は示されていないからだ。つまり、結局のところロールズは恣意性を回避できていない。そこで、本書は、原初状態の設定を特定するために、我々の共有する政治文化に埋め込まれた運の平等主義の価値によって規定される、実質的公正を用いるという独自の理論を打ち出す(p. 107)。この実質的公正であれば、自身の社会的地位や自然的才能に関する知識の制約を直接的に正当化できる。そして、実質的公正は、原初状態の設定のレベルと、そこで選択される制度的原理のレベルの両方において機能する(p. 108)。このように、ロールズの理論を修正する中で、本書は、正義とは諸価値のうちのひとつであり、それは実質的公正と同一のものともみなすべきだという結論に至る。

なお、以上の議論の含意として、正義は効率性や同情のような諸価値のうちのひとつであるという考え(多元主義)と、正義は社会制度の第一の徳であるという考え(正義の優位性)が調和する(p. 112)。つまり、正義は諸価値のうちのひとつでありながら、先に述べた二つのレベルにおいて機能する点で、比類なき価値なのである。

## II. 批判的検討

本書は、ロールズを批判しそれに対抗する正義構想を構築しようとしたコーエンの理論を、ロールズの理論と組み合わせることでさらに発展させる試みとして位置づけることができるだろう。コーエンのような、多元主義的アプロ-

チによる運の平等主義については、現在も広く支持を受けているが、本書はひとつの到達点であるといってよい。というのも、コーエン流の理論の問題点のひとつは、諸価値のバランスをどう行うかについて、直観に訴えかけるだけに終わってしまうということにあるが(cf. 井上[2017: 139-141])、本書が提示する理論は、体系的な手続きの中で諸価値のバランスを行うことで単に直観だけに訴えかけることを回避できているからだ<sup>10)</sup>。

もっとも、本書の意義は、運の平等主義の議論に対する貢献にとどまらない。むしろ、本書の最大の意義は、現代正義論における正義概念の理解の対立と、その根底にある理論的相違を明らかにしたことにある。本書以前から、正義概念レベルでの対立が生じているないし生じうるといった指摘は、少ないながらもなされてきた(Vallentyne [2015: 40-42], 亀本[2015: 66-69])。ただし、本書も指摘するように、単に対立していると指摘するだけでは、言葉上の論争であるとの批判を免れない。その点において、正義概念レベルでの対立が公正と正義の位置づけについての理論的相違を反映したものであることを示した本書は、現代正義論全体に対し、これまでにない独自の貢献を果たしている。

さて、以上のように評価できる一方で、本書の議論に疑問がないわけではない。以下では、二つの疑問点を取り上げて検討する。

### II.1. 文脈主義批判の射程が限定的ではないか

第一の疑問は、文脈主義批判の射程が限定的ではないかという点である。本書は文脈主義を批判するにあたり、ロールズの理論に焦点を当てている。なぜなら、ロールズが公正を手続き的に解釈した理由は、文脈主義者一般の立場を多かれ少なかれ代表しているとされるからだ(p. 100)。一応、本書では、「ロールズが現代政治哲学に与えた比類なき影響を考えれば、これは

公平な想定であると望む」(p. 100)と弁明されているが、ロールズに対して当てはまる批判が他の文脈主義者に対しても当てはまるかについては別問題だろう。

確かに、ロールズがこの分野に与えた影響は計り知れない。しかし、ロールズのように正義原理を導く際に手続き主義をとる論者は限られる。そうだとすると、本書の文脈主義批判はロールズと同様の方法論をとる論者にしか当てはまらないのではないか。無論、文脈主義者と手続き主義者の集合が一致するのであれば、問題は無い。しかし、制度的運の平等主義(institutional luck egalitarianism)のように、正義を社会制度の道徳的正しさとして考えつつ(文脈主義)、手続き主義をとらない立場も存在している(Tan [2012])。また、直接的な批判のポイントが不明確な手続き主義的枠組みにある以上、文脈主義者は手続き主義を捨て去ることによって生き延びることができてしまう。したがって、本書の文脈主義批判は、実は手続き主義批判であり、この批判が当てはまるのは手続き主義的な文脈主義者に限定されることになる。そうだとすれば、文脈主義を退け、多元主義を擁護しようとする本書の当初の目的は、不十分にしか果たされていないと言える。

では、手続き主義をとらない文脈主義者にも当てはまる別様の批判は不可能なのか。ここでは、二つの批判を取り上げよう。まず、不必要に用語を増やしてしまっている点で冗長であるという批判がある(Valentyne [2015: 40-41])。つまり、単に社会制度が道徳的に正しいと言うだけならば、正(rightness)の概念で十分であるということだ。この批判は、定義上、すべての文脈主義者に当てはまる。しかし、この批判に対しては、仮に冗長だとしても、理論の実質には影響しないし、現に多くの論者が文脈主義的な正義概念を用いている以上、この概念を用いることには利便性があるという応答が考えられる。

次に、制度的文脈と個人的文脈が区別されてしまうことで、政治哲学と倫理学の無益な分断が生じているという批判がある(Hirose [2014: 182])。これによって、制度的文脈と個人的文脈が絡み合った形態の不正が捉えにくくなってしまっていると言えるだろう。この批判は、より実質的な問題を指摘するものである。確かに、ある仕方で分野が区切られてしまうことで、特定の問題関心が焦点化されにくくなるということは十分にあり得るし、特定の概念を用いることでそれが生じるなら、その概念の使用を控える理由になる。しかし、この批判に対しても、単に特定の問題関心が抜け落ちないように留意すれば十分だという応答が考えられる。

以上のように考えると、本書のように、実質的な理論的相違を指摘しなければ、十分な批判は難しいように思われる。では、手続き主義でない文脈主義者と多元主義者一般において、理論的相違はないのだろうか。本稿は、理論的相違があると考えられる。これについては、続く第二の疑問が関係している。

## II.2. 正義に関して単なる言葉上の論争はありえるのか

第二の疑問とは、正義に関して単なる言葉上の論争はありえるのかという点である。まずは、言葉上の論争について確認しよう。本書によれば、単に意味論的で、哲学的な関心事でない論争を、言葉上の論争という(pp. 93-94)。つまり、言葉上の論争においては、どちらの用法が現代の言語慣習に一致しているかということが問題になるに過ぎない(p. 94)。

さて、本書においては、文脈主義者と多元主義者の正義概念の対立が、公正の位置づけをめぐる理論的相違を反映しているがゆえに、言葉上の論争以上のものであるという主張がなされている(pp. 91-96)。しかし、先に論じたように、公正の位置づけをめぐる理論的相違が、手続き

主義的な文脈主義者と多元主義者の対立に限定的であるとすれば、手続き主義的でない文脈主義者と多元主義者の対立は、言葉上の論争に過ぎないのだろうか。

この疑問に対し、本稿は、そもそも正義に関して単なる言葉上の論争は、論理的にはありえても、実際にはありえないと主張する。というのも、ある社会について「正義に適っていない」と言うことは、単なる言い方の問題ではなく、規範的含意をもたらすからだ(Tan [2012: 82])。例えば、ある社会について、一方の論者は「正義に適っている」と言うが、他方の論者は「正義に適っていない」と言う場合を考えてみよう。この場合、論理的には、両者が単に違う意味で言葉を用いているだけで、理論的相違はないということ(言葉上の論争)が考えられる。しかし、実際には、両者が、一定程度「正義」という言葉の辞書的な意味に拘束される以上、「正義に適っている／いない」という言い方は、実質的な規範的評価の相違を伴ってしまう。なぜなら、「正義に適っていない」という言い方は、正義に適っていない社会を正義へと向かわせることに対応した、強い責務を課すことを含意するからだ(Tan [2012: 82])。したがって、実際には正義に関して単なる言葉上の論争はありえず、そこには規範的評価をめぐる理論的相違が生じている。

また、ヨハンセン自身も、後の論文で、文脈主義者と多元主義者の対立が言葉上の論争以上のものであるということ、本書とは別の観点から説明しようとしている(Johannsen [2019: 705-708])。この論文で、ヨハンセンは、指示論争(referential dispute)という考え方を導入している。指示論争とは、双方が用いるある言葉が、異なる指示対象を持ちながら、双方が同じ基本的理解を共有しているような論争のことである。ヨハンセンの見るところ、文脈主義者と多元主義者の対立は、指示論争として理解できる。つ

まり、文脈主義者と多元主義者において、「正義」という言葉は、異なる指示対象(社会制度の道徳的正しさ・基本的諸価値のうちのひとつ)を持ちながら、両陣営が同じ基本的理解(「正義は公正に関係する」など)を共有しているということである。これと違い、単なる言葉上の論争の場合は、指示対象も異なるし、基本的理解も異なる。

指示論争についてのヨハンセンの議論は萌芽的であり、多くは語られていないが、この見立てではある程度説得的ではないだろうか。仮に、正義に関して単なる言葉上の論争が生じていると考えてみよう。そうだとすると、なぜこれほどまでに概念と構想の区別が広く流通してきたのか説明がつかないように思われる。というのも、この区別は、論者間で共通する核が共有されているという前提によって成り立っているが、指示対象も基本的理解も共有されていない——実質的な共通の核がない——のに(単なる言葉上の論争)、この前提が広く受け入れられてきたと考えるには無理があるからだ。単なる言葉上の論争であったとすれば、多くの論者は自分が不毛な議論に終始していることに気づいていなかったということになるが、そうは考えにくい。このように、現代正義論における正義概念の対立が、指示論争として理解できるとすれば、この観点からも、実際には正義に関して単なる言葉上の論争はありえないと言えるだろう。

### III. 終わりに

有意味な論争が成り立つためには、同じ概念を用いて議論が行われていなければならない。どの概念を用いるのが望ましいかはともかく、概念レベルでの対立があることに自覚的であれば、不毛な議論に時間を費やす可能性を減らすことができる。

現代正義論においては、ロールズの『正義論』以降、概念分析(conceptual analysis)が下

火であったが、例えば平等についての議論では、依然として概念分析が有力なアプローチであり続けている(井上[2017: 30-40])。また、近年では、概念工学(conceptual engineering)ないし概念倫理(conceptual ethics)といったアプローチも登

場している(Cappelen & Plunkett [2020])。このような状況を踏まえると、今後の現代正義論においては、正義構想レベルの議論だけでなく、正義概念レベルの議論も深めていく必要があるだろう。

## 註

1. 特に断りがなく、ページ数のみ表記しているものは、Johannsen [2018]からの引用である。
2. 文脈主義者というネーミングはいささか分かりにくい、以降で見るように、正義が社会制度という限定された文脈(領域)に関係するという意味で、正義が「道徳の一部分」だと考えていることから、そう名付けたと思われる。
3. ロールズ以外の文脈主義者として、ロナルド・ドゥオーキン(Ronald Dworkin)やトマス・ポグゲ(Thomas Pogge)などが挙げられる。
4. コーエン以外の多元主義者として、リチャード・アーネソン(Richard Arneson)やヒレル・スタイナー(Hillel Steiner)などが挙げられる。
5. 道徳的正しさ一般を指す概念(広義の正義)として正義を理解する論者は、現代ではほとんど存在しない。仮にそのように理解したとすれば、正義(justice)と正(rightness)の概念が等しくなるので、正義概念の独自性がなくなってしまうからであろう。
6. なお、以下で正義と言う場合、狭義の正義を指している。
7. もっとも、本書が最終的に打ち出す理論は、文脈主義者の一人であるロールズの理論と、多元主義的な見方を折衷したようなものになっている。
8. 本書では正義の「射程(scope)」という用語が用いられているが(p. 2)、一般に、「射程」という用語は、正義原理が国家を越えてグローバルに適用されるか否かという問題について指すときに使われる(cf. Tan [2012: 1-2])。しかし、ここでの議論は、正義原理が適用される主体ないし実体が何かという問題についてであり、これは正義の「適用対象(site)」の議論である。したがって、「適用対象」という用語に改めた。
9. 「妥協可能(defeasible)」という用語は、「プロタント(pro tanto)」という用語に置き換え可能であると思われる。つまり、妥協可能な価値は、他の価値の考慮によって覆されうるが、それでも一定の重みを持ち続けるということである。「妥協可能」という字面からすると、むしろ「一応の(prima facie)」と同義であるように見えるが、本書の用法を見るに、「妥協可能」と言うことで、その価値の重みが帳消しになるといったことは意味していない。
10. この問題点の克服を試みたものとして、他には井上[2017]が挙げられる。

## 文献

Cappelen, Herman and David Plunkett (2020) "Introduction: A Guided Tour of Conceptual Engineering and Conceptual Ethics," in Harman Cappelen and David Plunkett (eds.), *Conceptual Engineering and Conceptual Ethics*, Oxford: Oxford University Press.

- Dworkin, Ronald (1986) *Law's Empire*, Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press.
- Hirose, Iwao (2014) *Egalitarianism*, New York: Routledge.
- 井上彰 (2017) 『正義・平等・責任：平等主義的正義論の新たなる展開』岩波書店.
- Johannsen, Kyle (2018) *A Conceptual Investigation of Justice*, New York: Routledge.
- Johannsen, Kyle (2019) "Conceptual Disagreement about Justice: Verbal, but Not Merely Verbal," *Dialogue: Canadian Philosophical Review*, 58(4), 701-709.
- 亀本洋 (2015) 『ロールズとデザート：現代正義論の一断面』成文堂.
- Rawls, John (1999) *A Theory of Justice, rev. ed.*, Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press.
- Tan, Kok-Chor (2012) *Justice, Institutions, and Luck: The Site, Ground, and Scope of Equality*, Oxford: Oxford University Press.
- Vallentyne, Perter (2015) "Justice, Interpersonal Morality, and Luck Egalitarianism," in Alex Kaufman (ed.), *Distributive Justice and Access to Advantage: G. A. Cohen's Egalitarianism*, Cambridge: Cambridge University Press, 40-49.

## 謝辞

本稿の草稿に対しては、井上彰先生、齋藤純一先生、近藤耀吾さん、榊原清玄さんから個別にコメントをいただいた。また、齋藤純一先生のゼミで本稿の草稿を報告した際には、奥田淳平さん、小林卓人さんからコメントをいただいた。そして、匿名の査読者には、幾つもの重要な指摘をいただいた。記して感謝申し上げる。



## ABSTRACTS IN ENGLISH

## **Can Artificial Intelligence Design the Economy?: Cyber-Communism in the 21st Century and Its Impossibility**

**YAMANE Haruki**

This paper examines the contemporary debate on “cyber-communism” – the argument that modern information technology enables socialist economic planning. Claims made by cyber-communists can be categorized into two distinct approaches: Market Socialism updated with modern technology and Democratic Socialism pursuing a decentralized model of economic planning. While modern Austrian economists have provided sharp criticisms of the former, relatively little attention has been paid to the latter.

Each model of communism in the modern world faces distinct fundamental problems originally raised by past authors: centralized Market Socialism cannot solve the Knowledge Problem advocated by Hayek, while decentralized Democratic Socialism cannot address Mises’s critique about the impossibility of valuing and allocating production goods under the absence of a unified unit of calculation – money.

This paper also clarifies misconceptions about Artificial Intelligence (AI) technology within the debate. The analysis in Chapter IV demonstrates that current AI systems, due to their non-deterministic nature and lack of explainability, are unsuitable as central planners. Modern AI based on deep learning technology is more heuristic than algorithmic, and more boundedly rational than computationally rational. Therefore, it fails to solve the Knowledge Problem and potentially exacerbates it by expanding the domain of tacit and embedded knowledge in society.

While this paper acknowledges possibilities for hybrid approaches combining market mechanisms with computation and planning, it concludes that information technology alone cannot enable socialist economic calculation.

## Democracy Dominates

KOBAYASHI Takuto

Neo-Roman republicanism proposes “freedom as non-domination” as a cardinal moral-political value: a person is free if and only if he or she is not subjected to the uncontrolled capacity of any other agent (whether natural or artificial, individual or collective) to interfere with his or her choices. This conception of freedom has motivated an influential justification of democratic political procedures that appeals to the notion of popular control. According to this *Control Argument*, the guarantee of equal opportunity to influence political decisions, which is a definitive feature of democratic political procedures, is essential to securing each individual's equal share in popular control over the state, which, in turn, is essential to each individual's avoidance of “public domination” by the state and its government. This paper challenges this justification by building on what it refers to as the *Discontinuation Objection*. This objection, developed in the literature, holds that an equal share in popular control does not amount to any individual's control over the state or its government in any relevant sense. By defending this objection against several responses, this paper concludes that, insofar as non-domination requires control by those potentially being interfered with, democracy constitutes public domination rather than eliminates it.

# **A Comprehensive Study of Takabatake's Concept of 'Modernization': Insights from National Progressive Movement, Mexican Studies, and Local Politics**

**TANAKA Shunsuke**

This paper explores how Michitoshi Takabatake engaged with modernization theory in postwar Japanese political science. Drawing on the 1960 Hakone Conference, Japan's partial endorsement and critique of US-led frameworks, and evolving social movements across Japan, such as anti-Vietnam War activism, he proposed an alternative vantage point distinct from both American behaviorist constructs and interpretations stemming from doctrinaire Marxism. He examined the "progressive national movement", a local power structured under Kakuei Tanaka, and Mexico's revolutionary trajectory to illustrate how simplistic linear models overlook domestic "north-south" inequalities and complex social legacies. While Walt W. Rostow and Seymour Martin Lipset posited universal correlations between economic expansion and democratization, Takabatake underscored Japan's distinct historical processes and uneven regional dynamics. By comparing Mexico's quasi-authoritarian rule with Japan's postwar transformation, he emphasized that modernization is neither a monolithic nor value-neutral phenomenon. Grounded in anti-Vietnam War activism, he integrated empirical inquiry with a commitment to citizen-based movements, eschewing rigid prescriptive formulas. Takabatake's approach advocated historical specificity and ethical reflexivity, challenging both Cold War-driven methodologies and purely scholastic perspectives. His legacy, encompassing multi-sited research and transnational comparisons, underscores the necessity of interpreting modernization through localized experiences and historically situated agency. In conclusion, this approach reaffirms the necessity of reconfiguring the very concept of modernization in relation to the concrete contexts of everyday life and social movements.





# *Komaba Studies in Society*

vol. XXXIV

## **Papers**

- Can Artificial Intelligence Design the Economy?:  
Cyber-Communism in the 21st Century and Its Impossibility ..... YAMANE Haruki (3)  
Democracy Dominates ..... KOBAYASHI Takuto (25)  
A Comprehensive Study of Takabatake's Concept of 'Modernization':  
Insights from National Progressive Movement, Mexican Studies, and Local Politics  
..... TANAKA Shunsuke (45)

## **Reviews**

- The Position of Family in the Formation and Transition of the Welfare State  
..... TAKASAKI Kazumi (65)  
What Are the Grounds of Political Legitimacy?:  
A Critical Examination of Fabienne Peter's *The Grounds of Political Legitimacy*  
..... FUKUSHIMA Gen (71)  
Three Aspects of Care Responsibility and the Non-voluntaristic Responsibility:  
On *Caring Democracy* ..... KANEKO Ken (79)  
What Concept of Justice Should be Used?:  
A Critical Examination of *A Conceptual Investigation of Justice* ..... WASHITA Juon (87)  
**Abstracts in English** ..... (95)

Department of Advanced Social and International Studies  
Graduate School of Arts and Sciences  
The University of Tokyo